筑波大学博士 (言語学) 学位請求論文

行為要求表現における 共同意志形成に関する研究

金 玉英

2015年度

目 次

凡	L例	······································	/
第	1章	序論 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
	1.0	概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1.1	本論文の目的と意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1.2	本論文の構成と各章の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第	2章	先行研究——行為要求表現の分類と枠組みを中心に——・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	2.0	概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	2.1	多義的分類(坂本ほか1994、蒲谷ほか2009)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	2.2	一義的分類1	2
		2.2.1 柏崎1993 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
		2.2.2 姫野1997・20091	4
		2.2.3 日本語記述文法研究会2003 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
	2.3	段階的分類 (高梨2011、熊井2012)1	7
	2.4	まとめと問題点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	9
第	3章	行為要求表現の分類と「共同意志形成」 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 2	9
	3.0	概要2	9
	3.1	行為要求表現の分類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	3.2	各機能の定義の見直し3	0
		3.2.1 命令3	1
		3.2.1.1 先行研究の捉え方3	1
		3.2.1.2 本論文の捉え方3	4

	3.2.2 依頼	• • • • 36
	3.2.2.1 先行研究の捉え方	36
	3.2.2.2 本論文の捉え方	37
	3.2.3 勧め	40
	3.2.3.1 先行研究の捉え方	40
	3.2.3.2 本論文の捉え方	42
	3.2.4 勧誘	47
	3.2.4.1 先行研究の捉え方	48
	3.2.4.2 本論文の捉え方	55
	3.2.5 まとめ	66
	3.3 新しい枠組みの提案――「聞き手意志配慮」の観点から―― ・・・・・・	67
	3.3.1 「単独意志形成」と「共同意志形成」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
	3.3.2 「融合型共同意志形成」と「対立型共同意志形成」・・・・・・・	69
	3.3.3 基本的な叙法との関わり	71
	3.4 第3章のまとめ	· · · · 73
Ħ	第4章 「融合型」共同意志形成——「勧誘」の文法的特徴——・・・・・・	75
a a	第4章 「融合型」共同意志形成——「勧誘」の文法的特徴——・・・・・・ 4.0 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
穿		· · · · 75
第	4.0 概要	75
第	4.0 概要	····75
第	4.0 概要 4.1 勧誘の類型と行為の連続性 4.1.1 勧誘の類型 4.1.2 行為の連続性 4.2 文末形式との関わり	· · · · · 75 · · · · · 76 · · · · · 76 · · · · · 78 · · · · · 78
第	4.0 概要 4.1 勧誘の類型と行為の連続性 4.1.1 勧誘の類型 4.1.2 行為の連続性	· · · · · 75 · · · · · 76 · · · · · 76 · · · · · 78 · · · · · 78
第	4.0 概要 4.1 勧誘の類型と行為の連続性 4.1.1 勧誘の類型 4.1.2 行為の連続性 4.2 文末形式との関わり	75 76 78 84
第	4.0 概要	7576788485
第	4.0 概要 4.1 勧誘の類型と行為の連続性 4.1.2 行為の連続性 4.2 文末形式との関わり 4.2.1 現象の観察 4.2.1.2 引き込み型 4.2.1.3 セールス型	787878848686
	4.0 概要 4.1 勧誘の類型と行為の連続性 4.1.1 勧誘の類型 4.1.2 行為の連続性 4.2 文末形式との関わり 4.2.1 現象の観察 4.2.1.1 グループ型 4.2.1.2 引き込み型 4.2.1.3 セールス型 4.2.2 分析	757678848687
	4.0 概要 4.1 勧誘の類型と行為の連続性 4.1.2 行為の連続性 4.2 文末形式との関わり 4.2.1 現象の観察 4.2.1.2 引き込み型 4.2.1.3 セールス型	7576788485868689

			4.3.2 調査票抜粋	98
	4.	4	Ⅰ 授受表現との関わり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102
	4.	5	5 第4章のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103
第	5	章	:「対立型」共同意志形成——可能 ā	長現による「依頼」——105
	5.	0) 概要	105
	5.	1	「対立型」共同意志形成と「依頼」「	勧め」・・・・・・105
			5.1.1 依頼	106
			5.1.2 勧め・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
	5.	2	2 可能表現による「依頼」・・・・・・・・	111
			5.2.1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111
			5.2.2 「~ていただけませんか」系	
			5.2.3 「~できませんか」系のタイ	プ113
			5.2.3.1 「可能表現」の働き	114
			5.2.3.2 丁寧さとの関わり	115
			5.2.4 まとめと課題	117
	5.	3	3 第5章のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
第	6	章	: 「共同意志形成」における日本語と	≤中国語の差異 ・・・・・・・119
	6.	0		119
	6.	1	「可能表現」における日中の差異 ‥	119
			6.1.1 問題提起 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	119
			6.1.2 「可能」の意味範囲の違いと	「依頼表現」 ‥‥‥‥‥‥121
			6.1.2.1 日本語・中国語の	「可能」の意味範囲・・・・・・121
			6.1.2.2 可能表現と丁寧さ	123
	6.	2	2 「意志表現」における日中の差異 ‥	124
			6.2.1 問題提起 · · · · · · · · · · · ·	124
			6.2.2 日本語の意志表現に関する	· 研究······125
				127

么	音レ	肝発表論文との 関			 151
参	考文	献			 141
	7.2	今後の課題・・・・			 140
	7.1	本論文のまとめ			 135
	7.0	概要・・・・・・・・・			 135
第	7章	結論 ・・・・・・・・			 135
	6.3	第6章のまとめ			 133
		6.2.4 聞き手	意志配慮との関わ	ŋ · · · · · · ·	 132
		6.2.3.3	「聞き手の権限」	の観点から	 131
		6.2.3.2	各表現形式の使	われ方・・・・・	 128
		6.2.3.1	「判断の決定権」	の2分類・・	 127

凡例

用語の記号

「」」本論文で用いる専門用語はすべて「」で示す。

" 先行研究から用語を引用する場合、本論文で用いる専門用語との区別 を図るため " "で示す。

用例の記号

() 用例の前の括弧に入れた番号は、章ごとに改める。 () 用例の後の括弧は出典を示す。 出典が示されていない用例は、すべて作例である。 発話状況(文脈)を補う必要がある場合に用いる。 用例・引用中の下線は(特に断らない限り)筆者によるものである。 比較・参照の用例であることを示す。 cf. 上昇イントネーションを表す。特記する必要のある場合に用いる。 \uparrow 下降イントネーションを表す。特記する必要のある場合に用いる。 \downarrow * 用例が非文法的であることを示す。 ?? 用例がかなり不自然である(許容度にかなり揺れがある)ことを示す。 用例がやや不自然である(許容度に揺れがある)ことを示す。 用例が、当該の発話意図を満たすために、またはその発話状況におい て不適格であることを示す。

第1章

序論

1.0 概要

序論では、本論文の目的と意義を明確に示し、論文全体の構成と各章の概要について述べる。

1.1 本論文の目的と意義

本論文は、現代日本語を主な対象とした「行為要求表現*1」に関する研究である。「行為

^{*1 「}①行為要求表現(日本語記述文法研究会 2003、高梨 2011、熊井 2012)」という用語のほかにも、「②命令的表現(国立国語研究所 1960・1963)」「③働きかけの表現(仁田 1991)」「④行動展開表現(坂本ほか 1994、蒲谷ほか 2009)」「⑤行為指示型発話行為(姫野 1997・2009)」「⑥命令・依頼の表現(王 2005)、命令・依頼のモダリティ(安達 2002b)」「⑦行動要求表現(柏崎 1993、王 2005)」「⑧行動指示表現(岡本 2001)」「⑨行為指示型表現(柏崎 1993)」などなど、先行研究では様々な用語が多数用いられている。また同じ用語でも、研究者によって扱われる意味的範囲が異なっているものがある。本論文では、用語及び意味的範囲の差異による煩雑さを避けるため、「行為要求表現」という呼称に統一し、国立国語研究所 1960 の定義を援用する。

(同上:65)

要求表現」とは、「行動としての応答を求めることに重点が置かれる表現(国立国語研究所 1960:108)」のことを指す。例えば、以下のようなものである。

(1)	おい、ちょっと飲み物を <u>買ってこい</u> 。	(日本語記述文法研究会 2003:67)
(2)	つべこべいわずに <u>仕事する</u> 。	(同上:70)
(3)	悪いけど、ちょっと <u>手伝ってくれ</u> 。	(同上:72)
(4)	ちょっと <u>待ってくれる</u> ?	(同上:73)
(5)	いい天気だから、散歩でも <u>したら</u> ?	(同上:78)
(6)	もう遅いから、そろそろ帰った <u>方がいい</u> よ。	(同上:78)
(7)	時間があれば、ご飯でも食べに <u>行こう</u> 。	(同上:62)

(1)(2)は「命令」、(3)(4)は「依頼」、(5)(6)は「勧め」、(7)(8)は「勧誘」と呼ばれる例である。

(8) 明日、映画を見に行くんだけど、君も行かない?

「命令」「依頼」「勧め」「勧誘」などは、「行為要求表現」のサブカテゴリとしてよく取り上げられる機能であるが、これらの機能の定義について従来の研究では主に、「誰が行動し、誰が決定権を持ち、その行動の結果、誰が利益を得るのか」という「行為者」「決定権者」「受益者」の3つの要素を用い、その組み合わせを基本的な枠組みとすることで捉えられてきた。しかし、「行為要求表現」というカテゴリーにおいて、上記のような「3つの要素」、およびその要素の「優劣(有効範囲、優先順位)の捉え方」では、各機能の定義に反する現象が数多く存在する。

本論文では、「命令」「依頼」「勧め」「勧誘」という「行為要求表現」の各機能の定義を再整理し、「話し手の聞き手意志に対する配慮の有無」という観点から「共同意志形成」という新しい概念を提示すると共に、「行為要求表現」について新しい枠組みを提案することを目的とする。そうすることで、「行為要求」という機能が現代日本語においてどのようにして実現されるのかがより明確になる。

………第6章

具体的には、以下の4点について順に論ずる。

本論文の意義は主として以下の点にある。

(iv) 「共同意志形成」における日本語と中国語の差異

- ① 「行為要求表現」の各機能――「命令」「依頼」「勧め」「勧誘」の定義について、より実例に則した形で本質的に捉え直したこと。
- ② 「聞き手意志配慮の有無」という観点から「共同意志形成」という新しい枠組みを 提案することで、「行為要求」の間接化に対して新しい見方を提示できたこと。

1.2 本論文の構成と各章の概要

本論文の全体の構成を述べると、第1章が序論で、第2章が先行研究となる。2章では現代日本語における従来の「行為要求表現」の分類と枠組みを概観し、問題点を指摘する。第3、4、5章は、個別言語研究としての現代日本語に関する研究である。具体的に述べると、第3章が本論文の総論部分にあたり、「行為要求表現」について新しい枠組みを提案するものである。第4章と第5章は各論で、第4章では「融合型共同意志形成」、第5章では「対立型共同意志形成」に関わる現象を個別的に考察する。第6章は日中対照研究のアプローチを用いた議論になる。第7章は本論文の結論で、論文全体のまとめと今後の課題・展望について述べる。以下、その構成を示す。

- 第1章 序論
- 第2章 先行研究——行為要求表現の分類と枠組みを中心に——
- 第3章 行為要求表現の分類と「共同意志形成」
- 第4章 「融合型」共同意志形成——「勧誘」の文法的特徴——
- 第5章 「対立型」共同意志形成——可能表現による「依頼」——
- 第6章 「共同意志形成」における日本語と中国語の差異
- 第7章 結論

各章の概要は、以下のとおりである。

第1章「序論」(本章)では、本論文の目的と意義を述べ、全体の構成と各章の概要について説明する。

第2章「先行研究――行為要求表現の分類と枠組みを中心に――」では、従来の研究における現代日本語の「行為要求表現」の分類と枠組みを概観し、「行為者」「決定権者」「受益者」という3つの要素を軸にしている点で共通することを述べる。そして、各機能の定義に反する用例が多く存在することを示し、先行研究における「行為要求表現」の分類と枠組みにおいて、「行為者」「受益者」の捉え方に問題があることを指摘する。

第3章「行為要求表現の分類と「共同意志形成」」では、先行研究における行為要求表現の分類と各機能の定義を整理し、新しい捉え方を示す。そして、「聞き手意志配慮」という観点を導入する。話し手の聞き手意志に対する「配慮の有無」の観点から「共同意志形成」という新しい概念を提示し、「共同意志形成」においては更に、話し手の聞き手意志に対する「配慮の仕方」という観点を用いて、「行為要求表現」について新しい枠組みを提案する。具体的な内容は以下のとおりである。

- ① 各機能の定義を再整理し、定義において最も重要な概念は何かを考えることで、各機能を以下のように捉え直す。
- 「命令」: 「聞き手意志を配慮しない」ことが重要である。聞き手の意志を完全に無視し、 「話し手の意志」によって聞き手に行為要求するのが「命令」である。「[座っている席の隣を指さして] あなたもここに座りなさい」のような「話し手、聞き手の共同行為」が定義に含まれる点で先行研究と異なる。
- 「依頼」: 「受益者が話し手」という先行研究の指摘は基本的には正しいが、それだけでは「我々も彼らに手伝ってもらいませんか」のような「勧誘」を表す用例と区別がつかない。「話し手受益」ではあるが、その利益がどこからきたものかが大事であり、「聞き手から話し手への利益の移動」を通して、話し手と聞き手の間に生じる「話し手:聞き手=受益:与益」の対立関係が重要である。
- 「勧め」: 先行研究で述べる「聞き手利益」という概念では、「田中さんは今大変困っているようなので、ちょっと助けてあげたら?」とか、「その問題については、この本を読むといい」「離乳食だから、一から手作りしてあげた方がいいよ」のような、「たら?」「といい」「ほうがいい」など評価のモダリティ形式で表される、聞き手が受益者とは言い難い用例を説明するのに無理がある。「事柄、事態の妥当性」「事態の実現の望ましさ」(および、それに重点を置くことによる策動性の弱化)と捉え、その「妥当性」「望ましさ」が「聞き手」に向かった場合、結果的に「聞き手利益」に繋がると考える。
- 「勧誘」: 先行研究で述べる「共同行為」という概念では、「保険にお入りになりませんか」「今度遊びに来ませんか」のような聞き手単独行為である「セールス型勧誘」 (第4章) や、「一人だと不安なので、一緒に行ってもらえないか」「あなたも私と一緒に東京へ帰ったらどうか」のような「共同行為」であるにもかかわらず「依頼」「勧め」などほかの表現となる例が説明できない。話し手と聞き手が融合される「心理的な We の形成」が重要であると考える。

② 「聞き手意志配慮」の観点から話し手と聞き手による「共同意志形成」という概念を 提示する。そして、行為要求表現における「共同意志形成」には「融合型」と「対立型」 の2種類があることを主張し、全体の枠組みを以下のように示す。

配慮 命令 单独意志形成 無 1 聞き手意志に対する配慮の有無 2 融合型 話し手と聞き手の対立をなくす(心理的な We の形成) き手意志に対する配慮の仕方 配慮有り 「事態の実現の望ましさ」等を重点的に述べることに 共同意志形成 勧 より策動性(強制性)を弱化する 対立型 依 聞き手から話し手への利益の授受に言及する

【表 1-1】 本論文における行為要求表現の枠組み

(同【表3-5】)

第4章「「融合型」共同意志形成――「勧誘」の文法的特徴――」では、「勧誘」に おける「共同行為から単独行為への連続性」を示し、それらに関連して、主語(人称)、文 末表現(「意志形」と「疑問形」)、敬語、授受表現との関わり方について考察することで、 「勧誘」の諸特徴を明らかにする。具体的な内容は以下のとおりである。

① 先行研究で主張する「グループ型」「引き込み型」の2つのタイプに加え、「(監督が生徒を誘う場面) うちのチームに来ないか」「保険に入りませんか」のような聞き手単独行為を表す「セールス型」勧誘の存在を示す。そして、それぞれの類型において具体的にどのようにして話し手と聞き手が融合され、We が形成されるのかを考察し、「グループ型→引き込み型→セールス型」の順に「共同行為」から「単独行為」のほうに「共同行為らしさ」が減っていく「行為の連続性」を明らかにする。

- ② 「聞き手の意志」をめぐる文脈的条件を取り入れ、勧誘の各類型における文末形式の使われ方を考察する。「しようか」が「聞き手に意志がないと見込まれる文脈」において「グループ型」勧誘としても機能できないこと、また「聞き手に意志があると見込まれる文脈」においては「引き込み型」勧誘として機能できる場合があることを指摘し、「グループ型→引き込み型→セールス型」の順に自然度が下がる、最も融合的な(一体化された)形式であることを論じる。「するか」も「しようか」と同じ傾向を示す。それに対し、「しよう」は「セールス型」において自然度が落ちる。否定疑問文「しないか」は、勧誘の類型による自然度の差は見られない。
- ③ 「グループ型→引き込み型 (→セールス型)」のように「共同行為」から「単独行為」 へと「共同らしさ」が減る順に「尊敬語」の自然度が上がり、「謙譲語」の自然度が下がる ことを論じる。また、勧誘の各類型における「授受表現の使われ方」を示し、「共同行為」 の場合「共同受益」または「共同与益」にしかならないことを述べる。
- 第5章「「対立型」共同意志形成――可能表現による「依頼」――」では、「対立型」共同意志形成に関わる現象を個別的に考察する。まず、「対立型」共同意志形成に属する「依頼」と「勧め」の差異を示し、主語(人称)、文末表現、敬語、授受表現との関わりを概略的に述べる。そして、「聞き手の意志」を問わない方法で行為要求(依頼)する「可能表現」について詳しく考察し、主に以下のことを主張する。
- ① 「依頼」表現に用いられる「可能表現」には「~ていただけませんか」系と「~できませんか」系の2種類あるが、それぞれのタイプが「依頼」表現として機能するメカニズム、「可能形式」が果たす役割が異なる。「~できませんか」系のタイプにおける「可能形式」は、「依頼」表現に必要な「話し手受益:聞き手与益」を含意させるための要素として働く。一方、「~ていただけませんか」系のタイプにおいては、「聞き手の意志」を直接尋ねず、間接化して丁寧度を上げる役割を果たす。
- ② 「~できませんか」系のタイプは「丁寧さが低い」が、それは「可能性」のみを尋ねる(「可能」なら「行為を実行することが当たり前」という意味を含意しやすい)形を取っており、「意志性」つまり「聞き手の意志」を問うていないためである。一方、「~ていた

だけませんか」系のタイプは、「聞き手の意志」も含めた全体状況(聞き手の「可能性」と 「意志性」両方)を問うているため、間接的に「聞き手の意志」を配慮していることにな り、充分な丁寧さを保ちうるのである。

第6章「「共同意志形成」における日本語と中国語の差異」では、日本語と中国語の「共同意志形成」に関わる現象を部分的に取り上げ、本論文全体の鍵概念となる「聞き手意志配慮」という観点、「(話し手ー聞き手間の)共同意志形成」という概念が、日本語と中国語との文法対照研究上にも十分に有効であることを示す。具体的には「可能表現」(共同意志形成時における日中の差異)と「意志表現」(共同意志形成後における差異)を取り上げ、以下のことを論じる。

- ① 「可能形式」を用いた依頼表現において、日中両言語における可能の意味範囲が異なる。二人称主語の場合、日本語の「可能表現」には「聞き手の意志」の有無が含まれないが、中国語の「可能表現」は「可能性」と「意志性」両方を含む。中国語の可能表現が丁寧な理由は、間接的に「聞き手の意志」を配慮するからである。
- ② 日本語と中国語の動詞の「基本形」と「う/よう」"吧 ba"を用いた(共同)意志表現において、「共同行為」の場合日本語と中国語において「ずれ」が生じる。日本語では「共同意志形成」が終わっても「共同行為」を実行するまで「聞き手の意志」を配慮せねばならず、「基本形」を用いて断定することができない。それに対して、中国語では、「共同行為」であっても「共同意志形成」が終わったら「聞き手の意志」を配慮する必要がなく、「基本形」を用いて断定的に言い切ることができる。

第7章「結論」では、本論文全体の内容をまとめ、今後の課題について述べる。

第2章

先行研究

――行為要求表現の分類と枠組みを中心に――

2.0 概要

「話し手の聞き手意志に対する配慮の有無」という観点から「共同意志形成」という新しい概念を提示し、「行為要求表現」について新しい枠組みを提案することが、本論文の主な課題である。そこで本章(第2章)では、従来の研究における現代日本語の「行為要求表現」の分類と枠組みを概観し、その問題点について論じる。

「行為要求表現」の分類と枠組みに関する先行研究は、大まかに言えば「多義的分類」「一義的分類」「段階的分類」の3つに分けることができる。但し、これら全ての議論のいずれにおいても、「行為者」「決定権者」「受益者」という3つの要素が基本となっている。以下、順に先行研究の議論を概観する。

2.1 多義的分類(坂本ほか1994、蒲谷ほか2009)

「多義的」とは、機能的に異なる「行為要求表現」が同一の規定で捉えられたり、同一

の「行為要求表現」が異なる型に分類されたりすることを指す*2。「多義的分類」を行っているものに、坂本ほか1994、蒲谷ほか2009などがある。

坂本ほか 1994 では、日本語教育における表現指導の立場から、"行動展開表現"を"① 忠告・助言""②勧誘""③依頼""④指示・命令""⑤許可与え""⑥申し出""⑦許可求め" "⑧確認""⑨宣言"などの 9 種に分類しているが、分類基準として"行動""決定権""利 益"という 3 つの要素を挙げている。

(1) 坂本ほか 1994 における分類基準

- A 「行動」(だれが行動するのか)
- B 「決定権」(だれがその行動の決定権を持っているのか)
- C 「利益」(その行動の結果、だれが利益・恩恵を受けるのか)

(坂本ほか1994:49-50)

そして、その要素の組み合わせの観点から、各機能の基本的な性質について下記【表 2-1】のようにまとめている*3。

^{*2 「}多義的分類」の定義の内容においては、姫野 1997 を参照している。姫野 1997 では「多義的分類」 (坂本ほか 1994 など) の問題点を指摘し、【表 2-4】のような「一義的分類」を提案している。

^{*3} 坂本ほか1994では、A (相手)、J (自分)、A J (両者)、O (どちらでもない) などの記号で示しているが、用語を統一したほうがほかの研究と比べる際に分かりやすいと判断し、【表 2-1 】では「聞き手」「話し手」「共同」「なし」で表記した。

行 動 決定権 利益 1 忠告・助言 聞き手 聞き手 聞き手 (2)勧 誘 共 同/聞き手 聞き手 共 同/聞き手/話し手 3 依 聞き手 聞き手 話し手 (4) 指示・命令 聞き手 話し手 話し手/聞き手/なし (5) 許可与え 聞き手 話し手 聞き手 6 申し出 話し手 聞き手 聞き手 7 許可求め 話し手 聞き手 話し手 話し手/聞き手/なし 8 確 認 話し手 聞き手 (9) 宣 言 話し手/共 同 話し手 話し手/聞き手/なし

【表 2-1】 坂本ほか 1994

(p.50 修正引用)

坂本ほか 1994 のいう "行動展開表現"は、「聞き手行為」のみならず「話し手行為」も含まれるため、本論文でいう「行為要求表現」より範囲が広い。上記【表 2-1】の規定に基づくと、9種の機能のうち、"行動"に「聞き手」が含まれる"①忠告・助言""②勧誘""③依頼""④指示・命令""⑤許可与え"と"⑨宣言"の一部("行動"が"共同"の場合)が「行為要求表現」になる。"⑥申し出""⑦許可求め""⑧確認"および"⑨宣言"における"行動"が"話し手"の場合は、"話し手のみ"の"行動"であるため「行為要求表現」には含まれない。

蒲谷ほか 2009 も、坂本ほか 1994 と全く同様の観点から分類と枠組みを示しているが、代表的な機能として 1 0 種を挙げており、蒲谷ほか 2009 の "②勧誘"と "⑨宣言"において少し違いがある。以下、蒲谷ほか 2009 の規定を【表 2-2】に示す。灰色に塗り潰されている部分が【表 2-1】 の規定と異なる部分であり、それ以外は【表 2-1】と同様である。

		行 動	決定権	利益
1	忠告・助言	聞き手	聞き手	聞き手
2	誘い	共 同	聞き手	共 同
3	勧め	聞き手	聞き手	聞き手
4	依 頼	聞き手	聞き手	話し手
5	指示・命令	聞き手	話し手	話し手/聞き手/なし
6	許可与え	聞き手	話し手	聞き手
7	申し出	話し手	聞き手	聞き手
8	許可求め	話し手	聞き手	話し手
9	確 認	話し手	聞き手	話し手/聞き手/なし
10	宣言	話し手	話し手	話し手

【表 2-2】 蒲谷ほか 2009

(p.97 修正引用)

【表 2-2】から分かるように、蒲谷ほか 2009 では"勧誘"という用語を避け、"②誘い"と"③勧め"を挙げており、"⑩宣言"については"行動""決定権""利益"が全て"話し手"であると規定している。そのため、蒲谷ほか 2009 における"宣言"は、坂本ほか1994 と異なり、本論文の「行為要求表現」に含まれない。

2.2 一義的分類

前節では、「多義的分類」を行っている先行研究について概観した。本節 (2.2節)では「一義的分類」に関する先行研究の議論をまとめる。「一義的」とは、「多義的」と対照的な概念で、1つの機能カテゴリーが相互排除的に捉えられるものを指す。

「一義的分類」を示している先行研究には、柏崎 1993*4、姫野 1997・2009、日本語記述文法研究会 2003、王 2005 などがある。

2.2.1 柏崎 1993

柏崎 1993 では、"行為指示型表現"の基本的な機能は "命令機能" "依頼機能" "勧め機能" の3つであると述べ、"負担利益"と "選択性"という2つの基準から各機能の定義を図っている。"依頼機能"から "懇願機能"が、"勧め機能"から "激励機能"が派生してくると論じているが、派生機能は基本機能に含まれる(姫野 1997)と考え、本論文では基本機能のみを捉える。それぞれの機能の定義に従い、表にまとめると【表 2-3】のようになる。

選択性・随意性 利益 · 恩恵賦与 負 担 話し手 聞き手 かなり小さい/ほとんどない 命令 話し手/なし 聞き手 (多かれ少なかれ) ある 話し手/他者 聞き手 話し手/なし 聞き手 勧め ある

【表 2-3】 柏崎 1993

また、柏崎 1993 では用例判定において、下記①と②を"勧め表現"の項目に入れると述べている (p.18)。

- ①「一人称の意志ではない「~(よ)う」:二人称を含んださそいかけ性があるもの
- ②「「~ないか/~ませんか」: さそいかけの表現として定着しているもの

^{*4} 姫野 1997 では、柏崎 1993 も「一義的分類」になっていないと批判しているが、本論文では1つの機能カテゴリーが相互排除的に捉えられていると考え、「一義的分類」に含める。

つまり、柏崎 1993 は "さそいかけ" を 1 つの機能として取り出してはいないが、"勧め" の一種として捉えていることが推測できる。

2.2.2 姫野 1997 - 2009

姫野 1997 は、"受益者"と"決定権者"を分類基準に、"命令的指示""恩恵的指示""依頼""勧め"という基本 4 機能を立てている。以下、姫野 1997 のまとめた表を【表 2-4】に引用する。

 決定権者

 話し手
 聞き手

 競合型(受益者 話し手)
 命令的指示
 依頼

 懇親型(受益者 聞き手)
 恩恵的指示
 勧め

【表 2-4】 姫野 1997

(p.173)

姫野 1997 では"勧誘"を"勧め"の一種の変種として捉えている。"勧め"を"行為者"の軸で下位区分し、"行為者"が"話し手+聞き手"の場合のみが"勧誘"であると述べている。そして"勧誘"の"受益者"について、以下のように指摘している。

(2) "勧誘"の"受益者"に関する姫野 1997の主張

話し手の利益のために勧誘を行うことは難しいと考え、勧誘の受益者は<u>基本的に聞き手</u>(ある場合には話し手+聞き手)」と捉えたい。

(姫野 1997:174)

姫野 2009 も、姫野 1997 とほぼ一致した枠組みを提示している。"受益者""決定権者"を基準に、「行為者が聞き手のみ」である場合の"行為指示型発話行為"を、以下のようにまとめている。【表 2-5 】に引用する。

【表 2-5】 姫野 2009

(行為者が聞き手のみである行為指示型発話行為の分類基準)

		決定権者		
		聞き手	話し手	
受益者	話し手	依頼	話し手利益指示	
文益有	聞き手	勧め	聞き手利益指示	

(p.58)

また、"勧誘"について、姫野 2009 も姫野 1997 同様、「話し手と聞き手の共同行為」の場合を"勧誘"の特徴として捉えているが、位置づけにおいて姫野 1997 とは異なった見解を示している。姫野 1997 では"勧誘"を"勧め"の下位分類として捉え、"勧め"の下に"行為者"の軸を設けているが、姫野 2009 では"勧誘"を"勧め"の下位分類として捉えていない。行為者が「話し手+聞き手」であるという特徴を持った、独立した機能として捉えている。"勧誘"の"受益者"と"決定権者"に関しては、以下のように論じている。

(3) "勧誘"の"受益者"と"決定権者"に関する姫野 2009 の主張

勧誘の受益者は話し手・聞き手の両者であることが基本であるため、受益者による 下位区分は行わず、また共同行為であるために<u>決定権者も話し手か聞き手のどちら</u> か一方と規定できないことが多いため、勧誘は一種類の発話行為として取り扱う。

(姫野 2009:58)

2.2.3 日本語記述文法研究会 2003

日本語記述文法研究会 2003 では、行為の実行に関わる機能を、"行為者"が誰かによって "意志" "勧誘" "行為要求" の3つに分類している。「話し手の行為の実行を表すもの」が "意志"、「話し手の行為の実行を前提として、聞き手に行為の実行を求めるもの」が "勧

誘"、「聞き手に行為の実行を求めるもの」が"行為要求"であると定義している。本論文で言う「行為要求表現」は、「聞き手に行為の実行を求める」ことに焦点を置いたものであるため、"意志"を除いた"勧誘"と"行為要求"両方が含まれることになる。

更に、日本語記述文法研究会 2003 では "行為要求"の下位分類について "命令" "依頼" "許可・勧め・助言"を挙げ、それぞれの特徴について(4)のように述べている。

(4) 日本語記述文法研究会 2003 における捉え方

"命 令": 命令は、上位者が下位者に対して、その<u>行為の実行を強制する</u>という機能である。聞き手にその要求を受け入れるかどうかに対する<u>判断の余地を与えないほど強い強制力をもつ。(p.67)</u>

"依 頼": 行為の実行者である聞き手には、その<u>行為の受諾に関する決定権が与えられる</u>。(p.71)

"許可・勧め・助言": 許可、勧め、助言は、話し手が聞き手にとって有益な行為の 実行を求めるという機能である。聞き手に行為の実行を求める点では命 令や依頼と同じであるが、これらが話し手にとって有益な行為の実行を 求めるということとは対照的である。(p.76)

日本語記述文法研究会 2003 では"行為者"以外"強制力・決定権""有益"などの用語を用いてそれぞれの機能を特徴づけているが、それを表にまとめると【表 2-6】のようになる。「一」は「特に言及されていない」ことを表す。

	行為者	受益者	聞き手決定権
命令	聞き手	話し手	無
依頼	聞き手	話し手	有
許可・勧め・助言	聞き手	聞き手	_
勧誘	共 同	—	<u>—</u>

【表 2-6】 日本記述文法研究会 2003

【表 2-6】から、以下の 3 点が日本語記述文法研究会 2003 の特徴的な捉え方であると言えよう。

- ① "命令"の"受益者"を"話し手"に限定している点
- ②"許可・勧め・助言"の"決定権"について特に言及がない点
- ③ "勧誘"の"受益者""決定権者"について特に言及がない点

2.3 段階的分類 (高梨 2011、熊井 2012)

「段階的」とは、"決定権"及び"受益者"を「多義的」「一義的」のような2者選択的な捉え方ではなく、「強弱」の問題として程度的、連続的に捉えることを指す。「段階的分類」を行っている研究には、高梨 2011、熊井 2012 などがある。高梨 2011 は"決定権"を段階的に捉え、姫野 1997 に修正を加えたものであり、熊井 2012 は更に"受益性"を段階的に捉え、高梨 2011 に修正を加えたものである。以下、順に確認する。

高梨 2011 は、"行為要求"という機能について、「聞き手が行為を実現することを(または実現しないこと)を求めたり容認したりする機能(p.1)」と規定し、日本語教育の観点から分類と枠組みを提案している。その分類は、上記で既に述べたように、姫野 1997 の4分類を基本にしながら、若干の変更を加えたものである。その分類を【表 2-7】に引用する。

話し手の強制力 強 → 弱 聞き手の決定権 弱← 命令的指示 依頼 聞き手 受益者 行 聞き手 恩惠的指示 許可 勧め 為 者 聞き手+話し手 勧誘

【表 2-7】 高梨 2011 (姫野 1997 を修正)

(p.3)

高梨 2011 では、「行為を発動するかどうかについての聞き手の決定権は、話し手の強制力と相反する関係にあるが、強制力には様々な程度がありうる(p.3)」と述べ、"決定権"を「聞き手と話し手のどちらにあるかの二者選択ではなく、よりどちらが強いかという程度的なもの(p.3)」として考えられている。そして、"許可"と"勧誘"を「典型的な行為要求ではないものの、それに連続するものとして位置づける(p.4)」と主張している。但し、太線で囲まれた部分が基本的な"行為要求"を指し、姫野 1997 の分類と基本的には同じであることを認めている。

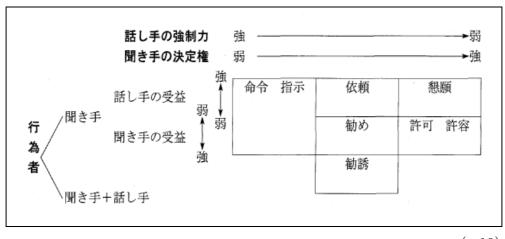
熊井 2012 は、高梨 2011 に更に修正を施している。

熊井 2012 では、確かに"依頼"の場合の"受益者"は話し手、"勧め"の場合の"受益者"は聞き手であるが、"命令的指示"の受益者は話し手、"恩恵的指示"の受益者は聞き手であると言っていいのかという疑問を呈している。そして、

- ① 同じ"命令的指示"の中にも、話し手の受益性が高い場合とそうではない場合があること;
- ② "恩恵的指示"の中にも聞き手が特別な恩恵を被っていないものが存在すること;
- ③ 通常の"指示"に中に、受益性がないものから高いものまで幅があるということ

などの理由から、「話し手受益」「聞き手受益」両方に対して "受益性の強弱"という観点を導入している。そして、"命令"と "指示"を連続的でありながら性質の違うものであると述べ、"命令的指示" "恩恵的指示"という用語を廃棄して "命令" "指示"という用語を区別して用いている。また、"勧誘"の "受益者"に関しては、「聞き手と話し手両方」と捉えている。

以下、熊井 2012 の分類と枠組みを【表 2-8】に引用する。話し手の決定権の弱い"懇願"や"許容"も加えている。



【表 2-8】 熊井 2012 (高梨 2011 を修正)

(p.10)

2.4 まとめと問題点

以上、「多義的分類」「一義的分類」「段階的分類」の3つに分け、「行為要求表現」の分類と枠組みを中心に先行研究の議論を概観した。分類の数や名称、同じ名称でもその認定に差異が見られるものの、ほぼ共通している点がある。それは、高梨 2011 でも述べられているように、「行為者」「決定権者」「受益者」という3つの要素を軸にして「行為要求表現」を分類している点である。坂本ほか1994、蒲谷ほか2009では"行動""決定権""利益";柏崎1993では"利益負担"と"選択性";日本語記述文法研究会2003では"行為者""強制力・決定権""有益"などの用語を用いているが、観点は概ね同一であると言える。しかし、"一般的"である(姫野1997・2009など)とされる「行為者」「決定権者」「受益者」という観点からの「行為要求表現」の分類と枠組みには、以下のような問題点が指摘できる。

問題点(1):「行為者」の捉え方と「勧誘」の規定

先行研究では、「行為要求表現」における「行為者」の捉え方において、次のような基準

を設けている。

- ① 話し手の行為が含まれない(前提とされない)「<u>聞き手単独行為</u>(聞き手複数の場合も含まれる)」を要求するのか
- ② 話し手の行為が含まれる(前提となる)、話し手と聞き手による「共同行為」を要求 するのか

ここで先に説明を補足しておこう。

②の「共同行為」と文法形式との対応関係は、主に主語の人称によって表される。「私たち(「我々」、「僕たち」等も同様)」のように、「聞き手を含む一人称複数」が主語になる場合と、話し手の行為を前提として、「あなたも(「君も」「〇〇さんも」等も同様)」のように「二人称+も」が主語になる場合がある(安達 1995・2002a、日本語記述文法研究会2003)。但し、日本語では主語が表面に出されず暗示される傾向が強く、その場合は文の内容によって暗示される主語の人称が決まる(水谷 1985)。

上の議論に戻るが、先行研究では「行為要求表現」における「共同行為」の場合について、"誘い"(蒲谷ほか 2009)、"勧誘"(姫野 1997・2009、日本語記述文法研究会 2003、高梨 2011、熊井 2012)などの名称を用い、それ以外の機能"命令""依頼""勧め"などと区別を図っている。"勧誘"の定義の範囲は、先行研究によって差異がみられるものの、「共同行為」の場合を"誘い""勧誘"に含める点では共通する。

しかし、「共同行為」かどうかという「行為者」の基準は、分類と枠組みにおいて意味があるにしても決定的に重要な要素ではない。その理由として、下記2点を挙げる。

理由①:「共同行為」だから必ず"勧誘""誘い"になるとは限らない。

下記の用例は、話し手と聞き手による「共同行為」か、それとも「聞き手単独行為」かという観点から言えば全て「共同行為」になるが、"勧誘""誘い"ではない。(5)(6)が「命

令」、(7)(8)が「依頼」、(9)(10)が「勧め*5」になる。

- (5) 明日8時に駅前に集合する。
- (6) [座っている席の隣を指さして] あなたもここに座りなさい。
- (7) 今度の会議に<u>君も</u>出席し<u>てくれ</u>。 (日本語記述文法研究会 2003:71)
- (8) 一人だと不安なので、一緒に行ってもらえないか。
- (9) あなたも私と一緒に東京へ帰ったらどうや。 (高梨 1996:6)
- (10) アトランタにアパートを借りて、暮らし<u>たらどう</u>だろう。ここより物価は高いけれど二人で生活する分には、そんなに広い場所は必要ないだろうし。

(高梨 1996:12)

つまり、"勧誘" "誘い" の機能だけでなく、それ以外の機能である "命令" "依頼" "勧め" などにおいても「共同行為」になる場合がある。これは、「共同行為」は "勧誘" "誘い" だけが持っている特徴ではないことを意味する。従来の研究では、上記のような "命令" "依頼" "勧め" などに対して、「行為者は聞き手のみ」という前提に立っており、そもそも「行為者」という観点からの検討を行っていない。しかし、「行為者」を重要な要素として捉えている以上、これらの用例を対象から外すことはできない。

理由②:"勧誘""誘い"だから必ず「共同行為」であるとも限らない。

先行研究の中には(日本語記述文法研究会 2003、安達 2002a など)、定義上「共同行為」を"勧誘""誘い"の特徴として捉えていながら、下記のような「共同行為」とは言いがたい用例を"勧誘"であると主張しているものがある。

^{*5} 高梨 1996 では用例(10)を"共同行為の提案"であるとし、"行為者に話し手が含まれる"場合を"勧め"から外しているが、本論文では「勧め」として捉える。「勧め」の定義については、第3章を参照されたい。

(11) そんなとき私は今の監督に、うちのチームに来ないかと誘われた。

(安達 2002a:25)

(12) 今度遊びに来ませんか。

(日本語記述文法研究会 2003:65)

上記の用例は、「共同行為」という規定から解放して考えると、どちらも確かに"勧誘" と捉えたい用例である*6。日常で言う"勧誘"は、むしろ上記のような用例を指すことが 一般的であり、直感的にもこれらを"勧誘"に含めない方が違和感を感じる。

先行研究ではこれらの用例に対して、どちらも「共同行為」という概念を用いて説明を与えようとしている。しかし、用例(11)において話し手である監督は「チーム」と関わりはあるものの、「チームに来る」という行為を実行したとは考えにくい。また、(12)においても、話し手が「遊びに来る」という行為を実行したとは言えない。「共同行為」という規定からは、どうしても説明に無理があるように思われる。

このように、"勧誘" "誘い"の中には「共同行為」とは言い難い用例が数多く存在する。「共同行為」という規定からは、このような文法上「共同行為でない」ものを"勧誘" "誘い"として捉える理由について、充分な説明を与えることができない。"勧誘"を勧誘たらしめている一番重要な要素はいったい何なのかという疑問が生じるが、これは第3章で詳しく検討する。

以上の2つの理由:

- ① 「共同行為」だから必ず"勧誘""誘い"になるとは限らない:
- ② "勧誘""誘い"だから必ず「共同行為」であるとも限らない

から、「共同行為」という特徴は"勧誘""誘い"の定義において最も重要な、本質的なものではないことが分かる。従って、「行為要求表現」の分類と枠組みにおいて、「共同行為」か「単独行為」かという「行為者」の基準も、少なくとも決定的に重要な、本質的な観点

^{*6} 本論文では「勧誘」(「セールス型勧誘」)と捉える。詳しい内容は第4章を参照されたい。

ではないと言える*7。「行為者」という要素の有効性、有効範囲について再検討が必要になる。

問題点(2):「受益者」の捉え方

「行為要求表現」の分類と枠組みにおいて、先行研究では一貫して「受益者は誰か」という基準を設けている。これは、大まかにいえば、「「行為要求」ないし「策動」というものがあれば、必ず誰か(話し手か聞き手)の「利益」を目指している」という考えに基づいたものと考えられる。

しかし、そもそも「行為要求」だからといって必ず誰かの「利益」になるというふうな、 分類上意味を持つ形での「利益」を考える必要があるだろうか。行為への策動がある限り、 必ず「利益」を言語学的に見つけようとすること自体に問題があると考える。以下、その 理由を述べる。

理由①:「命令」は「受益者」と直接関わらない。

"命令"の"受益者"について、先行研究ではその捉え方がまちまちである。前で述べた先行研究でも、既に以下4つの捉え方が挙げられている。

- ① 話し手(日本語記述文法研究会 2003 など)
- ② 話し手、または聞き手(柏崎 1993、姫野 1997・2009、高梨 2011 など)
- ③ 話し手または聞き手、またはどちらでもない(坂本ほか1994、蒲谷ほか2009など)
- ④ 話し手、または聞き手の受益性の強いものから弱いものまである(熊井 2012 など)

^{*7 「}共同行為」のほうが「共同意志を形成しやすい」という傾向はあり、重要な場合もあるが、本質ではない。

上記から分かるように、先行研究においても「受益者がない」という可能性についてまったく言及がない訳ではない。③坂本ほか1994、蒲谷ほか2009などでは"命令"の「受益者」に「話し手/聞き手/なし」と規定しており、受益者が「話し手と聞き手どちらでもない」場合の存在可能性を示している*8。また、熊井2012でも"指示"に関して「特別な受益性のないものもある(p.8)」と述べており、"命令・指示"は「話し手受益」「聞き手受益」両方において、受益性が低い場合から高い場合まで幅があると主張している。これらの主張からも窺えるように、「命令」は「受益者」と直接関わらない。

(13) 8時までに帰宅しなさい。

用例(13)のような「命令」表現は、誰かの「利益」になるから「命令」しているという ふうに、言語学的に考える意味があまりないのではないかと考える。つまり、「命令」とい う行為要求表現において、"受益者"という要素は言語学的に特に意味を持たない。

理由②:「勧め」においても「受益者」は決定的な要素ではない。

従来の多くの研究では、"勧め"と"依頼"の違いを"受益者"に求めており、"勧め"の定義を"聞き手利益"と捉える傾向にある(姫野 1997、日本語記述文法研究会 2003 など)。そして、「たら?」「といい」「ほうがいい」などの評価のモダリティ形式が"勧め"を表す理由について、「聞き手にとって望ましい」「聞き手にとって有益である」などと説明しており、評価のモダリティ形式が"勧め"を表す理由を"聞き手利益"に求めている。

しかし、下記の用例は"受益者"が"聞き手"であるとは言い難い。

^{*8} 但し、「受益者が他者(第三者)」の場合を排除してないので、厳密に言えば「受益者がない」と少し意味が異なるかもしれない。

- (14) 田中さんは今大変困っているようなので、ちょっと助けてあげたらどう?
- (15) 田中さんは今大変困っているようなので、ちょっと助けてあげたほうがいい。

(14)(15)は、話し手が聞き手に第三者である「田中さん」を助けることを「勧める」表現であるが、「てあげる」という表現形式との共起からも分かるように、受益者が「聞き手」であるとは考えにくい。先行研究で述べる「聞き手利益」という概念では、このような聞き手が受益者とは言い難い用例について説明しがたい。

また、「勧め」には「必ず利益がある」とは限らないような、単なる「事柄、事態の妥当性」「事態の実現の望ましさ」を述べるものもある。

- (16) 会計は専門の業者に委託してしまったらどう?
- (17) 会計は専門の業者に委託したほうがいい。

(16)は、話し手が聞き手に「会計を専門の業者に委託する」ことを単なる1つの案として提示することによって、また(17)は「会計を専門の業者に委託する」ことが望ましいと述べることによって結果的に「勧め」の意味になるものである*9。これらは、「聞き手利益」とは直接関わらない。「聞き手利益」かどうかは、結果的に語用論的条件によって決まる。

- (18) [体調悪いそうな人に] 君は今日早めに帰ったほうがいい。
- (19) [これから秘密会議があるから] 君は今日早めに帰ったほうがいい。

用例(18)(19)は、どちらも「聞き手に早めに帰るよう勧める」表現であるが、文脈から確認できるように、(18) は「聞き手利益」と考えられるが、(19)は「聞き手利益」ではなく、単なる「事態としての望ましさ」を述べるものである。このように、「聞き手利益」か

^{*9} 高梨 1996 では、(16)(17)のような"行為者が不特定多数"の場合を"不特定多数への提唱"とでもいうべき用法であるとし、"勧め"から外しているが、本論文では「勧め」として捉える。「勧め」の定義については、第3章を参照されたい。

どうかは語用論的条件によって決まるものであり、「勧め」表現における最も重要な概念ではない。「勧め」の定義において最も重要な概念は何かという問題については、第3章で詳述する。

以上のことから分かるように、現代日本語において「聞き手の利益」は重要ではあるが、「話し手利益」と同等のように捉えないほうがよい。「話し手利益」でなければ「聞き手利益」であると考えるのは言い過ぎであり、「聞き手に利益がある」というのが分類上意味を持つと考えるのも言い過ぎである。用例(20)からも分かるように、「話し手利益」の場合は授受・恩恵の表出が文法に組み込まれており、文法的に必須であるが、(21)のように「聞き手利益」に関してはそうではない。あくまでも語用論的な問題である。

- (20) *彼が私を候補者に推薦したんだ。(推薦してくれたんだ。)
- (21) 私が君を候補者に推薦したんだ。(推薦してあげたんだ)

理由③:「勧誘」も「受益者」と直接関わらない。

"勧誘" "誘い" の "受益者" に関する先行研究の捉え方をまとめると、以下のようになる。

- ① 基本的に聞き手、ある場合には話し手と聞き手(姫野 1997 など)
- ② 話し手と聞き手(蒲谷ほか2009、姫野2009など)
- ③ 話し手と聞き手、または聞き手、または話し手(坂本ほか1994など)

上記の③からも窺えるように、「勧誘」も「受益者」と直接関わらない。話し手と聞き手の「共同行為」の場合、「受益者」は、(22)のような「話し手と聞き手」の場合のみならず、(23)のように話し手と聞き手以外の「第三者」が「受益者」(話し手と聞き手は「共同与益者」)になる場合もある。

- (22) {私たちも/あなたも} 手伝ってもらいましょう。
- (23) {私たちも/あなたも一緒に} 手伝ってあげましょう。

また、「聞き手単独行為」の場合、「受益者」は語用論的条件によって決まる。下記用例 (24)~(26)は、どれも聞き手に「家に来るように誘う」表現であるが*10、文脈から確認できるように、(24)は「受益者」が「話し手」、(25)は「聞き手」、(26)は話し手と聞き手以外の「第三者」になる。

- (24) [わたし一人で寂しいから] 家に来ないか。
- (25) [あなた一人で寂しかったら] 家に来ないか。
- (26) [そこにいると彼らの邪魔になるから] 家に来ないか。

以上の3つの理由:

- ①「命令」は「受益者」と直接関わらない;
- ②「勧め」においても「受益者」は決定的な要素ではない;
- ③「勧誘」も「受益者」と直接関わらない

から確認されるように、「受益者が誰か」で意味を持つのは「依頼」だけであり、ローカルなものに過ぎず、「命令」「勧め」「勧誘」においてはそれほど重要な概念ではない。現代日本語の「依頼」においては「授受表現」が必須になるが、「命令」「勧め」「勧誘」などそれ以外の場合には「受益者」はあまり問題にならない。従来の研究では、「利益は絶対にある」という前提に立ち、枠組みを立てているが、現代日本語には「依頼」のように「利益を必ず入れないといけない」表現と、「利益はあってもなくてもよい」という表現があり、その場合は「受益者」は誰でも構わない。「受益者」がだれかは、語用論的条件によって決まるものである。「受益者」を「行為要求表現」の枠組み全体に関わるものとして取り入れることに問題があるのである。

^{*10} 本論文(第4章)では「セールス型勧誘」と呼ぶ。

以上、従来の研究における現代日本語の「行為要求表現」の分類と枠組みを概観し、「行 為者」「決定権者」「受益者」という3つの要素のうち、「行為者」と「受益者」の捉え方に 問題があることを指摘した。

第3章

行為要求表現の分類と「共同意志形成」

3.0 概要

前章(第2章)では、「行為要求表現」の分類と枠組みを中心に先行研究を概観し、「行 為者」「決定権者」「受益者」という3つの要素を基本とした従来の枠組みについて問題点 を指摘した。

本論文の総論部分に当たる本章(第3章)では、「行為要求表現」の分類と各機能の定義を捉え直し、「話し手の聞き手意志に対する配慮の有無」の観点から「共同意志形成」という新しい概念を提示すると共に、「行為要求表現」について新しい枠組みを示す。

3.1 行為要求表現の分類

前章(第2章)で確認されたように、先行研究によって「行為要求表現」の分類の数や 各機能の名称、同じ名称でもその認定にかなりの差異が見られる。本論文では、現代日本 語の「行為要求表現」の基本的な機能として、「命令」「依頼」「勧め」「勧誘」の4つを取 り上げ、それ以外は派生機能として捉える。

「命令」と「依頼」は、ほぼ全ての先行研究において、一貫して基本的な機能と認めて おり、特に異論はないと思われるが、「勧め」と「勧誘」については、行為要求表現におけ る先行研究の取り上げ方が千差万別である。「勧め」と「勧誘」の関係において、少なくと も以下3つの捉え方が挙げられる。

- ① 「勧誘」を「勧め」の一種、「勧め」の派生的な機能として捉えるもの
 - → 柏崎 1993、姫野 1997、王 2005 など
- ② 「勧め」を「勧誘」の一種として捉えるもの
 - → 日本語教育学会 1982、川上 1995 など
- ③ 「勧誘」と「勧め」を、それぞれ異なる別の機能として捉えるもの
 - → 日本語記述文法研究会 2003、蒲谷ほか 2009、姫野 2009、高梨 2011、熊井 2012 など

本論文では、先行研究における最も多い捉え方である③の立場に立ち、「勧め」と「勧誘」を(連続性はあるものの) それぞれ独立した機能として扱う。その理由は、以下3.2節で確認されるように、それぞれの機能の定義における最も重要な概念が異なるからである。

なお、用語についてであるが、「命令」は"命令"という用語のほかに"指示(姫野 1997・2009 など)"という名称が用いられることもあり、「勧誘」は"勧誘"という用語のほかに "誘い (蒲谷ほか 2009)""誘いかけ (仁田 1991)""さそいかけ (柏崎 1993)"などの名称が用いられている。本論文では、混乱や誤解を防ぐために、それぞれ「命令」「勧誘」と いう用語に統一する。

3.2 各機能の定義の見直し

以下では、現代日本語の「行為要求表現」における4つの基本的な機能――「命令」「依頼」「勧め」「勧誘」――の定義を見直し、それぞれの機能における最も重要な概念は何かを探る。

3.2.1 命令

3.2.1.1 先行研究の捉え方

「命令」は、「行為要求表現」の中で最も直接的に聞き手に行為の実行を求める機能であり、行為要求の典型的な性質が顕在化したものであるとされる(安達 2002b)。"命令"の定義について、先行研究では一般的に「強制力が強い」「決定権が話し手にある(聞き手に決定権がない)」ことを重要な特徴として捉えている。以下の引用からもそのことが確認できる。

(1) "命令" の捉え方

- a話者が聞き手に対してある動作をすること、あるいは、ある状態にあることを命じる意を表す表現(日本語教育学会 1982: 196)
- b 話し手が働きかけの文を発すれば相手に動きを起こさせうる、つまり、働きかけの文が相手の動きそのものの生起を支配するもの (仁田 1991: 230)
- c 話し手に利益・恩恵賦与する行動の要求(聞き手には負担がかかる)、および聞き手に利益・恩恵賦与する行動の要求(話し手には負担がかかる場合もあり、かからない場合もある)で、共に聞き手の選択性、随意性がかなり小さいか、ほとんどない。すなわち、話し手にとって指示された行動を、聞き手はとらなければならないのである。 (柏崎 1993:33)
- d 典型的な<命令>は話し手が望む行為の実行を<u>聞き手に強制する</u>ものであって、 そこには聞き手の意向が差し挟まれる余地はないのが一般的である。

(安達 2002b:50)

- 上位者が下位者に対して、その<u>行為の実行を強制する</u>という機能である。聞き手にその要求を受け入れるかどうかに対する<u>判断の余地を与えないほど強い強制力をもつ</u>。
 (日本語記述文法研究会 2003:67)
- f 話し手が絶対的な権限を持ち、聞き手にある行為を実行するよう強く要求するのが命令文である。 (王 2005:16)

"命令"の「行為者」についても、先行研究の捉え方は一貫している。「聞き手行為」を 前提とし、「共同行為」などそれ以外の場合については検討範囲に含んでいない。

"命令"の機能において、先行研究の間でゆれが生じているのは、「受益者」の捉え方である。多くの先行研究では「受益者」を用いて"命令"とほかの機能との区別を図っている。先行研究における"命令"の「受益者」に関する捉え方を表にまとめると、【表 3-1 】のようになる。

	先行研究	受益者
1)	日本語記述文法研究会 2003	話し手
2	柏崎 1993、姫野 1997・2009、高梨 2011	話し手/聞き手
3	坂本ほか 1994、蒲谷ほか 2009、王 2005	話し手/聞き手/どちらでもない
4	熊井 2012	話し手/聞き手の受益性の強弱
5	日本語教育学会 1982、仁田 1991、安達 2002b	(特に言及なし)

【表3-1】 先行研究における"命令"の「受益者」の捉え方

上記の【表 3-1】から確認されるように、「命令」の「受益者」について、先行研究では少なくとも①~④の4つの捉え方がある。①日本語記述文法研究会 2003 では "命令"の「受益者」を「話し手」に限定している。それに対し、②柏崎 1993、姫野 1997・2009、高梨 2011 などでは「話し手、または聞き手」と捉えており、「受益者」の種類により "命令的指示"と "恩恵的指示"(姫野 1997、高梨 2011)、または "話し手利益指示"と "聞き手利益指示"(姫野 2009))のように分類も行っている (第 2 章参照)。これらの先行研究においては、「受益者がない」場合については特に言及されていない。

それに対し、③坂本ほか 1994、蒲谷ほか 2009、王 2005 と④熊井 2012 では、「受益者がない」場合の存在を指摘している。③坂本ほか 1994、蒲谷ほか 2009、王 2005 では、「話し手受益」が基本ではあるものの、「話し手」以外に「聞き手」「話し手にも聞き手にもない」場合もあると主張している。捉え方③の関連内容を以下に引用する。

(2) "命令"の受益者に関する捉え方③

- a 「指示・命令」の利益は<u>典型的には自分になる</u>と考えられるが、「君の好きなようにしなさい。」など相手にあるといえそうな場合、あるいは「次の問いに答えよ。」のように相手にも自分にもないといえる場合もある。 (坂本ほか 1994:52)
- b 利益関係からいうと、<u>話し手の利益になる発話が殆ど</u>であるが、特殊な状況によって聞き手の利益になる場合(緊急事態類)、或いは<u>どちらの利益とも言えない</u>場合(職務執行類)がある*11。
 (王 2005: 18)

④熊井 2012 では、"命令"における二者選択的な「受益者」の捉え方(高梨 2011)を批判し、話し手および聞き手の"受益性の強弱"という観点を導入しているが、"命令・指示"の「受益者」に関しては「話し手受益か聞き手受益か」の区別を行っていない。どちらにおいても受益性が高いものから低いものまであると指摘している。以下、その内容に該当する部分を引用する。

(3) "命令・指示"の受益者に関する捉え方④

話し手の受益か聞き手の受益かという二者択一ではなく、話し手が実現を求めてはいるが、その実現が聞き手の特別な好意や負担を要求しない、当然の行為であると考えられる場合、即ち受益性が低い場合からその実現が話し手にとって恩恵的な事態だと捉えられている場合、即ち受益性が高い場合まで幅があると考えるのが適当であろう。同様に実現が聞き手にとって望ましい事態ではあるが、その実現が話し手の特別な好意や負担を要求しない、当然の行為であると考えられる場合、即ち受益性が低い場合からその実現が聞き手にとって恩恵的な事態だと捉えられている場

^{*11} 王 2005 では、以下の例を挙げながら、職務遂行の時は命令形を使うのが多いが、その場合誰の利益になるかとは言い難く、命令を発する人と命令を受ける人はともに与えられた任務を果たすのであると記している(p.47)。

[・] 火事だ!早く逃げろ! (緊急事態類)

^{・ [}軍隊の場合] 進め! (職務執行類)

合、即ち受益性が高い場合もありえる。

(熊井 2012:8)

また、齋 1998・2001 では「命令」について、「受益者に関しては無標(齋 1998:96)」、「利益に関して中立的(齋 2001:169)」と述べているが、これは熊井 2012 の捉え方とほぼ同一であると考えられる。

3.2.1.2 本論文の捉え方

「強制力」「決定権」をめぐる「命令」の定義は、基本的に正しいと考える。「強制力が強い」「決定権が話し手にある(聞き手に決定権がない)」ことを「命令」の最も重要な概念として捉えることについては、本論文でも特に異論がない。しかし、「行為者」「受益者」に関しては、以下のような問題点が指摘できる。

(i) 「行為者」をどう捉えるか

「命令」の「行為者」について、先行研究では一貫して「聞き手行為」を前提にしているが、「命令」における「行為者」は「聞き手」だけに留まらない。話し手と聞き手の「共同行為」になる場合もある。

- (4) [座っている席の隣を指さして] あなたもここに座りなさい。
- (5) 明日8時に駅前に集合する。

上記用例(4)は、もっとも直接的に聞き手に行為を要求する「動詞の命令形」を用いた「命令」であり、(5)は「動詞の基本形」を用いた「命令」である。(4)は、話し手が聞き手に「自分と同じ席に一緒に座る」ことを要求するものであり、主語が話し手の行為を前提とした「二人称+も」になる。(5)は、話し手が(自分も含めて)聞き手に「明日8時に駅前に集

合する」ことを要求するものであり、主語は「聞き手を含む一人称複数」になる。「聞き手 単独行為」か「共同行為」かという観点からみれば、どちらも「共同行為」に当たる。

(ii) 「受益者」をどう捉えるか

本論文では「命令」の「受益者」について、「話し手受益」「聞き手受益」両方において 受益性が低い場合から高い場合まで幅があると主張する熊井 2012、「受益者において中立 的・無標」と捉える齋 1998・2001 の立場を支持する。つまり、「命令」は「受益者」と直 接関わらないと考える。

「命令」という行為要求表現において、「話し手利益」か「聞き手利益」か「両方の利益」 かなどの「受益者」という要素は、言語学的に特に意味を持たない。典型例だけをみても 「命令」は「利益」と関わらないことが分かる。

(6) 8時までに帰宅しなさい。

用例(6)のような「命令」表現は、誰かの「利益」になるから「命令」しているというふうに、言語学的に考える意味があまりない。つまり、「命令」という行為要求表現において、 "受益者"という要素は言語学的に特に意味を持たないと考える。

「命令」: 「聞き手意志を配慮しない」ことが重要である。聞き手の意志を完全に無視し、 「話し手の意志」によって聞き手に行為要求するのが「命令」である。「[座っている席の隣を指さして] あなたもここに座りなさい」のような「話し手、聞き手の共同行為」が定義に含まれる点で先行研究と異なる。

3.2.2 依頼

3.2.2.1 先行研究の捉え方

"依頼"の定義について、先行研究では以下のように捉えている。

(7) "依頼"の定義

- a 話者が話し相手に何事かを頼むときの表現 (日本語教育学会 1982:197)
- b 動きを起こす相手の意志や話し手のためにしてやろうという<u>相手の好意を前提</u>にして、それに働きかけ、相手に動きを起こさせるもの (仁田 1991: 230)
- c 話し手または他者に対する利益・恩恵賦与要求であり、聞き手には負担がかかってくる。聞き手の側がその行動をとるかどうかの選択性・随意性は多かれ少なかれる。 (柏崎 1993:32)
- d <依頼>は、聞き手にその行為を受けるかどうかの選択権が与えられるという点で<命令>との違いを示す機能である。 (安達 2002b:61)
- e 依頼は、幅広い人間関係で用いられる行為要求のモダリティである。行為の実行 者である聞き手には、その行為の受諾に関する決定権が与えられる。

(日本語記述文法研究会 2003:71)

(7)の引用から確認できるように、先行研究では「決定権・選択権が与えられる」ことを "依頼"の重要な特徴とし、「強制力が強い」「決定権が話し手にある(聞き手に決定権が ない)」ことを重要な特徴として捉える"命令"とは対照的に捉えている。

"依頼"の「行為者」については、"命令"と同じく「聞き手行為」ということを前提としており、「共同行為」の場合については想定されていない。また、「受益者」については、以下【表 3-2】で示すように、柏崎 1993 と王 2005 を除くほとんどの先行研究において

「話し手利益」と捉えている。

【表3-2】 先行研究における"依頼"の「受益者」の捉え方

	先行研究	受益者
1)	坂本ほか 1994、姫野 1997・2009、齋 2001、安達 2002b、	話し手
	日本語記述文法研究会 2003、蒲谷ほか 2009、高梨 2011、	
	熊井 2012	
2	柏崎 1993	話し手/他者
3	王 2005	話し手/聞き手
4	日本語教育学会 1982、仁田 1991	(特に言及なし)

②柏崎 1993 では、「他者に対する恩恵賦与」の例として用例(8)を挙げ、"依頼"は「話し手または他者に対する利益・恩恵賦与要求」であると主張している。

(8) 岸本 (服部の先生)「ほんとの被害者は服部君かも知れませんよ。どうか皆さん、 私に免じて許してやってくれませんか」 (柏崎 1993:32)

また、③王 2005 では「話し手の利益になるのが殆どである。聞き手の利益になる場合 <u>もある</u>が、それは話し手の責任感が問われる時である(p.23)」と述べ、次の例(9)を挙げ ている。但し、"依頼"は「話し手利益」を基本としているという立場は変わっていない。

(9) 前のほうにお湯がありますが、コーヒーやお茶を入れる時、くれぐれも火傷をしないようにお願いします。 ($\Xi 2005:24$)

3.2.2.2 本論文の捉え方

聞き手に行為実行の「決定権・選択権が与えられる」ことを「依頼」の重要な特徴の1

つとして捉えることについては無論異論がない。しかし、「依頼」の「行為者」及び「受益者」の捉え方については、若干の修正及び説明を加えたい。

(i) 「行為者」をどう捉えるか

「依頼」の「行為者」について、先行研究では「命令」同様、一貫して「聞き手行為」 を前提にしているが、「命令」における「行為者」が「聞き手」だけに留まらないのと同じ ように、「依頼」の「行為者」も「聞き手」だけに留まらない。話し手と聞き手の「共同行 為」になる場合もある。

- (10) 今度の会議に君も出席してくれ。 (日本語記述文法研究会 2003:71)
- (11) 一人だと不安なので、一緒に行ってもらえないか。

上記用例(10)は、「てくれ」という命令形を用いた「依頼」表現であり、(11)は疑問文を用いた「依頼」表現である。(10)では話し手が聞き手に「自分と同じ会議に出席する」ことを依頼しており、(11)では聞き手に「自分と一緒に行く」ことを依頼しているが、どちらも主語が話し手の行為を前提とした「二人称+も」になる。「聞き手単独行為」か「共同行為」かという観点からみれば、どちらも「共同行為」に当たる。但し、「命令」とは異なり、「依頼」では主語に「聞き手を含む一人称複数」を取ることができない。

仁田 1991 は、"働きかけ"を「話し手が相手たる聞き手に話し手自らの要求の実現を働きかけ訴えかけるといった発話・伝達的態度を表したもの」と定義し、「話し手を除外して聞き手のみに行為の遂行を要求」する"命令""依頼"などの"対他命令"と、「話し手の行為遂行を前提として聞き手に行為の遂行を要求」する"自己包括命令"即ち"誘いかけ"(本論文の「勧誘」に当たる)に二分している。そして、"命令""依頼"などの"対他命令"はが格に来る名詞句の人称が「基本的には二人称に限られ」、"誘いかけ"といった"自己包括命令"は「一・二人称を指示する名詞に限られる」と指摘している(pp.24-25)。

しかし、上記の用例からも分かるように、"命令""依頼"などの"対他命令"は「二人

称」が基本的であるとしても、「二人称に限る」わけではない。ガ格の名詞句が「一・二人 称」をとることもある。

(ii) 「受益者」をどう捉えるか

「依頼」の「受益者」について、柏崎 1993 と王 2005 を除く殆どの先行研究において「依頼」の「受益者」は「話し手」であると捉えている。多くの先行研究におけるこの指摘は、基本的には正しいと考える。柏崎 1993 では「他者に対する利益・恩恵賦与」も主張しているが、これは「話し手受益」を基本にしていると考えられる。なぜかいえば、(8)から確認できるように、「話し手受益」を表す「てくれる」を取り除くと「依頼」ではなくなるからである。

(8) 岸本(服部の先生)「ほんとの被害者は服部君かも知れませんよ。どうか皆さん、 私に免じて許してやりませんか」

但し、「受益者が話し手」ということだけでは、下記の用例(12)のような「依頼」でない (本論文では「勧誘」として捉える)行為要求表現との区別がつきにくい。「勧誘」を表す (12)と「依頼」を表す(12)において、どちらも「受益者」には「話し手」が含まれる。

- (12) 我々も彼らに手伝ってもらいませんか。
- (12') 手伝ってもらえませんか。

このように、「依頼」は「話し手受益」ではあるが、それだけでは不十分である。「依頼」において重要なのは「話し手受益」だけでなく、「その利益・恩恵がどこからきたものか」が大事である。「聞き手から話し手への利益・恩恵の移動」を通して、話し手と聞き手の間に生じる「話し手:聞き手=受益:与益」の対立関係が重要である。ちなみに、「勧誘」を表す(12)においては、受益者に「話し手」が含まれるが、話し手と聞き手の間に「受益:

与益」のような対立関係は生じない。話し手と聞き手の「共同受益」を表すものである。 「依頼」の主語に「聞き手を含む一人称複数」を取ることができないのも、話し手と聞き 手の間に生じる「受益:与益」の対立関係と矛盾するからであると考えられる。

「依頼」: 「受益者が話し手」という先行研究の指摘は基本的には正しいが、それだけでは「我々も彼らに手伝ってもらいませんか」のような「勧誘」を表す用例と区別がつかない。「話し手受益」ではあるが、その利益がどこからきたものかが大事であり、「聞き手から話し手への利益の移動」を通して、話し手と聞き手の間に生じる「話し手:聞き手=受益:与益」の対立関係が重要である。

3.2.3 勧め

3.2.3.1 先行研究の捉え方

「勧め」の定義について、多くの先行研究ではほぼ一貫して「聞き手受益」を最も重要 な特徴として捉えている。

- (13) 「聞き手受益」を前提とする捉え方
 - a 「勧める」の意味とは、<u>聞き手の利益になる聞き手の未来の行為A</u>について、「聞き手がAをするように話し手がなにかする」ということである。

(窪田 1991:101)

- b 聞き手に対して利益・恩恵賦与がある行動の勧めであり、話し手に負担がかかる場合もあるし、かからない場合もある。聞き手の側がその行動をとるかどうかの選択性・随意性はある。 (柏崎 1993:33)
- c 聞き手に対して、聞き手に選択権のあるような仕方で、<u>聞き手にとって有益な行</u> <u>為</u>を行うように働きかけること (高梨 1996 : 1-2)

d 動作主体が 2 人称の働きかけのうち、聞き手が行為をするかしないか選択する 自由があり、その行為によって<u>聞き手が利益を受ける</u>という意識を持つもの

(齋 1998:96)

- e 「勧め」とは<u>聞き手の利益になる行為</u>を聞き手が行うように促す発話行為である。 (姫野 2000:1)
- f 勧めは、話し手が<u>聞き手にとって有益な行為</u>の実行を求めるという機能である*12。 (日本語記述文法研究会 2003:76)
- g 「行動展開表現」としての「勧め」表現とは、「勧め主体」が自分の良いと思っていることがらやものを、相手(「勧められ主体」)にとっても利益となるのではないかと考え、結果的にそれを相手(「勧められ主体」)が選択・行動することを期待しながら働きかける表現行為のことである。 (山本 2004:50)
- h 勧め文の基本的な意味は、<u>聞き手にとって有益な何らかの行為</u>を提供することである。 (王 2005: 26)

(13)で挙げた先行研究のほか、坂本ほか 1994、姫野 1997・2009、齋 2001・2003a、蒲谷ほか 2009、高梨 2011、熊井 2012 などにおいても "勧め"の受益者を「聞き手」としている。山本 2004 では、"勧め"表現の「聞き手利益」という観点について再検討を行い、(14)で示すような3つの利益パターンを挙げているが、「聞き手利益」を基本とするという点においては(13)の捉え方と変わりはない。

- (14) 山本 2004 における"勧め"の「利益」パターン
 - ① 「ほぼ完全に相手」にとって「利益」となるもの
 - …利益は相手にもたらされると考えられるもの
 - ② 「相手+結果的には自分」にとって「利益」となるもの
 - …相手に利益がもたらされることで、自分にも副次的な利益がもたらされると見込まれるもの

^{*12 「}許可」と「助言」も同じように定義している。

- ③ 「自分」にとって「不利益回避」となるもの
 - …「勧め主体」が相手に行動を促すことによって、「勧め主体」自身の「不利益」となることを事前に回避しようとするもの (山本 2004:56)
- 一方、(15)のように「聞き手受益」に言及しない形で「勧め」を捉える立場もある。
- (15) 「聞き手受益」を前提としない捉え方
 - a <すすめ>と<命令>とは、連続しており、<u>程度の差</u>である。聞き手に、ある行動をとるように要求する点では同じであるが、<すすめ>と<命令>とでは、要求の仕方の丁寧さが違う。<すすめ>は丁寧な要求である。 (仁田 1991:160)
 - b <勧め>は、行為要求表現の1つとして位置づけられるが、その行為が話し手の 望むものというより、<u>聞き手に対する配慮に基づいている</u>点で、<命令>や<依 頼>とは違う、際立った個性をもっている。 (安達 2002b:71)

しかし、「受益者」以外の「行為者」と「決定権」に関しては、先行研究における意見の 分岐はなく、一貫して「聞き手行為」「聞き手決定権」とされる。

3.2.3.2 本論文の捉え方

「勧め」の定義における「聞き手決定権」という捉え方については、当然とも言えることであり、疑う余地がない。但し、「行為者」及び「受益者」については、「命令」「依頼」同様、再検討の必要がある。特に「聞き手受益」を"勧め"の重要な特徴とする捉え方については、否定的な立場を示したい。

(i) 「行為者」をどう捉えるか

"命令""依頼"同様、"勧め"においても先行研究では「話し手と聞き手による共同行為」の場合について特に議論を行わず、「聞き手行為」を前提としている。しかし、「命令」「依頼」と同じく、「勧め」にも以下に示すように、「共同行為」になる場合がある。

- (16) あなたも私と一緒に東京へ帰ったらどうや。 (高梨 1996:6)
- (17) アトランタにアパートを借りて、暮らし<u>たらどう</u>だろう。ここより物価は高いけれど二人で生活する分には、そんなに広い場所は必要ないだろうし

(高梨 1996:12)

(16)は、話し手が聞き手に「話し手と一緒に東京へ帰ること」を勧めるものであり、主語は話し手の行為を前提とした「二人称+も」になる。(17)は、話し手が聞き手に「二人で一緒にアトランタにアパートを借りて暮らすこと」を1つの案として提示するものであり、主語は「聞き手を含む一人称複数」になる。どちらも話し手と聞き手の「共同行為」になる。

高梨 1996 は「聞き手単独行為」を"勧め"の重要な条件として捉え、"提案"を"勧め"とは別の機能として扱っている。高梨 1996 では、用例(16)については"勧め"か否か明示しておらず、(17)については「話し手は自分も一緒に行う行為を聞き手に持ちかけており、〈勧め〉の文ではない(p.12)」と述べている。「行為者に話し手が含まれる」という理由から"共同行為の提案"として捉え、"勧め"から外れた用法として扱っている。また、下記(18)のような「行為者が不特定多数の場合」は"不特定多数への提唱"として扱っている。

(18) (医学研究について)

第二期は思い切って治療の向上や予防に役立つ研究を重視したらどうだろう。

(高梨 1996:13)

本論文では、"提案"を「行為要求表現」の基本的な機能の1つである「勧め」という機能の派生機能として捉え、上記用例(16)~(18)を全て「勧め」に含める。なぜなら、「行為者」という観点を除けば、以下「聞き手単独行為」を表す(17'a)と「共同行為」を表す(17'b)における意味的な差異はあまり感じられないからである。

- (17) a 君、アトランタにアパートを借りて、暮らしたらどうだろう。
 - b <u>私たち</u>、アトランタにアパートを借りて、暮らし<u>たらどう</u>だろう。

高梨 1996 では、「~たら?」「~たらどう?」を用いた"勧め"について、「聞き手の状態や意向に関わりなく、ある行為を一つの選択肢として提示する(p.10)」ものとしているが、この点においても「行為者」の違いによる差異は見られない。「聞き手単独行為」であれ、「話し手と聞き手の共同行為」であれ、「ある行為を一つの選択肢として提示する」という点については変わらない。

(ii) 「受益者」をどう捉えるか

既に確認したように、"勧め"の"受益者"について、仁田 1991 と安達 2002b を除く殆どの先行研究が「聞き手受益」と捉えている。「受益者が聞き手である」という特徴を用いて"勧め"を"依頼"などほかの機能との区別を図ろうとする傾向が強いと言える。多くの先行研究におけるこの主張について、本論文は否定的な立場を取る。つまり、ほかの機能と区別するための「勧め」の定義における最も重要な概念は、「聞き手受益」ではない。

例えば、下記の用例は"受益者"が"聞き手"であるとは言い難い。

- (19) 田中さんは今大変困っているようなので、ちょっと助けてあげたら?
- (20) 安心感が必要みたいなので逆に眠りにつくまで手をスリスリし<u>てあげたらどうですか</u>? (Yahoo!知恵袋)

- (21) 離乳食だから、一から手作りしてあげた方がいいよ。
- (22) 手が冷たくなるので安くても良いからグローブはまめに取り替え<u>てあげたほう</u>がいいですよ。 (Yahoo!知恵袋)
- (23) これから先の記念日にお洋服や小物を追加で贈っ<u>てあげるといい</u>ですよ。 (Yahoo!知恵袋)
- (24) ベロニカが本当にバイクの運転を覚えたかったら、あなたが三輪のバイクで教え <u>てあげるといい</u>わ。それなら安全ですよ。 (「アップルパイの歌」)

(19)~(24)は、「~たら?」「~ほうがいい」「~といい」など、評価のモダリィ形式を用いた"助言型(齋 1998・2001・2003a)"と呼ばれる「勧め」表現であるが、「てあげる」という授受表現形式との共起からも分かるように、これらの用例における「受益者」は「話し手でも聞き手でもなく」行為の受け手である「第三者」になる。先行研究で述べる「聞き手受益」という概念では、このような「第三者」が「受益者」になる用例について説明できない。

また、「勧め」には「必ず誰かに利益がある」とは限らないような、単なる「事柄、事態の妥当性」「事態の実現の望ましさ」を述べるものもある。

- (25) その問題については、この本を読むといい。
- (26) そこを上がって、三階の二号室よ。もう先客がいるからノックし<u>たほうがいい</u>わ。 (「キッチン・ゴッズ・ワイフ」)

上記の用例(25)は「この本を読むこと」、(26)は「ノックすること」が望ましいと述べることによって「勧め」の意味を表すものである。どちらにおいても「受益者がだれか」は不明であり、「聞き手受益」とは直接関わらない。

このように、「勧め」には、先行研究で主張する「聞き手受益」だけでなく、「受益者」が「第三者」の場合もあれば、聞き手でも第三者でもない「受益者が不明」な場合もある。 これらをまとめて「聞き手受益」と捉えるには、どうしても無理があるように思われる。 そこで、本論文では「勧め」を、「事柄、事態の妥当性」「事態の実現の望ましさ」に重点を置くことにより、策動性を弱化させた表現であると考える。つまり、「勧め」において最も重要な概念は「聞き手受益」ではなく、「事柄、事態の妥当性」「事態の実現の望ましさ」(および、それを重点化することによる策動性の弱化)である。その「妥当性」「望ましさ」が「聞き手」に向かった場合には「受益者」が「聞き手」となるし、「第三者」に向かった場合には「受益者」が「聞き手」となるし、「第三者」に向かった場合には「受益者」が「第三者」となる。「受益者」は、あくまでも語用論的条件によって決まるものである(なお、「策動性の弱化」については「命令」との比較において重要である。3.3.2節で詳しく述べるが、本論文では「勧め」が「命令」と異なり「聞き手意志配慮」の表現になる根拠は、策動性(強制性)の弱化にあると考える)。

従来の研究では、これらの「評価のモダリティ形式」によって表される"勧め"について、以下のように説明している。

- (27) 「評価のモダリティ形式」が"勧め"を表す理由
 - a <u>聞き手にとって望ましい</u>と話し手が判断した行為を働きかけるもの。利益は勧め 手が与えるのではなく、当該行為の遂行によって得られる。

(齋 1998:98、齋 2001・2003a も同様の立場)

b ある事態の実現を望ましいこととして表現する評価のモダリティの形式が、聞き 手の意志的な行為に対する評価を表すとき、<u>その行為が聞き手にとって有益であることを表す</u>ことによって、その行為の実行を聞き手に勧める機能をもつ。

(日本語記述文法研究会 2003:78)

(27)の引用から分かるように、先行研究では「望ましさ」を「聞き手」のみと関連づけ、「聞き手受益」を"勧め"の重要な特徴として捉えている。しかし、既に確認されたように、「望ましさ」は「聞き手」だけに限らず、「第三者」の場合もあれば、そもそも「受益者」を問題にしない場合もある。

- (28) a [体調悪いそうな人に] 君は今日早めに帰ったほうがいい。
 - b [お子さんが病気であることを知って] 君は今日早めに帰ったほうがいい。
 - c [これから秘密会議があるから] 君は今日早めに帰ったほうがいい。

(28)は、聞き手に「早めに帰ること」を勧める表現であるが、「受益者」という観点から みると全て異なる。(a)は「受益者」が「聞き手」であり、(b)は「第三者」である「子供」、 (c)は「受益者」が不明で、単なる「事態としての望ましさ」を述べるものである。

「勧め」: 先行研究で述べる「聞き手利益」という概念では、「たら?」「といい」「ほうがいい」など評価のモダリティ形式で表される、聞き手が受益者とは言い難い用例を説明するのに無理がある。「事柄、事態の妥当性」「事態の実現の望ましさ」(および、それに重点を置くことによる策動性の弱化)と捉え、その「妥当性」「望ましさ」が「聞き手」に向かった場合、結果的に「聞き手利益」に繋がると考える。

3.2.4 勧誘

"勧誘"は、一般的に用例(29)(30)のような、話し手が聞き手に話し手との共同行為を要求する表現を指すことが多い。既に前章(第2章)で確認したように、先行研究では"勧誘"の定義において最も重要な概念は「共同行為」であると捉えている。

- (29) 時間があれば、ごはんでも<u>食べに行こう</u>。 (日本語記述文法研究会 2003:62)
- (30) 明日、映画を見に行くんだけど、<u>君も行かない</u>? (同上:65)

しかし、「共同行為」は「勧誘」の定義における最も重要な概念ではない。

黒川 1999 でも指摘されているように*13、"勧誘"の使われ方は研究者によって様々であり、定義の範囲も異なる。「行為要求表現」において、定義のゆれが最も大きいと言える。例えば、下記用例(31)(32)のような行為者が「聞き手のみ」である場合や、用例(33)のように聞き手が行為に加わることが「既に決まっている」場合において、先行研究では"勧誘"の判定に揺れが生じている。樋口 1992、齋 2010 は(31)(32)を"勧誘"から外し、(33)を"勧誘"として捉えているが、安達 2002a、日本語記述文法研究会 2003 は逆に(31)(32)を"勧誘"と捉え、(33)を"勧誘"から外している。

(31) そんなとき私は今の監督に、うちのチームに来ないかと誘われた。

(安達 2002a:25)

(32) 保険にお入りになりませんか。

(川上 1995:99)

(33) わたしのために、みなさんお待たせしてすみません。さあまいりましょう。

(樋口 1992:182)

このように、「勧誘」という用語は、その定義について厳密な議論がなされず、あいまいなまま、都合のいいように使われてきたように思われる。

以下では、前節同様、先行研究の捉え方を概観し、まずその揺れを明確にする。そして、なぜそのような揺れが生じているのかについて、話し手と聞き手による「心理的な We の形成」という観点から統一的な説明を与え、「心理的な We の形成」こそ「勧誘」の定義において最も重要な概念であることを主張する。

3.2.4.1 先行研究の捉え方

"勧誘"の定義において、先行研究では主に「行為者」、「促し用法」、「運用論的条件」

^{*13} 黒川 1999 は、「勧誘」の定義に揺れがあるという理由からその用語を避け、「話し手聞き手二者行動要求表現」という表現を用いている。

など3つの基準をめぐって揺れが生じている。

(i) 行為者

「行為者」の観点から見ると、「話し手の行為」を前提とするかしないか、言い換えれば、 上記用例(31)(32)のような「聞き手のみ」が行為者である場合を含めるかどうかによって 意見が分かれる。

下記(34)の引用から確認できるように、樋口 1992、安達 1995、姫野 1998、孫 2009、 齋 2010 などは、「話し手の行為」を前提としたものだけを"勧誘"と定義している。

(34) 「話し手の行為」を前提とする定義

- a 「しよう」、「しましょう」というかたちを述語にもつ文は、その述語によってさ ししめされる<u>動作の主体が一・二人称であるばあい</u>には、話し手による聞き手へ の勧誘が表現されている。この種の文のことを、ここでは仮に勧誘文となづけて おく。 (樋口 1992: 175)
- b <u>話し手が行う、あるいは行っている行為</u>への参加を聞き手に求める。

(安達 1995:226)

- c勧誘とは、話し手とともに行為を遂行するよう聞き手に働きかけることを目的とする発話行為を言う。(姫野 1998: 132)
- d 話し手と聞き手双方の利益のために話し手が実行する予定、または実行している 行為への参加を聞き手に働きかける。 (孫 2009:55)

*14 樋口 1992 は、「しよう」を述語に持つ文を動作の主体によって「意志」「勧誘」「とおまわしの命令」 に分類しているが、齋 2010 は「しよう」の表す文を「意志」と「勧誘」に分け、「命令」を「勧誘」 仁田 1991 では"勧誘"という用語は使用していないが、"誘いかけ"について、「<誘いかけ>とは、聞き手に話し手と同様の行動を取るように要求する、といったものである (p.158)」「〈誘いかけ〉とは、話し手の行為遂行を前提として、聞き手に行為の遂行を促し働きかけるものである (p.181)」と述べている。仁田 1991 の"誘いかけ"は、「話し手の行為」を前提とした「勧誘」と同じ意味で捉えられていることが分かる。

このような「話し手の行為」を前提とする定義では、用例(31)(32)のような「聞き手の みが行為者」である場合を"勧誘"に含んでいない。

それに対し、日本語教育学会 1982、坂本ほか 1994、川上 1995 などは「話し手の行為」を前提としない、つまり「聞き手のみが行為者」である場合も含めて"勧誘"と定義している。

- (35) 「話し手の行為」を前提としない定義
 - a 話者が相手に対して何かをすることを勧める、あるいは、提案する表現。

(日本語教育学会 1982:198)

- b 「勧誘」は、自分と相手両者が行動するものと、行動する者が相手だけの場合が 考えられる。前者は相手も自分もこれから行動に移る「一緒ニシマショウ・シマ センカ」という型であり、後者には、自分はすでにその行動をしている「アナタ モシマセンカ」型、自分はその行動に移らず相手だけに行動を勧める「アナタハ シマセンカ」型などがある*15。 (坂本ほか 1994:51)
- c いわゆる「勧誘」は、「勧め」と「誘い」に分けることができる。「勧め」と「誘い」は、ともに「話し手が、聞き手にとって利益になるような一定の行為を、聞き手に提案しその実行を促す」という行為指示の表現である。「誘い」は話し手が聞き手とともに一定の行為を行うことを提案している。(川上 1995: 102-101)

から生まれた派生的な用法として捉えている。

^{*15} 坂本ほか 1994 では「A」「J」「AJ」など記号を用いて表記されているが、対応する意味「相手」「自分」「両者」に書き直してある。また、川口ほか 2002 は「「自分」と「相手」が一緒に行うよう持ちかける」ものを「誘い」と呼んでいる。

また、ザトラウスキー1993、安達 2002a、日本語記述文法研究会 2003 などは、定義上は「話し手の行為」を前提としながら「聞き手のみ」が行為者である場合を"勧誘"に含めている。以下の引用内容で確認できる。

- (36) 「話し手の行為」を前提としながら「聞き手のみ」が行為者である場合を含むもの
 - a 「勧誘」とは、相手の気持ちを動かして、ある行動をともにすることである。つまり、<u>一緒に</u>どこかへ行ったり、何かをしたりする場合や、セールスのように、 行為相手にある行為をさせる場合等が含まれる。 (ザトラウスキー1993:2)
 - b 一般に、勧誘という機能は、動詞の意志形「しよう」が<u>話し手と聞き手を行為者とするという特徴</u>と結びつけられるが、この章では話し手と聞き手が行為者となるだけでは勧誘という解釈にはならないと考える。(中略)勧誘という機能をもつほかの形式に目を向けるとき、<u>行為者としては聞き手だけ</u>が指定されていると考えられるにも関わらず、勧誘と呼びたくなる例があることである。

(安達 2002a: 24-25)

c 勧誘のモダリティとは、<u>話し手の行為を前提</u>として、聞き手に行為の実行を誘い かけることを表すものである。(中略)「しないか」は、話し手が存在している場 所や所属している組織に聞き手を誘いかけることもできる。

(日本語記述文法研究会 2003:61,65)

(ii) 促し用法

「促し用法」とは、上記用例(33)のような、話し手が実行しようとしている行為に聞き手が加わることが既に決まっているものを指す。具体的には動作遂行の促し、動作を始めるきっかけを与えるといったものがある。この用法について、従来の研究では、聞き手を行為に引き込む意味合いが弱いとされ、"勧誘"に含めるかどうかをめぐって異論が生じている。

樋口 1992 は、"勧誘"の定義において「動作の主体」つまり「行為者」には注目しているが、「引き込む意味合いの強さ」についてはあまり注目していない。「しよう」を述語にもつ文において、「話し手と聞き手」が行為者となる場合は"勧誘"を表すとし、「話し手が自分の行動のなかに聞き手をひきいれようとするもの」から、「ただ動作の遂行をうながしているにすぎないもの」、「動作を始めるきっかけ的なもの」まで全て"勧誘"と捉えている。つまり、聞き手を行為に引き込む意味合いの強さを"勧誘"の定義における問題とせず、「促し用法」を積極的に"勧誘"に含めている。

齋 2010 も、「「勧誘」の中には、その行為をするよう誘いかけ、働きかける力が強く感じられるものと、そうでないものとがある (p.128)」と述べ、「引き込む意味合いの強さ」による定義は行っていない。

それに対し、安達 2002a、日本語記述文法研究会 2003 は、聞き手を行為に引き込む意味合いの「強い」ものだけを"勧誘"とし、"促し用法"を"勧誘"から外している。

安達 2002a は、「しよう」が聞き手を行為者に取り込む「複数的な行為者」の行為を表すものを「促し」「提案」「引き込み」の 3 つのタイプに分けている。そして、「〈促し〉は、話し手が実行しようとしている行為に聞き手が加わることがすでに決まっているものである。その意味で、聞き手を行為に引き込もうとする力は強くなく、勧誘的な解釈は出てきにくい(p.25)」と述べ、「行為の実行が発話に先立って決定していると想定される点に勧誘的な機能との違いがある(p.26)」と主張している。"促し用法"を"勧誘"と区別して捉えていることが確認できる。

また、日本語記述文法研究会 2003 も、"勧誘" は話し手が行おうとしている行為に聞き手を引き込もうとするものであり、"促し"はすでに実行することが決まっている行為に対して、行為を開始するきっかけを与えるものであると定義し、"促し"と"勧誘"を区別している (pp.43-44)。

それ以外の先行研究はこの問題について特に明確に言及していないが、「〈誘いかけ〉は、「サア、行キマショウ。」のように「ショウ」の形でも表される(仁田 1991:159)」や、「考えすぎだって。サ、行こッ(安達 1995:232)」のような記述から、仁田 1991、安達 1995 は「促し用法」を"勧誘"に含めていることが窺える。

(iii) 運用論的条件

"勧誘"の定義において、運用論的条件の必要性を主張した研究に安達 2002a がある。 安達 2002a は「しよう」の機能について、「話し手と聞き手が行為者となるだけでは勧誘 という解釈にはならないと考える (p.24)」と述べ、次のように結論づけている。

(37) 勧誘は話し手と聞き手が行為者になるという特徴づけだけでは十分に捉えられない。複数的な行為者をとる〈提案〉と〈引き込み〉が<u>さまざまな運用論的条件</u>を満たしたときに派生される解釈として位置づけられる (安達 2002a: 40)

そして、"提案"の「しよう」は勧誘的な解釈を強くもつものと、そのような解釈が感じられないものに分かれるとし、"勧誘"の解釈を強める運用論的条件として(38)を挙げている。なお、安達 2002a でいう "提案"は「話し手と聞き手が行為者となる行為の実行を聞き手に持ちかけようとするもの」を指す。

- (38) "勧誘"の運用論的条件
 - a 話し手と聞き手によって行われる行為がそれぞれ独立していること
 - b 行為が共同的なものであること
 - c 行為者が特定できるものであること (安達 2002a: 27-29)

つまり、安達 2002a は、下記用例(39)~(41)のような運用論的条件(38)を満たさないものを、"勧誘"の解釈を持たない"提案"と捉えている。

(39) 瀬名「<u>結婚しよう</u>」

南 「……えっ?」

瀬名「……一緒にボストンに行こう」

南 「休暇が終わったら、私はいらないんじゃないの?」 (安達 2002a:27)

(40) 「……一緒に寝てくれるの」

「勿論よ。ね、今夜は早いとこ、<u>横になっちゃおう</u>ね」 (安達 2002a:28)

(41) 稔は呆れ、「電話して、本を引き取りに来いって<u>いってやろう</u>よ」と提案したが、 イワさんには別の考えがあった。その日のうちに、店先に貼り紙を出したのであ る。 (安達 2002a: 28)

具体的に述べると、(39)は「結婚する」が共同行為者を必要とする行為であり、その行為の性質上、自分の行為に引き込もうとする勧誘的な解釈が出てこないとしている。(40)については、「横になる(寝る)」行為を提案しているが、行為の実行に関して話し手と聞き手は何らの関わりももたない、つまり「共同的なもの」でないため"勧誘"とは考えにくいと論じている。そして、(41)については、「来いという」行為の行為者が不明確であり、明確に話し手と聞き手を行為者とするとは考えにくいと述べ、このような時、勧誘的な解釈は薄れ、"提案"の機能が前面に出てくると主張している。

以上、先行研究における「勧誘」の捉え方の揺れを、3つの基準に沿って整理した。その内容を【表3-3】にまとめる。「○」は「勧誘」の定義に含めること、「×」は「勧誘」の定義に含めないこと、「△」は、定義上は含めないが「勧誘」として捉えることを意味する。また、「一」は「特に言及されていない」ことを表す。

行為者が聞き手のみの場合 促し用法 運用論的条件 先行研究 安達 1995、姫野 1998、孫 2009 X 樋口 1992、齋 2010 X \bigcirc 日本語教育学会 1982、 \bigcirc 坂本ほか 1994、川上 1995 ザトラウスキー1993 Δ 日本語記述文法研究会 2003 \triangle X 安達 2002a \triangle \times \bigcirc

【表3-3】 先行研究における「勧誘」の捉え方

それでは、なぜ研究者によってこのような揺れが生じるのだろうか。「行為者」、「促し用法」、「運用論的条件」はどのように捉えるべきだろうか。以下では、次のような枠組で説明を与える。

3.2.4.2 本論文の捉え方

本論文では、話し手と聞き手による「共同行為」ではなく、話し手と聞き手による「心理的な We の形成」こそ「勧誘」における最も重要な概念であると考える。

(i) 「行為者」をどう捉えるか

従来の研究において"勧誘"は、「話し手が行為者に含まれるかどうか」という「行為者」の基準が重要視されている。話し手が行為者に含まれる「話し手と聞き手の共同行為」の場合、先行研究では一貫して"勧誘"として扱い、"命令""依頼""勧め"などほかの機能と区別するための最も重要な特徴としている。そして、行為者が「聞き手のみ」の場合は、積極的に"勧誘"の定義から外すもの(34)と、定義に含めるもの(35)、定義上は含めないが"勧誘"として捉えるもの(36)など、先行研究における揺れは大きい。

それでは、「行為者」をどう捉えるべきだろうか。

まず、話し手と聞き手による「共同行為」の場合から見る。「共同行為」を表す下記の用例(42)(43)は「勧誘」を表し、疑う余地はない。

しかし、前節で既に確認されたように、「共同行為」でありながら「勧誘」でない用例は数多く存在する。「共同行為」を表す下記の用例(44)(45)は「命令」であり、(46)(47)は「依

頼」、(48)(49)は「勧め」である。つまり、「共同行為」だから必ず「勧誘」になるとは限らないのである。これは、「共同行為」は「勧誘」だけが持っている特徴ではないことを意味する。先行研究では、このような用例に対し、最初から"勧誘"の検討範囲から外しているが、「共同行為」を重要な特徴として捉えている以上、特別な理由がない限り対象から外して無視することはできない。

- (44) [座っている席の隣を指さして] あなたもここに座りなさい。 (再掲(4))
- (45) 明日8時に駅前に集合する。 (再掲(5))
- (46) 今度の会議に君も出席してくれ。 (再掲(10))
- (47) 一人だと不安なので、<u>一緒に</u>行っ<u>てもらえないか</u>。 (再掲(11))
- (48) あなたも私と一緒に東京へ帰ったらどうや。 (再掲(16))
- (49) アトランタにアパートを借りて、暮らし<u>たらどう</u>だろう。ここより物価は高いけれど二人で生活する分には、そんなに広い場所は必要ないだろうし (再掲(17))

以上、「「共同行為」だから必ず「勧誘」になるとは限らない」ということを確認したが、 逆に「勧誘」は全て「共同行為」になるだろうか。以下では、「共同行為」ではない、行為 者が「聞き手のみ」の場合をどう捉えるべきかを見る。

既に確認されたように、日本語記述文法研究会 2003、安達 2002a などでは、定義上「共同行為」を"勧誘"の特徴として捉えていながら、下記のような「共同行為」とは言いがたい用例も"勧誘"であると主張している。

- (50) そんなとき私は今の監督に、うちのチームに来ないかと誘われた。 (再掲(31))
- (51) 保険にお入りになりませんか。 (再掲(32))
- (52) 今度<u>遊びに来ませんか</u>。 (日本語記述文法研究会 2003:65)
- (53) 今、渋谷にいるんだけど、出てこない? 食事でもしようよ。 (同上)

話し手が行為者に含まれていない上記の用例(50)~(53)は、「共同行為」という制限を排除して考えると、安達(2002a:25)にも述べられているように、どちらも確かに"勧誘"

と呼びたくなる例である*16。というより、日常で言う「勧誘」は、(51)のようなものを指すことがむしろ一般的である。直感的にもこれらを「勧誘」に含めない方が違和感を感じる。但し、その説明に当たって、先行研究ではどちらも「行為者」の基準を用いている。以下、該当の内容を引用する。

- (54) 行為者が「聞き手のみ」の場合に関する説明
 - a さまざまな形式による勧誘という機能を考えるには、ここで問題になっている<u>行</u> 為者という概念を幅広く捉えた方が都合がいいように思われる。

(安達 2002a:25)

b 「しないか」は、話し手が存在している場所や所属している組織に<u>聞き手を誘いかける</u>こともできる。…このような文では、<u>話し手の行為は含意にとどま</u>っている。「しないか」はあくまでも聞き手がその行為を実現させるかどうかを質問することで勧誘の解釈を得るものであり、<u>話し手の行為は発話状況において含意</u>されていればよい。 (日本語記述文法研究会 2003:65)

つまり、どちらも「共同行為」という概念を用いて説明を与えようとしているが、どうしても無理があるように思われる。なぜなら、用例(50)において、話し手である監督は「チーム」と関わりはあるものの、「チームにくる」という行為を実行したとは考えにくい。また、(51)においても話し手は保険の勧誘者として「保険に入る」ことと関わりはあるものの、行為者として「保険に入る」行為を実行したかどうかは不明である。(52)(53)もまた話し手に要求する「遊びに来る」「出てくる」などの行為を実行したとは言えない。

このように、「行為者」の観点からは、文法上「共同行為」でない(50)~(53)のようなものを「勧誘」として捉えたくなる理由について充分な説明を与えることができない。「勧誘」だから必ず「共同行為」であるとは限らず、「勧誘」の中には「共同行為」と言い難い用例が数多く存在している。

^{*16} 本論文では「勧誘」(「セールス型勧誘」) と捉える。詳しい内容は第4章を参照されたい。

以上で論じた「①「共同行為」だから必ず「勧誘」になるとは限らない;②「勧誘」だから「共同行為」であるとも限らない」という2つの理由から、「共同行為」という概念は「勧誘」の定義において最も重要な概念ではないことが確認できる。

それでは、「勧誘」の定義における最も重要な特徴は何だろうか。

本論文では、話し手と聞き手が融合される「心理的な We の形成」という概念を提示する。そして、話し手と聞き手による「心理的な We の形成」こそ「勧誘」の定義における最も重要な概念であると考える。

(44)~(49)において、「共同行為」であるにも関わらず「勧誘」として捉えることができないのは、話し手と聞き手が融合される「心理的な We の形成」がないからである。「命令」を表す(44)(45)は、「共同行為」ではあるものの、「決定権」は「話し手」のみにあり、「聞き手」には自分が行為を実行するかしないかを判断する権利がない(または、話し手が聞き手にその権利を与えていない)。「話し手の一方的な単独意志決定」による「共同行為」であると言える。この場合、「決定権」において、話し手と聞き手の間には対立関係が生じることになり、「心理的な We」が形成されないために「勧誘」ではなく「命令」表現となる。また、「依頼」においては「聞き手から話し手への利益の授受」により、話し手と聞き手の間に対立関係が生じる。(46)(47)は「共同行為」ではあるものの、話し手と聞き手の間に対立関係が生じる。(46)(47)は「共同行為」ではあるものの、話し手と聞き手の間には「利益の受け手と与え手」という対立関係が生じているため、「心理的な We」が形成されないと言える。一方、「勧め」においては、話し手と聞き手の間に対立関係は生じないものの、「心理的な We」も形成されない。「勧め」を表す(48)(49)は、「共同行為の実現の望ましさ、妥当性」という観点から、話し手が聞き手に「共同行為」の実現を1つの案として提示(または望む)ものであり、そこに「心理的な We を形成する」という意味合いは含まれない。

一方、(50)~(53)において、話し手が行為者に含まれていない(「共同行為」でない)にも関わらず、何の違和感もなく「勧誘」として捉えたくなるのは、話し手と聞き手による「心理的な We」が形成されるからであると考えられる。(50)においては「チームの監督」と「チームのメンバー」、(51)においては「保険の勧誘者」と「被保険者」として、(52)(53)においては「同じ場所にいること」として、「チーム」「保険」「場所」をめぐって話し手と

聞き手の間に心理的に We が形成される。日本語記述文法研究会 2003 などで「しないか」における、話し手が存在している場所や所属している組織に聞き手を誘いかける文を「勧誘」に含めているのは、このように先行研究で述べるような「話し手の行為が含意にとどまる」という理由によるものではない。「話し手が存在している場所」「話し手が所属している組織」に聞き手を誘うことによって、「同じ場所にいる」「同じ組織に属する」ことになり、それによって話し手と聞き手の間に心理的に We が形成されるためであるのである。つまり、「勧誘」の定義において重要なのは「共同行為」ではなく、話し手と聞き手が融合される「心理的な We の形成」である。「共同行為」の場合でも「命令」「依頼」のように話し手と聞き手の間に「決定権」「利益」をめぐって対立関係が生じることで「心理的なWe の形成」を妨げたり、「勧め」のように対立関係は生じないものの「心理的なWe」が形成されない場合は「勧誘」にはなれない。また、「聞き手単独行為」の場合でも「決定権」「利益」をめぐって対立関係が生じず、話し手と聞き手の間に「心理的なWe」が形成されば「勧誘」の意味が前面に出てくる。

「命令」と「依頼」は、「決定権」「利益」をめぐって話し手と聞き手の間に対立関係が生じることで、話し手と聞き手による「心理的な We の形成」を妨げることになるため、「勧誘」との差異が明確である。しかし、「勧め」の場合は話し手と聞き手の間に強い対立関係が存在しないため、「勧誘」との区別が付きにくい。以下では、「勧め」と「勧誘」の差異について説明を加える。

- (55) [電話で] 私、今、三宮にいるんだけど、出てこない? (高梨 2011:4)
- (56) [服売り場で]このジャケット、あなたに似合いそうよ。着てみない? (同上)

上記用例(55)は、話し手が聞き手に「出てくる」という行為の実行を要求することで、聞き手と同じ場所「三宮」にいることを目指すものであるが、「同じ場所」という観点から言えば、話し手と聞き手の間には「We」が形成されることになる。一方、(56)は話し手が聞き手に「(ジャケットを)着てみる」行為を要求するものであるが、話し手と聞き手の間に何らかの関わりがあるとは考えにくく、「We」の形成が生じるとは言い難い。高梨 2011は(55)を「勧誘」と「勧め」の中間的存在、(56)を「勧め」として捉えているが、このよ

うな状況になるのも、「勧誘」表現の鍵概念となる「We」が「共同行為(者)」というような形態・統語的に一義的に決められる概念ではなく、意味論的連続性となじみやすい心理的なものであることを反映している。

以上のことから分かるように、聞き手に対する行為要求表現の1つである「勧誘」の定義において重要なのは、「共同行為」ではなく、話し手と聞き手による「心理的な We の形成」である。「行為者」をめぐって「勧誘」の定義において揺れが生じることからも「話し手と聞き手による共同行為」が「勧誘」の必須条件ではないことが窺える。話し手と聞き手による「心理的な We の形成」こそ、「勧誘」の定義における最も重要な概念である。

(ii) 「促し用法」を含むか否か

安達 2002a、日本語記述文法研究会 2003 は、いわゆる「聞き手を行為に引き込もうとする意味合いの強いもの」を"勧誘"として捉え、聞き手が行為を実行することが既に決まっている場合は、聞き手を引き込もうとする意味合いが弱いため、"勧誘"ではなく"促し"であると述べている。つまり、「引き込む意味合いの強さ」を"勧誘"になるための条件として扱っている。

例えば、下記用例(57)~(59)は、聞き手が「行く」「出かける」「始める」の行為を実行することが「発話以前」に既に決まっており、引き込む意味合いが弱いため、"勧誘"ではなく"促し"であると主張している。

- (57) わたしのために、みなさんお待たせしてすみません。<u>さあまいりましょう</u>。 (再掲(33))
- (58) さあ、準備もできたし、<u>出かけようか</u>。 (日本語記述文法研究会 2003:44)
- (59) 「さあ、<u>始めましょう</u>。どこからかかったらいいと思う?」 深呼吸を一つし、加代ちゃんは言った。ハンドルをしっかりと握る。

(安達 2002a:26)

しかし、「引き込む意味合い」の強さは、齋 2010 にも述べられているように、場面、文脈に依存し、そこから生まれる二次的な意味である。「勧誘」の定義と直接関わるものではない。安達 2002a も "促し"と "勧誘"を区別しながら、下記用例(60)を挙げ、終助詞「よ」や「ぜ」が付加されると "促し"の例とすべきかどうか微妙であると論じている(p.26)。それは、「よ」や「ぜ」が付加されることによって、いわゆる聞き手を引き込もうとする意味合いが強くなるからである。

(60) 「おにいさん、早く教会に<u>行きましょうよ</u>」「教会って、何さ」 (安達 2002a: 26)

それでは、なぜ「聞き手が行為を実行することが発話以前に既に決まっている」にも関わらず、終助詞「よ」や「ぜ」が付加されると聞き手を引き込もうとする意味合いが強くなるのだろうか。

それは、「聞き手が行為を実行することが既に決まっているかどうか」の合意有無の判断が「行為の捉え方」によって異なるためである。安達 2002a、日本語記述文法研究会 2003では「単なる述語動詞」の表す意味を「行為」として捉えているが、述語動詞だけでなく、副詞的成分などを含めた「動詞文全体」の表す意味を「行為」と捉えた場合、合意有無の判定結果も異なってくる。

例えば、上記用例(57)~(59)の場合、「まいる」「出かける」「始める」のような「単なる動詞述語」の表す意味を「行為」と捉えた場合には、行為を実行することが「発話以前」に決まっていること(合意済み)になるが、「動詞文全体」の表す意味を「行為」と捉えた場合には、「(いつ) まいる」「(いつ) 出かける」「(いつ) 始める」のように、「いつその行為を実行するか」が発話以前に決まったことにはならない。「発話時」において初めて「(今)まいる」「(今) 出かける」「(今) 始める」という行為を聞き手に働きかけ、合意を求めることになる。(60)も同様、「おにいさんと一緒に教会に行く」ことが「発話以前」に決まったとしても、「(今)早く行く」ことは「発話以前」ではなく「発話時」において初めて決まる(合意される)ものである。安達2002a、日本語記述文法研究会2003は、「単なる述語動詞」の表す意味を「行為」として捉えたため、"勧誘"の中から"促し"を特別に切り

分けるという繁雑な扱いが生じている。「単なる述語動詞」ではなく「動詞文全体」の表す 意味を「行為」と捉えた方が妥当であろう。実は、安達 2002b では "命令" について「副 詞的成分を含めた動詞句」の表す行為も「未実現の行為」として捉えている。

以上より、"促し"というカテゴリーは「勧誘」の定義において特に意味を持たず、わざわざ「勧誘」から外す理由はないということが分かる。「勧誘」の定義において重要なのは「引き込む意味合いの強さ」ではなく、聞き手が話し手の仲間に入っているかどうか、つまり話し手と聞き手の間に「心理的な We の形成」があるかないかである。"促し"は「勧誘」の一種として捉えた方が妥当である。

(iii) 安達 2002 における運用論的条件

安達 2002a は、動詞の意志形「しよう」が"勧誘"を表す条件として「話し手と聞き手が行為者となる」こと以外に、下記のような「運用論的条件」を主張している。この条件を満たさない場合は、"提案"の意味を表し、"勧誘"的な解釈にはならないと述べている。

(61) 「勧誘」の運用論的条件

- a 話し手と聞き手によって行われる行為がそれぞれ独立していること
- b 行為が共同的なものであること
- c 行為者が特定できるものであること (再掲(38))

本論文では、「心理的な We の形成」の観点から、動詞の意志形「しよう」において「話し手と聞き手が行為者」となる場合、上記の運用論的条件に関わらず全て「勧誘」として捉えた方が妥当であると考える。その理由を以下に示す。

まず、「(61a)話し手と聞き手によって行われる行為がそれぞれ独立していること」についてであるが、「行く」「食べる」のように行為が独立しようと、「結婚する」「会う」のように共同行為者を必要としようと、聞き手を引き込んで心理的に「We」を形成する意味合いによる差は感じられない。違いを述べるとしたら、「We の形成」と「行為の成立」が分

離できるかどうかだけである。「行く」「食べる」のように、行為が独立している場合は、「We」が形成されなくても行為は成立可能であるのに対して、「結婚する」「会う」のような共同行為者が必要な場合には分離できず、「行為の成立」と「We の形成」が同時に成り立つ。これは、次章(第4章)で述べる「勧誘の類型」と関わりはあるものの、「勧誘」として捉えることには間違いない。

次に、「(61b)行為が共同的なものであること」についてであるが、「話し手と聞き手が行為者」となり、述語の文末形式が「しよう」である以上、「話し手と何の関わりもなく、単なる聞き手への行為実行の持ちかけ」ということにはならない。これは、「しよう」の基本的な意味によって決まるものである。「しよう」は「話し手の意志」を表すのが基本的な意味であり*17、「聞き手」が加わることによって「擬似的共同意志決定」を表す「勧誘」の意味に拡張していく。そのため、文脈によって「勧誘」の意味合いの強さに差はあるものの、常に行為者として共同性を持っている。

(62) 「……一緒に寝てくれるの」

「勿論よ。ね、今夜は早いとこ、横になっちゃおうね」 (再掲(40))

用例(62)において、安達 2002a は「横になる (寝る)」という行為の実行に関して話し手と聞き手が何の関わりも持たないと述べているが、実はそうではない。話し手が聞き手に対して働きかけるのは、動詞文全体の表す「(一緒に)早いとこ、横になる」ことであり、「一緒に」が共起されていることからも分かるように、行為者としての「共同性」を持っている。従って、(61b)も「勧誘」の定義において有効な条件とはいいにくい。

^{*17 「}しよう」の基本的意味が「意志」か「勧誘」かについては、先行研究において異論がある。詳しくは齋 2010 を参照されたい。但し、本論文では「しよう」を述語に持つ文において、「話し手」が常に何らかの形で関与しており、「話し手」を完全に切り離すことができないという理由から、話し手の「意志」を表すことを「しよう」の基本的な意味として捉える。行為者が「聞き手のみ」の場合「命令」の意味が柔らかくなるのも、話し手が何らかの形で関与しているためであり、聞き手との間に「We が形成」されているからだと考えられる。

最後に、「(61c)行為者が特定できるものであること」も同様である。安達 2002a では行為者を特定できない場合、明確に話し手と聞き手を行為者とするとは考えにくく、その場合 "提案"の機能が前面に出てくると主張しているが、これは話し手と聞き手が行為者として融合されているからだと考えることができる。

(63) 稔は呆れ、「電話して、本を引き取りに来いって<u>いってやろう</u>よ」と提案したが、 イワさんには別の考えがあった。その日のうちに、店先に貼り紙を出したのである。 (再掲(41))

上記用例(63)の場合、「電話して、本を引き取りに来いっていってやる」行為をするのは「話し手」でも「聞き手」でもよいが、誰がその行為を実行するのであろうと「話し手と聞き手の共同意志」を表すことになる。「共同意志」「融合された行為」は正に「We の形成」を意味する。

つまり、「勧誘」の定義において最終的に重要なのは「共同行為」でも「引き込む意味合いの強さ」でもなく、話し手と聞き手による「心理的な We の形成」である。既に確認したように、「しないか」という文末形式において「行為者」が「聞き手のみ」の場合でも「心理的な We」が形成されれば「勧誘」の意味が前面に出てくる。「しよう」においても、「話し手と聞き手が行為者となる」場合、「話し手と聞き手によって行われる行為がそれぞれ独立していない」「行為が共同的なものでない」または「行為者が特定できない」としても、それは「行為者としての話し手と聞き手」の概念が抽象化し、拡張した用法であると考えられる(齋 2010:130)。話し手と聞き手による「We」が形成される以上、「勧誘」として捉えた方が妥当である。直観的にも意志形「しよう」を"提案"と言うことに違和感がある。従って、安達 2002a の運用論的条件(61)は、「勧誘」の定義において特に意味を持たない。文末形式が動詞の意志形「しよう」の場合、「共同行為」に関する"提案"は全て「勧誘」と捉えるべきである。

以上、話し手と聞き手による「心理的な We の形成」という概念を提示し、「心理的な We の形成」こそ「勧誘」の定義における最も重要な概念であることを論じた。また、以下のような現象も、「勧誘」と最も直接対応するのが「心理的な We の形成」であることを

示している。

日本語記述文法研究会 2003 では、下記(64)を「共同行為でない」という理由から"勧誘"ではなく"勧め"として捉えているが、「共同行為」でないことがその理由ではない。話し手と聞き手による「心理的な We の形成」がないから、「勧誘」にならないと考えるべきである。なぜかと言えば、(64)の「あのチーム」を(65)のように「うちのチーム」にすると、同じく「共同行為」ではなく聞き手単独行為であるが、「勧誘」の意味が前面に出てくる。これは、「共同行為か否か」ではなく「心理的な We の形成」こそ「勧誘」の定義における最も重要な概念であることを意味する。

(64) 私は断念したんだけど、君、あのチームのテスト、受けない?

(日本語記述文法研究会 2003:66)

(65) 私は断念したんだけど、君、うちのチームのテスト、受けない?

以下の対も同様である。既に確認されたように、「しよう(よ)」は、(66)のように聞き 手単独行為であっても「勧誘」表現として成り立つことがあるが、それは聞き手が話し手 の側に向かう時に限られ、(67)のような場合には成り立たない。この現象も、「勧誘」表現 が成立するか否かが、「心理的な We の形成」が可能かどうかにかかっていることを示すも のである。

- (66) 野球チーム探しているんだって? じゃあ、うちのチームに入ろうよ。
- (67) ?? 練習がつらいんだって? じゃあ、うちのチームをやめようよ。

「勧誘」: 先行研究で述べる「共同行為」という概念では、「保険にお入りになりませんか」「今度遊びに来ませんか」のような聞き手単独行為である「セールス型勧誘」 (第4章) や、「一人だと不安なので、一緒に行ってもらえないか」「あなたも私と一緒に東京へ帰ったらどうか」のような「共同行為」であるにもかかわらず「依頼」「勧め」などほかの表現となる例が説明できない。話し手と聞き手が融合される「心理的な We の形成」が重要であると考える。

3.2.5 まとめ

以上、現代日本語の「行為要求表現」における4つの基本的な機能――「命令」「依頼」「勧め」「勧誘」――の定義について、先行研究の様々な捉え方を整理し、そのズレを明確にした。そして、それぞれの機能における最も重要な概念は何かという、本論文での捉え方を提示した。

多くの先行研究で重要視している「行為者」「決定権者」「受益者」という3つの基準に 関する本論文の捉え方をまとめると、以下【表3-4】のようになる。

	行為者	決定権	受益者
命令	聞き手/共同	話し手	_
依頼	聞き手/共同	聞き手	話し手(聞き手から話し手への利益の授受)
勧め	聞き手/共同	聞き手	
勧誘	聞き手/共同	聞き手	

【表3-4】 「3つの基準」に関する本論文の捉え方

【表 3-4】において、「共同」は「話し手と聞き手による共同行為」を表し、「一」は「直接関わりがない」ことを表す。3つの基準の中で、「決定権」は「命令」とほかの機能とを区別するために有効で重要な概念であることが分かる。この点については、先行研究と同じ立場であり、特に変わりがない。

しかし、【表 3-4】から確認できるように、「行為者」という基準は「命令」「依頼」「勧め」「勧誘」など「行為要求表現」の各機能を区別し、枠組みを捉えるに当たって強い意味を持たない。従来の多くの研究では、「共同行為」を"勧誘"の最も重要な特徴として捉えているため、「行為者」という基準を設けているが、実際「行為者」という概念は「行為要求表現」の枠組みを捉えるに当たって(分類全体を左右するような)有効な概念ではない。

また、「受益者」という概念は「有効」ではあるが、有効範囲が先行研究の捉え方より狭い。「受益者が誰か」で意味を持つのは「依頼」だけであり、ローカルなものに過ぎない。 上記で確認したように、「命令」は「受益者」と直接関わらないし、「勧め」においても「受 益者」は決定的な要素ではない。また、「依頼」においても「受益者が話し手」という捉え 方だけでは不十分であり、「その利益はどこからきたものか」まで捉えないといけない。「依 頼」は「聞き手から話し手への利益の授受」を通して、話し手と聞き手の間に生じる「受 益:与益」という対立関係が重要なのである。

「勧め」と「勧誘」については、【表 3-4 】で分かるように先行研究で挙げられた「3 つの要素」では捉えられない。本論文では、「勧め」の定義において最も重要な概念は「事柄、事態の妥当性」「事態の実現の望ましさ」(および、それに重点を置くことによる策動性の弱化)であり、「勧誘」の定義において最も重要な概念は話し手と聞き手が融合される「心理的な We の形成」であると考える。

3.3 新しい枠組みの提案——「聞き手意志配慮」の観点から——

「命令」「依頼」「勧め」「勧誘」に関する上記の定義をもとに、本節(3.3節)では「聞き手意志配慮」の観点から「共同意志形成」という新しい概念を提示し、「行為要求表現」の枠組みを以下【表3-5】のように示す。

配 命令 慮 単独意志形成 無 1 聞き手意志に対する配慮の有無 (2) 融合型 聞き手意志に対する配慮の 話し手と聞き手の対立をなくす(心理的な We の形成) 「事態の実現の望ましさ」等を重点的に述べることに 配慮有り 共同意志形成 勧 より策動性(強制性)を弱化する 対立型 聞き手から話し手への利益の授受に言及する)仕方

【表3-5】 本論文における行為要求表現の枠組み

本論文でいう「聞き手意志配慮」という観点には、「①配慮の有無」という観点と「②配慮の仕方」という観点の2つが含まれる。以下、詳しく説明する。

3.3.1 「単独意志形成」と「共同意志形成」

現代日本語の「行為要求表現」は、話し手の聞き手意志に対する「①配慮の有無」によって「配慮無し」と「配慮有り」の2つに分けることができる。

「配慮無し」とは、話し手が「聞き手の意志」を配慮せず、直接的・積極的に行為を要求するものである。これは、聞き手行為でありながら行為遂行の有無に対する「聞き手の意志」の存在を完全に無視し、「話し手の一方的な単独意志」によって聞き手に行為を要求するものである。本論文ではこれを、話し手の「単独意志形成」による行為要求と名付ける。「決定権」が「話し手のみ」にあり、「聞き手に決定権がない」ことを「定義」における最も重要な概念とする「命令」が、これに当たる。

続いて「配慮有り」とは、「聞き手の意志」を配慮しながら聞き手に行為をさせようとするものである。「行為要求表現」において、聞き手に行為をさせようとする「話し手の意志」は常に含意されるため、これは「話し手の意志」と「聞き手の意志」との「共同意志」を形成することによって行為を要求することになる。本論文では、これを話し手と聞き手の「共同意志形成」による行為要求と呼ぶ。つまり、行為要求表現における「共同意志形成」とは、聞き手に行為をさせようとする「話し手の意志」と、その行為をさせられることを受け入れようとする「聞き手の意志」との合意を指す*18。そのため、聞き手の意志を配慮

^{*18} 先行研究で挙げられている「決定権」と本論文の「聞き手意志配慮」との関係について、ここで補足的に言及しておく。先行研究の「決定権」は基本的に、話し手・聞き手両方についてあるかないかを問題にすることになるが、本論文では、「話し手に決定権があるかないか」については、行為要求表現の分類の根幹には関わらない(例えば「勧誘」「勧め」「依頼」のどれかだけが話し手に決定権がないというようなことにはならない)と考える。行為要求表現(の下位分類)において重要なのは、「聞き手の意志(決定権)」に配慮するかどうかだけであり、その有無が「命令(配慮なし)」と「勧誘・勧

せず、「話し手の単独意志」によって聞き手に一方的に行為要求する「単独意志形成(=「命令」)」とは対照的である。「共同意志形成」には、「勧誘」「勧め」「依頼」が含まれる。

なお、「共同意志形成」には、「意志が形成される」までの話し手と聞き手のやりとりが 含まれうるが、本論文では「共同意志の策動」、つまり「共同意志形成の働きかけ」の部分 を中心的な研究対象とすることを断っておく。言い換えれば、「共同意志形成」を求める表 現とも言えよう。

3.3.2 「融合型共同意志形成」と「対立型共同意志形成」

聞き手意志を配慮する「共同意志形成」は、「配慮の仕方」によって更に「融合型」と「対立型」に分けることができる。

「融合型」とは、「聞き手の意志」を独立したものではなく、話し手の意志と融合的に捉えることをいう。話し手が「聞き手の意志」を自分の意志と「融合」させ、話し手と聞き手の間の「対立」をなくす(明確にいえば、「対立」がないふりをする)ことによって、「聞き手の意志」に配慮するものである。「融合型」は最も典型的な「共同意志形成」であるといえる。話し手と聞き手が融合される「心理的な We の形成」を最も重要な概念とする「勧誘」の定義から分かるように、「勧誘」は「融合型共同意志形成」である。話し手と聞き手の対立、境目をなくし、聞き手を話し手の一部に見立てることによって、「聞き手の意志」に配慮するものである。「融合」を、話し手が「聞き手の意志」に対する「配慮の仕方」の1つとして捉えることができる。

それに対し、「対立型」は「聞き手の意志」を独立したものとし、話し手の意志と「聞き

め・依頼」を分けている、ということになる。「聞き手の意志 (に配慮する)」と「聞き手の決定権 (に配慮する)」とはほぼ同じことであるが、先行研究で採用される「決定権」という語は「共同意志を形成する」「合意 (意思の統一)をめざす」という言い方にそぐわない (「共同決定権」「共同決定を目指す」という言い方は不自然であるか、非常に迂言的でわかりにくい)ため、本論文では主要な用語としては「話し手/聞き手の意志」という言い方を採用する。

手の意志」を対立的に捉えるものである。話し手と聞き手の意志は「別々」であり、「対立」 しているという捉え方のもとで、話し手が聞き手と「共同意志」を形成しようとするのが 「対立型」である。「勧め」と「依頼」は「対立型」に属する。どちらも「聞き手の意志」 を「話し手の意志」とは対立した、別のものとして捉えている。

まず、「勧め」は行為の「妥当性」、行為遂行の「望ましさ」を客観的に述べたり、または「単なる1つの案として提示」したりすることを通して、聞き手にやや間接的に行為要求するものである。「妥当性」「望ましさ」「案の提示」等に重点を置くことにより、行為要求の「策動性(聞き手への強制性)を弱化する」という方法を用いて、聞き手意志への配慮を示すものと言える。

次に、「依頼」は「聞き手から話し手への利益の授受に言及する」ことによって、(語用論的に)「聞き手の意志」に配慮するものである。安達 2002b、日本語記述文法研究会 2003 などで指摘されているように、「依頼」は「はい」や「わかった」のようなその依頼内容を理解したことを表す応答だけでなく、「いいよ」のようにその依頼内容に対する「評価」によって応答することもできる。ここに「命令」との違いが表れるとされる。

(68) A こっちへ<u>来い</u>

B はい/?<u>いいよ</u>/わかった

(安達 2002b:61)

(69) A こっちへ<u>来てくれ</u>

B はい/いいよ/わかった (同上)

(68)が「命令」、(69)が「依頼」の用例である。どちらも文類型として「命令文」でありながら、(68)は聞き手の意志を配慮しない(決定権を与えない)「単独意志形成」の「命令」になり、(69)は「聞き手の意志」を配慮する「依頼」になる。これは、授受の補助動詞「てくれる」を用いることによって、本来の命令形の基本的な機能が失われることを意味する。つまり、「聞き手から話し手への利益の授受」に言及することによって、本来の命令形の基本的な機能が失われ、結果的に「聞き手の意志」を配慮することになる。(69)が自分に向けられた要求を直接的に受け入れるという判断を表明する機能をもつ「いいよ」で応答できるのは、そのためである。

3.3.3 基本的な叙法との関わり

以下では、基本的な叙法のうち、どのようなものが「共同意志形成」を担いうるかについて、大まかな関係を示す。

基本的な叙法	話し手意志	聞き手の意志配慮	意志形成の種類	
基本形(する)	100	0	単独意志形成(話し手意志)	
命令形(しろ)	100	0	単独意志形成(話し手意志)	
意志形(しよう)	強	弱	共同意志形成 (融合型)	
否定疑問文(しないか↑)	弱	強	共同意志形成 (融合型、対立型)	
肯定疑問文(するか↑)	0	100	単独意志形成(聞き手意志)	

【表3-6】 基本的な叙法との関わり

動詞の基本形「する」は「命令」表現として使われる場合がある。この場合、「する」は 聞き手が行うべき行為を先取りして指示することによって命令するものであるため、聞き 手の行為をコントロールしようとする性質が強い(安達 2002b、日本語記述文法研究会 2003 など)。行為要求表現における動詞の基本形「する」は、「共同行為」「聞き手単独行 為」に関わらず、常に「話し手の意志」のみを表し、聞き手への意志配慮は全く含まれな い。話し手の「単独意志形成」による行為要求表現を表すと言える。

(70) 明日8時に駅前に集合する。 (再掲(5))

(71) お喋りしない。黙ってやるべきことをやる。 (安達 2002b:57)

(72) つべこべいわずに仕事する。 (日本語記述文法研究会 2003:70)

(73) [後ろの席の友達としゃべっている生徒に、先生が]はい、前を向く。 (同上)

動詞の命令形「しろ」は、「命令」機能を表す最も基本的な形式である(日本語記述文法研究会 2003 など)。これは、「命令形」という活用形自体が、聞き手に行為要求するとい

う意味を持つ形式である(尾上 1979)ためである。行為要求表現における「命令形」は、 聞き手への働きかけ性を全面的に文法形式に組み込んでおり、同じく「聞き手への意志配 慮」は全く含まれない。話し手の「単独意志形成」による行為要求表現になる。

- (74) 暑いなあ。窓を開けろ。 (日本語記述文法研究会 2003:67)
- (75) おい、ちょっと飲み物を買ってこい。 (同上)
- (76) もう遅いから、早く寝なさい。 (同上)
- (77) お前は、おれと一緒にこい。メモをとってくれ。 (「金田一少年の事件簿」)

それに対し、動詞の意志形「しよう」は、「共同意志形成」を表す最も典型的な形式である。行為要求表現における「しよう」は、「話し手の意志」に「聞き手の意志」を組み込むことにより、話し手と聞き手の「未分化な主体「われわれ」の意志を表現する形式」(尾上1975)である。意志形「しよう」が聞き手行為要求表現になるのは、「話し手と聞き手が融合する時」のみであるが、融合されている以上、聞き手から話し手への利益の授受はできない。これは、「てくれよう」という表現形式が存在しない1つの理由とも考えられる。意志形「しよう」は、「融合型共同意志形成」を表す専用形式であり、基本的に「対立型共同意志形成」には現れない。

- (78) ここ席が空いているよ。座ろう。
- (79) 僕はもう帰るよ。君も一緒に帰ろう。

否定疑問文「しないか↑」は、話し手が実現を望む行為を聞き手が行うかどうかを尋ねる質問文から行為要求の機能が派生するものである(日本語記述文法研究会 2003)。否定疑問文「しないか↑」は、聞き手の意志配慮を表しながら、「聞き手に行為を実行してほしい」という「話し手の意志」も表しているため、「共同意志形成」を表す表現と言える。但し、その場合、話し手と聞き手の間に(80)のように「We の形成」があれば「勧誘」(融合型共同意志形成)の意味になり、(81)のように「We の形成」がなければ「勧め」(対立型共同意志形成)になる。

(80) <u>うちのチームに来ないか</u>? 君だったら大歓迎だよ。

(日本語記述文法研究会 2003:65)

(81) 私は断念したんだけど、君、<u>あのチーム</u>のテスト、<u>受けない</u>? (再掲(64))

肯定疑問文「するか↑」は、下記用例(82)からも分かるように、完全に聞き手に行為遂 行の意志の有無を尋ねるものであり、「聞き手に行為を実行してほしい」という「話し手の 意志」は全く含まれていない。そのため、そもそも「行為要求表現」の意味にはならない。 「聞き手の意志」だけを尋ねる純粋な質問文である。

(82) 明日学会に行きますか?

このように、「基本形」「命令形」から「意志形」、「否定疑問文」、「肯定疑問文」の順に、「聞き手に行為を遂行してほしい」という「話し手の意志」が弱くなる反面、「聞き手への意志配慮」は強くなる。本論文で言う行為要求表現における「共同意志形成」とは、聞き手に行為をさせようとする「話し手の意志」と、その行為をさせられることを受け入れようとする「聞き手の意志」との合意を指すため、両端にある「基本形」「命令形」と「肯定疑問文↑」は「共同意志形成」の範囲に含まれない。「基本形」「命令形」は聞き手の意志を全く配慮していない、「話し手の単独意志」による聞き手への一方的な行為要求表現を表し、「肯定疑問文↑」は逆に聞き手の意志のみを配慮し、聞き手に行為をさせようとする「話し手の意志」が含まれていない。【表 3-6】において「共同意志形成」に含まれるのは、太線で囲んだ範囲になる。

3.4 第3章のまとめ

本章 (第3章) では、従来の研究における「行為要求表現」の分類と各機能の定義を整理し、全体の枠組みにおいて「行為者」「受益者」の捉え方に問題があることを指摘した。 つまり、「行為者」という基準は「命令」「依頼」「勧め」「勧誘」など「行為要求表現」の 各機能を区別し、枠組みを捉えるに当たって(分類全体を左右するような)強い意味を持たないこと;「受益者」という概念は「有効」ではあるが、有効範囲が先行研究の捉え方より狭く、「受益者が誰か」で意味を持つのは「依頼」だけであり、ローカルなものに過ぎないことを主張した。

そして、「勧誘」の定義において最も重要な概念は「行為者(話し手と聞き手の共同行為)」ではなく、話し手と聞き手が融合される「心理的な We の形成」であること;「勧め」の定義において最も重要な概念は「受益者(聞き手利益)」ではなく、「事柄、事態の妥当性」「事態の実現の望ましさ」(および、それに重点を置くことによる策動性の弱化)であることを論じた。また、「依頼」において重要な概念は「受益者(話し手受益)」ではあるが、それだけでは不十分であり、「その利益はどこからきたものか」まで捉えないといけないことを論じ、「依頼」は「聞き手から話し手への利益の授受」を通して話し手と聞き手の間に生じる「受益:与益」という対立関係が重要であることを主張した。

上記の内容を踏まえ、最後に「聞き手意志配慮」の観点から「共同意志形成」という新 しい概念を提示し、本論文の定義を基にしながら「行為要求表現」について新しい枠組み を示した。

第4章

「融合型」共同意志形成 ——「勧誘」の文法的特徴——

4.0 概要

第4章では、「融合型」共同意志形成である「勧誘」に関わる現象を個別的に考察する。 具体的には「勧誘」の類型、「共同行為から単独行為への連続性」を示し、それらに関連して、主語(人称)、文末表現、敬語、授受表現との関わり方について詳しく考察し、「勧誘」の諸特徴を明らかにする。

4.1 勧誘の類型と行為の連続性

まず、本節(4.1節)では「勧誘の類型」における「セールス型」の存在を示し、「グループ型→引き込み型→セールス型」の順に「共同行為」から「単独行為」のほうに「行為」の「共同らしさ」が減っていく「行為の連続性」を明らかにする。

4.1.1 勧誘の類型

安達 1995・2002a、日本語記述文法研究会 2003 は、「勧誘」について「グループ型」と「引き込み型」の 2 つのタイプの存在を示している。

I 「グループ型」の勧誘

話し手と聞き手が1つのグループとして共同して行う行為の実行を聞き手に提案することによって、聞き手をその行為に誘うものである(日本語記述文法研究会 2003:63)。この場合、主語は「私たち(「われわれ」「僕たち」なども同様)」のような「聞き手を含む一人称複数」になる。

- (1) A 「今晚、何が食べたい?」
 - B 「焼き肉を食べよう!」

(日本語記述文法研究会 2003:63)

(2) [電車で空席を見つけて] あ、ここ空いているよ。座ろう。

(同上)

Ⅱ 「引き込み型」の勧誘

話し手が実行している、あるいは実行しようとしている行為に聞き手を引き込もうとするものである。このタイプでは、動作主である聞き手を「も」で示すことで、話し手の行為に聞き手を引き込もうとしていることを明示することができる(日本語記述文法研究会2003:63)。そのため主語は、「あなたも(「君も」「〇〇さんも」等も同様)」のような「話し手の行為」を前提とした「聞き手+も」の形をとり、「二人称」になる。

(3) A 「あ、もう帰るの?」

B 「うん、君も帰ろう」

(日本語記述文法研究会 2003:63)

第4章 「融合型」共同意志形成——「勧誘」の文法的特徴——

(4) 今からカラオケに行くんだ。君もいっしょに行こう。

本論文では、「共同行為」ではなく、話し手と聞き手が融合される「心理的な We の形成」という定義に基づき(第3章参照)、上記2つの類型と並行して「セールス型」という新しい類型の存在を提示する。

Ⅲ 「セールス型」の勧誘

話し手が存在している場所や所属している組織に聞き手を誘いかけ(日本語記述文法研究会 2003:65)、同じ場所や同じ組織に所属するなど「共同状態」を目指そうとするものである。このタイプでは、行為を実行するのはあくまで「聞き手のみ」であり、話し手はその行為を実行しているとは言いがたい。そのため、主語は「二人称」になる。形式上は「引き込み型」同様、動作主を「も」で示すことができるが、「引き込み型」とは異なり「話し手の行為」が含まれない。つまり、「話し手の行為」が前提になっているとは言い難い。

- (5) 保険に<u>お入りになりませんか</u>。 (川上 1995:99)
- (6) 我々の仲間になりませんか。
- (7) そんなとき私は今の監督に、<u>うちのチームに来ないか</u>と誘われた。

(安達 2002a:25)

(同上)

(8) 今、渋谷にいるんだけど、出てこない? 食事でもしようよ。

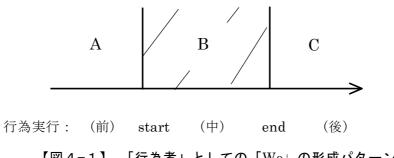
(日本語記述文法研究会 2003:63)

(9) 今度<u>遊びに来ませんか</u>。 (同上:65)

4.1.2 行為の連続性

第3章では、「勧誘」の定義における最も重要な概念は、先行研究で主張する「共同行為」 ではなく、話し手と聞き手が融合される「心理的なWeの形成」であることを確認した。 以下では、「勧誘」及び「勧誘の類型」が「共同行為」、言い換えれば「行為のあり方」と どう関わるのかについて述べる。具体的には「グループ型→引き込み型→セールス型」の 順に「共同行為」から「単独行為」のほうに「行為」の「共同らしさ」が減っていく「行 為の連続性」を述べる。

話し手と聞き手が関わる行為実行のプロセスにおいて、「行為者」としての「We」、つま り「共同行為」が形成されるパターンには、「A 実行前」「B 実行中」「C 実行後」の3つが あると考えられる。図で示すと、次の【図4-1】のようになる。

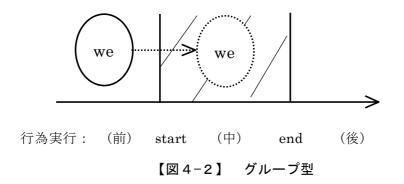


【図4-1】 「行為者」としての「We」の形成パターン

「勧誘」という行為要求表現に限っていえば、「聞き手」は常に行為実行の前(A)にい るため、問題になるのは「話し手」の位置である。発話時における話し手の位置によって 「行為者」としての「We」、つまり「共同行為」の形成箇所が決まる。

まず、話し手が「行為実行の前(A)」にいる場合、2つのタイプが考えられる。

1つは、話し手がまだ行為を実行しておらず、「話し手と聞き手との共同行為」を前提に 聞き手に行為実行を誘いかける場合である。図で示すと【図4-2】のようになるが、「行 為者 | としての「We | である「共同行為 | の形成は、行為を誘いかける「前提 | となる。 話し手と聞き手が1つのグループとして共同で行う行為の実行を聞き手に提案する「グル ープ型」勧誘は、これに当たる。



この場合、(10)~(12)のように、主語は「私たち」のような「聞き手を含む一人称複数」になる。先行研究で主張する、行為に聞き手が加わることが既に決まっているとされる"促し用法"や(用例 (11))、運用論的条件(安達 2002a)に反するとされる"行為者が特定できないもの"も(用例 (12))これに含まれる。

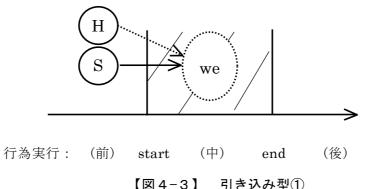
- (10) 時間があれば、ごはんでも食べに行こう。 (日本語記述文法研究会 2003:62)
- (11) わたしのために、みなさんお待たせしてすみません。さあまいりましょう。

(樋口 1992:182)

(12) 稔は呆れ、「電話して、本を引き取りに来いって<u>いってやろう</u>よ」と提案したが、 イワさんには別の考えがあった。その日のうちに、店先に貼り紙を出したのである。

(安達 2002a:28)

もう1つのタイプは、話し手がまだ行為を実行していないが、行為実行の意志がすでに決まっている場合である。これは、下記【図4-3】で示すように、話し手が聞き手に行為実行を誘いかけ、「聞き手との共同行為」つまり「行為実行時」における「行為者」としての「We」の形成を目指すものである。図における「S」は「話し手」、「H」は「聞き手」を表す(以下同様)。



【図4-3】 引き込み型①

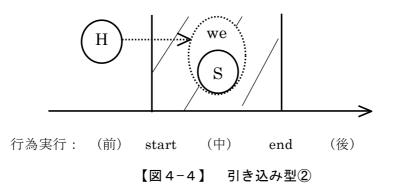
この場合、主語は(13)のような「聞き手+も」の形をとる。話し手の行為を前提とした 「二人称主語」である。勧誘の類型から言えば、「実行しようとしている行為」に聞き手を 引き込もうとする「引き込み型」勧誘に属する。

(13) 明日、映画を見に行くんだけど、君も行かない?

(日本語記述文法研究会 2003:65)

【図4-2】と【図4-3】で示す「グループ型」勧誘と「引き込み型①」勧誘は、「結婚 する」「別れる」のような、独立的に行われる行為ではなく、必ず「共同行為者」を必要と する行為の場合、意味的に差異が生ずる。「(私たち)結婚しよう」のような「グループ型」 の場合は、話し手と聞き手が「結婚相手」としての「共同行為者」になるが、「私、来年結 婚するの。あなたもそろそろ結婚しない?」のような「引き込み型①」の場合は、話し手 と聞き手が「結婚相手」にならない。話し手と聞き手以外の第三人称が必ず必要となる。

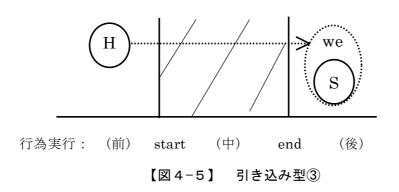
次に、話し手が「行為実行中(B)」にいる場合である。この場合も「引き込み型①」同 様、聞き手に行為実行を誘いかけることによって「聞き手との共同行為」、つまり行為実行 時における「行為者」としての「We」の形成を目指すものである。【図4-4】に示してお <。



これは、勧誘の類型から言えば、「実行している行為」に聞き手を引き込もうとする「引き込み型」勧誘に属する。「継続性のある行為であること」という制約がある点で「引き込み型①」と異なる(用例(14))。

(14) リカ「あーあー、そんな飲んじゃって」三上「座れよ、一緒に<u>飲もうぜ</u>」 (安達 2002a:30)

それに対し、話し手が既に「行為実行済み」の場合は、下記の【図4-5】で示すように「We」の形成が「行為実行後」になる。「共同行為の時間共有の有無」の観点から見ると、「引き込み型①②」との差異が分かる。「引き込み型①②」は聞き手との「時間を共有した共同行為」を目指しているが、「引き込み型③」は「時間のズレた共同行為」を目指すことになる。



言い換えれば、話し手が聞き手に自分と同様の行為をさせることで、結果的に話し手と「共同状態」に引き込もうとするものである。「時間のズレた共同行為」であると同時に、「共同状態」を目指すことにもなる(用例(15))。

(15) [自分は食べ終わって座っているが、通りかかった人に向かって] お菓子が残っているから、よかったら食べない?

以上、「行為者」としての「We」の形成、つまり「共同行為」の形成パターンと「グループ型」「引き込み型」との関わりを確認した。それでは、「セールス型」勧誘の場合はどうだろうか。

前述したように、「セールス型」は話し手と聞き手による「共同行為」ではなく「聞き手単独行為」であるため、「行為者」としての「We」は形成されない。「引き込み型③」同様、聞き手に行為の実行を求めることで、話し手との「共同状態」に引き込もうとするものである。つまり、「セールス型」勧誘は「共同状態」の「We」の形成を目指すものである。「引き込み型③」との違いをいえば、話し手と聞き手が行った行為を同じ動詞述語で表せないという点である。以下の用例(16)~(19)においては、聞き手の行為はそれぞれ「入る」「なる」「来る」であるが、話し手の行為はいずれも概ね「(もともと) いる」ぐらいであり、同じ動詞で表せる共同行為とは言えない。

- (16) 保険にお入りになりませんか。 (再掲(5))
- (17) 我々の仲間になりませんか。 (再掲(6))
- (18) そんなとき私は今の監督に、<u>うちのチームに来ないか</u>と誘われた。 (再掲(7))
- (19) 今度<u>遊びに来ませんか</u>。 (再掲(9))

このように、「共同行為」と一言でいっても、その行為の「共同らしさ」は広い範囲に及ぶ。傾向を述べると、「グループ型→引き込み型→セールス型」の順に「共同行為らしさ」が減っていく。「グループ型」の場合は「行為者」としての「We」、つまり「共同行為」が「前提」になるが、「引き込み型」になると「共同行為」を目指すことになる。その中でも

「引き込み型③」は「時間のズレた共同行為」を目指すと同時に、その行為を通して話し手との「共同状態」としての「We」を目指すものである *19 。更に「セールス型」になると、「時間のズレた共同行為」でさえなくなり、聞き手の「単独行為」を通して話し手との「共同状態」を目指すことだけになる。以下、【表 4-1 】にまとめる。

勧誘の類型	共同行為の有無	行為実行時の	共同状態の有無	
助的切圾主	ンバーコング は 光	時間共有の有無	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
グループ型	「共同行為」が前提	有	_	
引き込み型①	「実行しようとしている行為」に聞き手を引き込む	有	—	
引き込み型②	「実行している行為」に聞き手を引き込む	有	—	
引き込み型③	「実行済みの行為」に聞き手を引き込む、	無	話し手との「共同状態」に引き込む	
セールス型	無	無	話し手との「共同状態」に引き込む	

【表 4-1】 勧誘の類型と「共同行為」

言い換えれば、「勧誘」における「We の形成」には、「行為者」としての「We」(「共同行為の We」)と「状態」としての「We」(「共同状態の We」)がある。「行為者」に話し手が含まれる場合は「共同行為の We」が形成され、話し手が含まれない聞き手単独の行為の場合は「共同状態の We」が形成される。勧誘の類型において、「グループ型」「引き込み型」においては「共同行為の We」が形成され、「セールス型」においては「共同状態のWe」が形成される。「共同行為の We」と「共同状態の We」両方の性質を合わせ持っているのが「引き込み型③」である。その関係を以下の【表4-2】に示す。

^{*19 「}引き込み型③」においても、目指されている「共同状態」は存在していると考えられる。「引き込み型③」の用例(15)においても、話し手と聞き手が「同じ場」にいないと「勧誘」表現としては成立しにくく、例えば「昨日「ふくむら」でイカのお刺身を食べたらすごくおいしかったよ。君も食べてみたら/??食べない?」は「勧め」としてしか解釈されず、「勧誘」表現形式「しない(か)?」では若干不自然になる。

	共		グループ型	We の形成が前提になる	
同行為の V We		引き込み型①			
		引き込み型②		勧	
	共同	引き込み型③	We の形成を目指す	誘	
		≧状態の We	セールス型		

【表 4-2】 勧誘・We の形成・勧誘の類型の関わり

以上の内容をもとに、「We の形成」の観点から勧誘の「3つの類型」について次のような説明を与えることができる。「共同行為の We」の形成が聞き手に行為実行を誘いかける「前提」になるのが「グループ型」勧誘;「共同行為の We」の形成を「目指す」のが「引き込み型」勧誘;聞き手との「共同行為」ではなく、「共同状態の We」の形成を「目指す」のが「セールス型」勧誘である。

4.2 文末形式との関わり

「勧誘」を表す文末表現形式には、動詞の意志形「しよう」とその疑問化形式「しようか」、否定疑問文「しないか」と肯定疑問文「するか」などが挙げられる(仁田 1991、安達 1995・2002a、日本語記述文法研究会 2003)。これらの文末形式と「勧誘の類型」との関わりについて、先行研究(安達 1995・2002a、日本語記述文法研究会 2003 など)では以下のことが指摘されている。

(20) 先行研究の主張

「しよう」には「グループ型」と「引き込み型」の2つのタイプがある。それに対し、「しようか」は「グループ型」の勧誘を表す「しよう」を疑問化したものであり、「引き込み型」は存在しない。

つまり、下記用例(21)(22)で示すように、「しよう」は「私たち」のような「聞き手を含む一人称複数」主語、及び「あなたも」のような「(聞き手)も」という意味の「二人称」主語の両方を取ることができるが、「しようか」は常に「聞き手を含む一人称複数」の主語を取り、「あなたも」のような「二人称」主語を取ることができないということである。

- (21) (私たち) コーヒーでも飲みに {行こう/行こうか} (グループ型)
- (22) コーヒー飲みに行くけど、君も一緒に {行こう/*行こうか} (引き込み型)

しかし、用例(23)に見られるように、特殊な文脈においては「しようか」も「あなたも」 といった「二人称」主語をとることができ、「引き込み型」として機能することができる。

(23) [お腹が空いたという子供(健ちゃん)に対して] じゃ、健ちゃんも一緒にごはん食べに行こうか。

本節(4.2節)では、文末表現「しよう」「しようか」と「しないか」「するか」を考察対象とし、文末表現と「勧誘の類型」との関わり方を明らかにする。具体的には、「聞き手の意志」をめぐる文脈的条件を取り入れ、勧誘の各類型における文末形式の使われ方をより包括的に分析し、「勧誘」における各文末表現形式の特性を探る。

4.2.1 現象の観察

文末表現と勧誘の類型、主語の種類による共起制限について、用例(23)のような反例を含めたより広範な現象を説明するために、本論文では「聞き手の意志をめぐる文脈的条件」という観点を導入する。具体的には、「聞き手の意志に対する話し手の見込み」について3つの場合に分け、観察・分析を行う。

「聞き手の意志をめぐる文脈的条件」は、「話し手が聞き手の行為実行の意志の有無をどう捉えるか」によって、次の(24)のように分けることができる。

(24) 聞き手の意志をめぐる文脈的条件

- a 話し手が聞き手の行為実行の意志の有無に対して特に見込みを持たない場合
- b 話し手が聞き手に行為実行の意志がないと見込む場合
- c 話し手が聞き手に行為実行の意志があると見込む場合

(24a)は聞き手の意志が話し手と一致するかどうかについて、話し手に特段の見込みがなく、ニュートラル(中立)な場合であり、(24b)は聞き手の意志が話し手と一致しない(対立する)と見込んでいる場合、(24c)は聞き手の意志が話し手と一致すると見込んでいる場合である。以下では、それぞれの文脈を取り入れ、文末表現と「勧誘の類型」との関わりを観察する。

4.2.1.1 グループ型

まず、「グループ型」勧誘について見る。

(24a)話し手が聞き手の行為実行の意志の有無に対して「特に見込みを持たない」場合、 用例(25)にみられるように、「しよう」「しようか」「するか」「しないか」全ての形式にお いて自然になる。

(25) 駅前まで来ると、砲丸の井上が、

「おい、ちょっと、お茶飲んで {<u>行こう/行こうか/行くか/行かないか</u>}」と誘った。 (「太郎物語 高校編」)

しかし、(24b)話し手が聞き手に行為実行の「意志がないと見込む」場合、用例(26)から確認されるように、「しよう(よ)」は用いられるが、「しようか」と「するか」は「勧誘」として機能することができない。また、「しないか」も自然度が落ちることがある。

(26) 「リーダー、海に行かない?」

「行かない」

すんなり了承するとは思わなかったけど、即答で拒否するか。…(中略)… 「リーダー、もしかして泳げないの?」

「泳がないよ」

「じゃあ、泳がなくても良いから、一緒に {<u>行こうよ/*行こうか/*行くか/</u> <u>?行かない?</u>}」 (「手をつないで海に行こう」) *20

(24c)話し手が聞き手に行為実行の「意志があると見込む」場合は、否定疑問文「しないか」のみ自然度が落ちることがある。それ以外の形式「しよう」「しようか」「するか」は自然に用いられる。

(27) エミーは、FBIの腕をつかんだ。

「ミセス、おちついてください。<u>ミスターはすぐかえっていただきますから</u>」 エミーの手をはずし、コートをきた賢治に、

「じゃあ、{<u>いきましょう/いきましょうか/いきますか/?いきませんか?</u>}」と うながした。 (樋口 1992: 182)

4.2.1.2 引き込み型

次に、「引き込み型」について確認する。

(24a)話し手が聞き手の行為実行の意志の有無に対して「特に見込みを持たない」場合、 先行研究の指摘とおり、「しよう」「しないか」は自然であるが、「しようか」「するか」の 形式においては不自然になる*21。

^{*20} http://www.ab.cyberhome.ne.jp/~paku/sakumanitop/NOVEL/bbsnovel/umi.htm

^{*21 (28)}の「*行くか」は、下降イントネーションの「行くか↓」が不自然であるという意味である。上

(28) 緑 「あ、<u>永尾くんも</u>飲みに {<u>行こっ/*行こうか/*行くか/行かない?</u>}」 永尾「(リカを意識し) 俺、仕事あっから」 (安達 1995: 230)

しかし、(24b)話し手が聞き手に行為実行の「意志がないと見込む」場合、用例(29)から確認されるように、「しよう(よ)」という形式のみ自然に用いられる。「しようか」と「するか」は「グループ型」同様、「勧誘」として機能できず、「しないか」も自然度が落ちることがある。

(29) 「<u>私はいいから、1人で買いに行けば?</u>」私は冷たく言った。 「そんなこと言わないで一緒に{<u>行こうよ/*行こうか/*行くか/?行かない?</u>}」

(父の手術よりお弁当が大事?)*22

(24c)話し手が聞き手に行為実行の「意志があると見込む」場合は、「しよう」は勿論のこと、「しようか」「するか」においても先行研究の記述と異なり、自然に用いられる。「しないか」は自然な場合もあるが、自然度が落ちることもある。

(30) [明日の学会に、<u>別の予定が入って行けないと言っていたBさんから、その予定が</u>なくなったと聞いて、AがBに言う。]

「それじゃ、B さんも- 緒に ${ (行きましょう / 行きましょう か / 行きますか / 行きませんか } 」$

昇イントネーションの「行くか↑」は許容されるが、それは「勧誘」ではなく、ただの疑問文と判断する。

^{*22} http://plaza.rakuten.co.jp/sachan/10005

4.2.1.3 セールス型

最後に、「セールス型」勧誘について見る。

「セールス型」勧誘の場合、「入る」「なる」のような「(ダイクティックな) 方向性を持たない」動詞の場合と、「来る」のような話し手向きの「方向性を持つ」動詞の場合とで、自然度に差がある。

まず、「方向性を持たない」動詞の場合について確認する。

(24a)話し手が聞き手の行為実行の意志の有無に対して「特に見込みを持たない」場合、「しないか」は「グループ型」「引き込み型」同様、自然に用いられるが、「しよう」は「グループ型」「引き込み型」に比べて自然度が落ちる。「しようか」と「するか」は「引き込み型」同様、不自然になる。

(31) うちの保険に {<u>?入りましょう/*入りましょうか/*入りますか/入りません</u>か?}。

(24b)話し手が聞き手に行為実行の「意志がないと見込む」場合、「しよう(よ)」「しようか」「するか」とも、上記「特に見込みを持たない」場合と同じ傾向を見せている。「しないか」のみ上記と異なり、自然度が落ちることがある。

(32) [保険に興味がないと言っている相手に対して] うちの保険に {?入りましょうよ/*入りましょうか/*入りますか/?入りませ んか?}。

(24c)話し手が聞き手に行為実行の「意志があると見込む」場合は、「しよう」「しようか」「するか」において、上記の文脈より自然度が上がる。「しないか」のみ「意志がないと見込む」場合同様、自然度が落ちることがある。

(33) [保険に興味があると言っている相手に対して] それじゃ、うちの保険に {入りましょう/?入りましょうか/?入りますか/入りませんか?}。

それでは、聞き手から話し手への「方向性を持つ」動詞の場合はどうだろうか。「しよう (よ)」「しようか」「するか」の形式においては、文脈の如何に関わらず「不適切」な表現 になる。「しないか」の場合は、「グループ型」「引き込み型」、方向性を持たない「セールス型」同様、自然度が落ちることがある。(34)が、(24a)話し手が聞き手の行為実行の意志の有無に対して「特に見込みを持たない」場合の用例;(35)が、(24b)話し手が聞き手に行為実行の「意志がないと見込む」場合の用例;(36)が、(24c)話し手が聞き手に行為実行の「意志があると見込む」場合の用例になる。

- (34) うちに遊びに {*来よう/*来ようか/*来るか/来ないか} と誘われた。
- (35) [<u>行きたくない</u>と言っている私に対して]
 <u>うちに遊びに {*来ようよ/*来ようか/*来るか/?来ないか</u>} と誘われた。
 cf. うちに遊びに来てよ。
- (36) [<u>どこか遊びに行きたい</u>と言っている私に対して] うちに遊びに {*来よう/*来ようか/*来るか/来ないか} と誘われた。

以上の現象の観察結果を表にまとめると、【表 4-3 】のようになる。「〇」は「自然」、「 \times 」は「不自然」、「 \triangle 」は「自然度が落ちる」または「自然度が落ちることがある」という意味を表す。なお、灰色に塗り潰されているのは、先行研究の指摘と一致する部分であり、二重下線「 $_$ 」を引いた部分は、先行研究の指摘と異なる部分である。

++W+	【女呢】目2.7.	グループ型	리노기카페	セールス型		
文末形式	【文脈】見込み		引き込み型	「入る」タイプ	「来る」タイプ	
	①見込みを持たない	0	0	Δ	×	
しよう(よ)	②意志がない	Ο	Ο	Δ	×	
	③意志がある	Ο	Ο	Ο	×	
	①見込みを持たない	Ο	×	×	×	
しようか	②意志がない	<u>×</u>	×	×	×	
	③意志がある	0	<u>O</u>	Δ	×	
	①見込みを持たない	0	×	×	×	
するか	②意志がない	×	×	×	×	
	③意志がある	0	0	Δ	×	
	①見込みを持たない	0	0	0	0	
しないか	②意志がない	Δ	Δ	Δ	Δ	
	③意志がある	Δ	Δ	Δ	Δ	

【表 4-3】 勧誘の類型と文末形式

4.2.2 分析

まず、「しよう」「しないか」については、先行研究の指摘とほぼ重なり、「グループ型」 「引き込み型」による差は見られない。つまり、「私たち」「あなたも」のような主語の種 類による共起の差は見られない。

- (37) 「しよう」は、聞き手の意志をめぐる文脈的条件にかかわらず、「グループ型」「引き込み型」両方において自然に用いられる。
- (38) 「しないか」は、(24a)話し手が聞き手の行為実行の意志の有無に対して「特に見 込みを持たない」(ニュートラルな)場合は、「グループ型」「引き込み型」両方にお

いて用いられるため、「私たち」「あなたも」の両方と共起できるが、文脈上何らかの見込みがある場合((24b)と(24c)) はその自然度が落ちることがある。

これは、以下のような先行研究の説明と概ね適合する。

(39) 「しよう」に関する先行研究の説明

・「配慮*²³を持たない強引な勧誘を表す形式」である。 (安達 1995: 234)

(40) 「しないか」に関する先行研究の説明

- ・「聞き手の意向を問う質問文であることに由来するもの」である。(安達 1995: 232)
- ・「聞き手の意向を配慮する表現」である。 (安達 1995: 234)
- ・「聞き手の意向を尋ね、行為の遂行を勧める用法からの派生」である。

(姫野 1998:140)

一方、「しようか」については、先行研究の指摘や予測の範囲を超える事実が見られる。特に、文脈(24c)「話し手が聞き手に行為実行の意志があると見込む」つまり、文脈上聞き手の意志が話し手と「一致」すると見込んでいる場合、「引き込み型」勧誘においても用いられ、「あなたも」のような二人称主語と共起できる。この点においては、先行研究の指摘と異なる。これは「引き込み型」、言い換えれば二人称主語「あなたも」の存在が、勧誘表現「しようか」の成立を妨げる絶対的要因ではないことを意味する。

「しようか」が、ほかの表現「しよう」「しないか」に比べて、「引き込み型」において自然度が落ち、共同行為における勧誘者(話し手)と被勧誘者(聞き手)を分離するような、「あなたも」のような二人称主語となじみにくいのは確かである。これは、文脈(24a)「ニュートラルな場合」において「あなたも」が共起できず、不自然になることからも確

^{*23} この安達 1995 の"配慮"は、本論文の言う「共同意志形成」表現が共通に持つ「配慮」とは異なる。本論文の言い方で言えば、「しよう」はほかの「勧誘」表現に比べて強引さはあるものの、「命令」のような「強制性・一方性」は持たないので、「聞き手意志への配慮がある表現である」ということになる。

認できる。一方、「私たち」が共起でき、「グループ型」において自然になるのは、話し手 と聞き手が主語「私たち」によって「一体化 (「融合」が最も進んだ形)」されているため であると考えられる。

つまり、勧誘表現の「しようか」は「話し手と聞き手が一体化される」環境を必要とする。主語が「私たち」であること(「あなたも」でないこと)は、「話し手と聞き手が一体化される」ための1つの条件にすぎない。文脈(24b)である話し手と聞き手の意志が「対立」する場合において、「しようか」が「私たち」とも共起できず、「勧誘」の機能を失ってしまうのは、その文脈的条件が話し手と聞き手の「一体化」を妨げ、「分離」させるからであり、文脈(24c)である話し手と聞き手の意志が「一致」する場合において、「しようか」が「あなたも」と共起できるのは、文脈的条件が話し手と聞き手を「一体化」させるからにほかならない。その意味で、「しようか」を融合度が最も高い「一体型勧誘*24」として特徴づけることができる。また、肯定疑問形式「するか」においても「しようか」と全く同じ傾向を示している。

このように、「しようか」と「するか」は、(24b)「聞き手に意志がないと見込まれる文脈」において「グループ型」勧誘としても機能できず、また(24c)「聞き手に意志があると見込まれる文脈」においては「引き込み型」勧誘として機能できる場合があり、「グループ型→引き込み型→セールス型」の順に自然度が下がる。4つの形式の中で、最も融合的な(一体化された)形式である。それに対し、「しよう(よ)」は「セールス型」において自然度が落ちる。否定疑問文「しないか」は、勧誘の類型による自然度の差は見られない。

^{*24} 安達(1995・2002a)の「グループ型」という概念と類似するが、「主語の種類」を主な基準にしていない点で異なる。そのため、「グループ型」と区別して「一体型」と名付ける。

4.3 敬語との関わり

4.3.1 敬語の使われ方

「勧誘」における文末表現と勧誘の類型(主語(人称))、敬語との3者の共起について、 先行研究では以下のことを指摘している。

(41) 先行研究の主張

・ 「<u>しないか</u>」は「あなたも」という主語を取る場合、動詞の<u>尊敬語化が可能</u>だが、「しよう」は「あなたも」の場合でも尊敬語を用いることができない。(姫野 1998)

下記の用例から、先行研究の指摘内容が確認されよう。

(42) これからみんなで飲みに行くんですが、<u>先生も一緒に</u> {*いらっしゃいましょう / いらっしゃいませんか?}

以下では、「謙譲語」との共起(の自然さ)も含めた敬語の使われ方を見ていきたい*25。

^{*25} なぜ「勧誘」表現を「敬語」の観点から見るのか、その問題意識について説明を付け加える。現代日本語において、一人称が主語・行為者の場合「謙譲語」、二人称が主語・行為者の場合「尊敬語」というのが最も代表的な使われ方である。しかし、勧誘表現における「グループ型」と「引き込み型」は、「話し手と聞き手による共同行為」という特徴を持っており、行為の主体に「一人称と二人称」両方を含んでいる。そうなると、聞き手行為に視点をおいて「尊敬語」を使うのか、それとも、話し手行為に視点をおいて「謙譲語」を使うのか、また「主語」と「行為者」が「一致する」場合と「一致しない」場合、どのような差がみられるのか、などが問題となってくる。但し、日本語の実際の場面では、「しないか」は敬語表現が見られるが、「しよう」「しようか」はほとんど見られない。本論文では、単純に非文かどうかだけでなく、「不自然の度合」も見ることを試みる。そのために、日本語母語話者に対して、勧誘表現における敬語の使われ方に関する意識調査を行った。

敬語の自然度の差異をみるため、本論文では筑波大学日本人大学生(45名)を対象に、 勧誘文末表現・勧誘の類型(主語)・敬語表現に関するアンケートを行った。調査票に関しては4.3.2節を参照されたい*26。具体的には、「グループ型」勧誘(主語が「私たち」)の場合が4場面、「引き込み型」勧誘(主語が「あなたも」の場合が6場面で、合計10場面を設定した。そして、勧誘文末表現「しよう」「しようか」「しないか」、敬語「尊敬語」「謙譲語」をそれぞれ組み合わせて提示し、その自然度について5段階評価を行ってもらった。

【表 4-4】はその結果である。縦軸には勧誘の類型(「グループ型」(二人称を含む一人称複数「私たち」)、「引き込み型」(主語が二人称「あなたも」))を、横軸には文末表現(「しよう」、「しようか」「しないか」)を更にそれぞれ「尊敬語」「謙譲語」に分けて示した。灰色に塗り潰されている「適切度の平均値」に注目されたい。

しよう しようか しないか 尊敬語 謙譲語 尊敬語 謙譲語 尊敬語 謙譲語 評点合計 267 639 607 353 570 286 グループ型 件数 180 179 179 180 180 180 平均 1.49 3.57 1.59 3.37 1.96 3.17 607 428 719 評点合計 669 476 1210 引き込み型 件数 270 270 269 267 269 270 平均 2.48 2.26 1.76 1.60 4.50 2.66

【表 4-4】 敬語との関わり

「引き込み型」(主語が「あなたも」)について分析すると、以下の傾向がみられる。

(43) 「引き込み型」(主語が「あなたも」) の場合

a 先行研究(姫野 1998) の指摘どおり、「しないか」のみ尊敬語化でき、「しよう」

 $^{^{*26}}$ 調査票は、姫野(2009:69)の「アンケート調査票」を参考に作成したものである。

「しようか」は尊敬語化できない。

b 「しよう」「しようか」の尊敬語の自然度は、謙譲語とほぼ変わらないくらい低い。

まず(43a)についてであるが、網かけした部分、つまり「尊敬語」の自然度をみると、「しよう」「しようか」が「2.48」「1.76」と低いのに対して、「しないか」は「4.50」と非常に高いことが分かる。これは、「「しないか」は尊敬語化できるが、「しよう」「しようか」は尊敬語化できない」という先行研究の指摘と一致している。

次に、(43b)について説明を加える。「しよう」「しようか」のそれぞれの「尊敬語」と「謙譲語」の自然度の差に注目すると、「しよう」は「尊敬語」が「2.48」、「謙譲語」が「2.26」、「しようか」は「尊敬語」が「1.76」、「謙譲語」が「1.60」で、両方ともほぼ差がない。つまり、「しよう」「しようか」は、「尊敬語」の自然度が「謙譲語」とほぼ変わらないくらい低いということが確認できる。これは、「引き込み型」において、「あなたも」のような一人称と二人称を分離する主語であっても、「行為者」の中から「一人称」、つまり話し手を完全に切り離すことができないためであると考えられる。つまり、「しよう」「しようか」が「一人称」を基本にしていることを裏付ける証拠にもなる。

それでは、「グループ型」(主語が「私たち」)について確認する。傾向をまとめると、以下の(44)のようになる。

(44) 「グループ型」(主語が「私たち」) の場合

「しよう」「しようか」「しないか」のすべての形式において、その自然度は謙譲 語が尊敬語よりかなり高い。

つまり、各形式の「尊敬語」と「謙譲語」の自然度の差を見ると、「尊敬語」は全て「2」以下であるのに対して、「謙譲語」は全て「3」以上であり、「尊敬語」より高いことが分かる。この結果は、先行研究(菊地 1997)で指摘された、現代日本語において「敬語上の I 人称人物を高めてはいけない」の適用のルールが強く働くことを意味する。これは、話し手と聞き手両方が主語・行為者の場合、「自分」を上げるか、「聞き手」を下げるかという選択において、現代日本語では「謙譲語」を使って「聞き手」を下げる傾向があるとい

うことである。日本語だけを見ると特に疑問にならないが、「聞き手」を下げるのではなく、 「尊敬語」を使って「自分」を上げる言語があった場合、これは他言語との比較において 重要な意味を持つ可能性がある。

最後に、「グループ型」「引き込み型」を比べた場合の傾向を(45)にまとめる。

- (45) 「グループ型」「引き込み型」を比べた場合
 - a 「しよう」「しようか」においては、主語が「あなたも」の場合の尊敬語の自然度 (2.48,1.76) に比べると、主語が「私たち」の場合の謙譲語の自然度は高い (3.57,3.37)。
 - b 「しないか」は、「しよう」「しようか」より謙譲語化した場合の自然度が若干落 ちる。

(45b)について少し説明を加える。「しないか」をみると、「引き込み型」の場合、尊敬語が「4.50」と最も高く、「グループ型」の場合、謙譲語が「3.17」で、「しよう」「しようか」に比べるとやや低いことが分かる。そして、「グループ型」(主語が「私たち」)の場合、尊敬語の自然度は「1.96」で、「しよう」「しようか」の「1.49」、「1.59」に比べるとやや高いことが分かる。つまり、「しないか」は、主語が話し手と聞き手が「分離」する「あなたも」の場合、「尊敬語」の自然度が最も高く、話し手と聞き手が融合する「私たち」の場合、「謙譲語」の自然度が最も低い。これは、「しよう」「しようか」は「一人称」を基本にし、「話し手」に中心があるのに対して、「しないか」は「二人称」が基本で、「聞き手」に中心があることの裏付けの証拠になる。

そして、全体の傾向として、以下のことが言えよう。

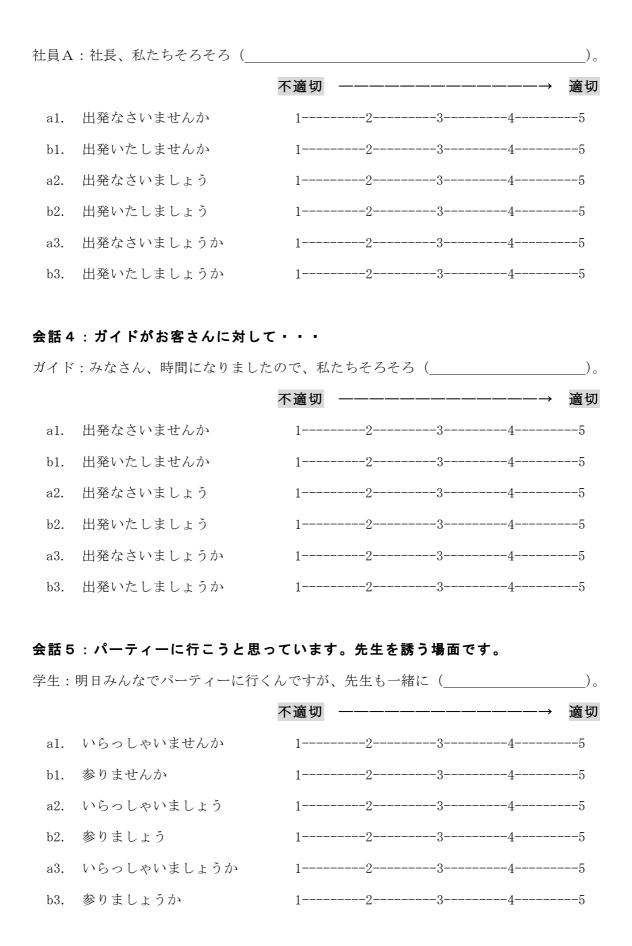
(46) 全体の傾向

「グループ型→引き込み型 (→セールス型)」のように「共同行為」から「単独行為」へと「共同らしさ」が減る順に「尊敬語」の自然度が上がり、「謙譲語」の自然度が下がる。

4.3.2 調査票抜粋

会話1:先生を誘ってみんなで一緒にパーティーに行きたい・・・ 学生:先生、明日パーティーがあるそうですが、ほかの研究室は先生と学生みんなで行く そうです。私たちも(_____ 不適切 ----- 適切 al. いらっしゃいませんか 1-----5 1-----5 b1. 参りませんか 1-----5 a2. いらっしゃいましょう 1-----5 b2. 参りましょう a3. いらっしゃいましょうか 1-----5 b3. 参りましょうか 1-----5 会話2:パーティー会場で、学生と先生の一団がどのテーブルに座るか決めようと して、学生が先生に話しかけています。 学生:先生、(私たち) そちらの席に(不適切 ---- 適切 al. お掛けになりませんか 1------5 b1. お座りいたしませんか 1-----5 a2. お掛けになりましょう 1-----5 1-----5 b2. お座りいたしましょう a3. お掛けになりましょうか 1-----5 b3. お座りいたしましょうか 1-----5

会話3:<u>社員</u>Aが、<u>社長</u>と一緒に<u>課長</u>の家に行くことになりました。出発する時間 になったので・・・



会話 6 : <u>社員と社長</u>みんなで<u>課長</u>の家に行くことになりました。出発する時間になったので・・・

社員:	社長、私たちはそろそろ出発	しますが、社	上長も()。
		不適切			———→	適切
a1.	出発なさいませんか	1	2	3	4	5
b1.	出発いたしませんか	1	2	3	4	5
a2.	出発なさいましょう	1	2	3	4	5
b2.	出発いたしましょう	1	2	3	4	5
a3.	出発なさいましょうか	1	2	3	4	5
b3.	出発いたしましょうか	1	2	3	4	5
会話	7:みんなで飲みにいく途中	、お酒の好	きなA先生	生に出会い	、誘う場面~	です。
学生:	今みんなで飲みに行くところ	なんですが、	先生も一緒	渚に()。
		不適切			———→	適切
a1.	いらっしゃいませんか	1	2	3	4	5
b1.	参りませんか	1	2	3	4	5
a2.	いらっしゃいましょう	1	2	3	4	5
b2.	参りましょう	1	2	3	4	5
а3.	いらっしゃいましょうか	1	2	3	4	5
b3.	参りましょうか	1	2	3	4	5
会話 8	3:社員みんなでケーキを食	べていると	ころ、部長	長が入って	きました。	
部長:	何おいしいもの食べているの	?				
社員:	部長も一緒に()。
		不適切			———→	適切
a1.	召し上がりませんか	1	2	3	4	5
b1.	いただきませんか	1	2	3	4	5
a2.	召し上がりましょう	1	2	3	4	5

a3.	召し上がりましょうか	1	2	3	4	5
b3.	いただきましょうか	1	2	3	4	5
会話 9):パーティーで、先に座っ	て待ってい	た学生が、	入ってき	た先生に、	自分と
同じ	ンテーブルの座席に座るよう	誘います。				
学生:	先生もこちらの席に()。
		不適切 -				→ 適切
a1.	お掛けになりませんか	1	2	3	4	5
b1.	お座りいたしませんか	1	2	3	4	5
a2.	お掛けになりましょう	1	2	3	4	5
b2.	お座りいたしましょう	1	2	3	4	5
а3.	お掛けになりましょうか	1	2	3	4	5
b3.	お座りいたしましょうか	1	2	3	4	5
学生:	いにきた先生に出会った。同 先生はお帰り急ぎなんですか。 いや、そうでもないけど・・	0	一緒に帰り	りたいなと	思い・・・	
学生:	それなら、(先生も) 私たちと	一緒に5時	発の電車に	()。
		不適切 -				→ 適切
a1.	なさいませんか	1	2	3	4	5
b1.	いたしませんか	1	2	3	4	5
a2.	なさいましょう	1	2	3	4	5
b2.	いたしましょう	1	2	3	4	5
а3.	なさいましょうか	1	2	3	4	5
b3.	いたしましょうか	1	2	3	4	5
			ご協力	力、ありがと	とうございる	ました。

b2. いただきましょう 1------3-----4-----5

4.4 授受表現との関わり

本節(4.4節)では、「授受表現」との関わりから、「勧誘」における「受益者」のあり 方を明確にする。

まず、「グループ型」勧誘の場合、常に話し手と聞き手の「共同受益」または「共同与益」になる。聞き手から話し手への利益の授受を表す「~てくれる」は用いることができない。 これは、話し手と聞き手を「融合」させる主語「私たち」と、話し手と聞き手を「対立」 させる「くれる」の特徴によるものである。

- (47) 私たちも手伝って {<u>もらいましょう/もらいましょうか/もらいますか/もらいませんか?</u>}
- (48) 私たちも手伝って {<u>あげましょう/あげましょうか/あげますか/あげません</u> か?}
- (49) 私たちも手伝って {*くれましょう/*くれましょうか/??くれますか/#くれませんか?}

次に、「引き込み型」勧誘の場合はどうだろうか。「引き込み型」も「グループ型」同様、常に話し手と聞き手の「共同受益」または「共同与益」を表す。聞き手から話し手への利益の授受を表す「~てくれる」が用いられると、「勧誘」ではなく「依頼」の意味が前面に出てしまう。

- (50) [話し手は既に仕事を手伝ってもらっている。自分も手伝ってくれる人がいればいいなという聞き手に対して] それじゃ、<u>あなたも</u>後輩に手伝って {<u>もらいましょう/もらいましょうか/もら</u>いますか/もらいませんか?}
- (51) 私一人で手伝うのはどうしても間に合わなさそうなので、<u>あなたも</u>(一緒に)手 伝って {あげましょう/あげましょうか/あげますか/あげませんか?}

(52) 私一人で手伝うのはどうしても間に合わなさそうなので、<u>あなたも</u>(一緒に)手伝って{*くれましょう/*くれましょうか/??くれますか/#くれませんか?}

最後に、「セールス型」勧誘について確認する。「セールス型」は「聞き手単独行為」である点で、「話し手と聞き手の共同行為」である「グループ型」「引き込み型」勧誘と異なる。「与益」を表す「~てあげる」は、聞き手単独行為を通して「共同状態のWe」を目指す「セールス型」勧誘には用いられない。「~てもらう」も全て不自然な表現になる。「~てくれる」のみ自然に用いられるが、そうなると「依頼」の意味が前面に出てしまう。

- (53) うちのチームに入って {#もらいましょう/#もらいましょうか/#もらいます か/*もらいませんか?}
- (54) うちのチームに入って {*くれましょう/*くれましょうか/??くれますか/# くれませんか?}

以上、勧誘の各類型における「授受表現の使われ方」を示し、「グループ型」「引き込み型」の「共同行為」の場合、「共同受益」または「共同与益」にしかならないことを述べた。

4.5 第4章のまとめ

以上、「融合型」共同意志形成である「勧誘」について、「勧誘」の類型と行為の連続性、 主語(人称)、文末表現、敬語、授受表現との関わり方をめぐって詳しく考察した。その内 容を、以下にまとめる。

- ア)「勧誘」には、先行研究で主張する共同行為を表す「グループ型」「引き込み型」 以外に、聞き手単独行為を表す「セールス型」がある。
- イ)「行為」の「共同性」は連続的であり、「グループ型→引き込み型→セールス型」 の順に「共同行為」から「単独行為」のほうに「共同らしさ」が減る。

- ウ)「しようか」は「聞き手に意志がないと見込まれる文脈」において「グループ型」 勧誘としても機能できず、また「聞き手に意志があると見込まれる文脈」においては「引き込み型」勧誘として機能できる場合があり、「グループ型→引き込み型→セールス型」の順に自然度が下がる、最も融合的な(一体化された)形式である。「するか」も「しようか」と同じ傾向を示している。それに対し、「しよう」は「セールス型」において自然度が落ちる。否定疑問文「しないか」は、勧誘の類型による自然度の差は見られない。
- エ)「グループ型→引き込み型(→セールス型)」のように「共同行為」から「単独行為」へと「共同らしさ」が減る順に、「尊敬語」の自然度が上がり、「謙譲語」の自然度が下がる。
- オ)「共同行為」を表す「グループ型」「引き込み型」において、「受益者」は「共同 受益」または「共同与益」にしかならない。

第5章

「対立型」共同意志形成 ---可能表現による「依頼」---

5.0 概要

第5章では、「対立型」共同意志形成に関わる現象を個別的に考察する。具体的には「対立型」共同意志形成に属する「依頼」と「勧め」の差異を示し、主語(人称)、文末表現、敬語、授受表現との関わりを概略的に述べる(第3章と重なる部分がある)。そして、「聞き手の意志」を問わない方法で行為要求する「可能表現」による「依頼」について詳しく考察する。

5.1 「対立型」共同意志形成と「依頼」「勧め」

「勧誘」が「融合型」共同意志形成であるのに対し、「依頼」と「勧め」は「対立型」共同意志形成に属する。「融合型」共同意志形成は、「聞き手」を独立したものではなく、話し手と「融合的」に捉えるものであるのに対し、「対立型」共同意志形成は、「聞き手」を「話し手」とは別の独立した存在とし、「対立的」に捉えるものである。そのため、「融合型」共同意志形成の「勧誘」を表す最も典型的な形式――意志形「しよう」及びその疑問形「しようか」は、「対立型」共同意志形成である「依頼」と「勧め」においては用いるこ

とができない。

第3章で既に確認したように、「依頼」は「聞き手から話し手への利益の授受」を重要な概念としているため、話し手と聞き手の間には「受益」と「与益」の対立関係が存在しており、「勧誘」のような「心理的な We」が形成できない。一方、「勧め」は「事柄、事態の妥当性」「事態の実現の望ましさ」に重点を置くことにより、策動性を弱化させた表現であり、そもそも話し手と聞き手は別々の存在であるという前提に立って行為要求するものである。「勧め」は「依頼」のように何らかの基準において「対立」関係が生じるわけではないが、「勧誘」のように話し手と聞き手の間に「心理的な We」が形成されるわけでもない。分かりやすい言葉で述べると、「勧め」というのは、「あなたにさせたいこと(行為)に同意してほしい。ただ、あなたが行為を実行することによって私たちが仲間になるわけではない(「心理的な We」が形成されるわけではない)。」ということである。話し手と聞き手が融合される「心理的な We の形成」がない意味で、「勧め」は「対立型」と捉えることができる。

以下では、「依頼」と「勧め」それぞれについて、主語(人称)、文末表現、敬語、授受 表現との関わりを概観する。

5.1.1 依頼

「依頼」を表す文末表現形式には、「てくれる」の命令形、「てくれる」「てもらえる」の 疑問形式、「てほしい」「てもらいたい」のような希望を表す表現形式などがある(安達 2002b、 日本語記述文法研究会 2003 など)。

(1) 今度の会議に君も出席し<u>てくれ</u>。 (日本語記述文法研究会 2003:71)

(2) 悪いんだけど、買い物に行ってくれるか? (同上:72)

(3) 悪いんだけど、新聞を取ってきてもらえる? (同上:72)

(4) 至急、田中さんに連絡をとってもらいたい。 (同上:75)

その中で、最も基本的な文末表現形式は、「てくれる」の命令形から作られる「~てくれ」「~てください」であるとされる(日本語記述文法研究会 2003)。これらは、文形式としては命令文であるが、「命令」とは異なり「決定権」が「聞き手」にあるため、「はい」「わかった」のように理解を表す応答だけでなく、「いいよ」のような依頼内容に対する評価によって応答することが可能である(安達 2002b、日本語記述文法研究会 2003)。

(5) A 悪いけど、ちょっと手伝ってくれ。

B はい/わかった/いいよ

(日本語記述文法研究会 2003:72)

(6) すみません。冷房を切ってください。

(同上:71)

第3章で述べたように、これは授受の補助動詞「てくれる」を用いることによって、本来の命令形の基本的な機能が失われていることを意味する。つまり、「話し手が聞き手に一切配慮せず、聞き手に一方的に行為を強制する」という一方向的(一方的)な意味を持つ典型的命令文が、「聞き手から話し手への利益の授受」に言及することによりその一方向性を損ない、聞き手の意志を配慮する「共同意志形成」表現になってしまっていると考えられる。言い換えると、「命令」のように「聞き手意志を無視する」ためには、「聞き手から話し手への利益の授受」に言及する表現を避けなければならない。「~てくれ」は「私(話し手)に利益(得)になることをしろ」という形をとっており、「話し手利益」と「命令」はそれ自体として直接は矛盾しないはずであるが、一方的な表現には「聞き手から話し手への利益の授受」という内容がなじまず、形の上では命令形を含んでいても、そのまま「命令」表現としては成立しておらず、先行研究の述べるように「依頼」表現に変質しているということであろう。

上記の文末表現形式において、「てくれる」形は「命令文」「疑問文」などの種類に関わらず「二人称」主語になるが、それ以外の「てもらう」の可能疑問形と希望を表す表現形式は「一人称」主語になる。すでに確認されたように、「依頼」においては「受益」と「与益」の対立関係があるため、「私たち」のような「聞き手を含む一人称複数」主語を取ることができない。しかし、これは話し手と聞き手の「共同行為」を表せないことを意味するわけではない。「あなたも」のような「二人称」主語を取り、話し手の行為を前提として聞

き手に話し手との共同行為を「依頼」することは十分あり得る。

- (7) いや、佐川君、きみだけでも私と一緒に行ってくれよ
- (8) これは大変いい話を聞いた。そんないいことをいうんなら、これから武見君の所に も<u>一緒に行ってくれ</u> (「ガンと戦った昭和史」)

「敬語」との関わりにおいては、「主語」が重要になってくる。「二人称」主語の場合は「共同行為」「単独行為」に関わらず、尊敬語化が可能になる。

- (9) (あなたが) ちょっとお待ちになってくださいませんか?
- (10) (あなたも) 一緒にお待ちになってくださいませんか?

また、上記の内容から既に分かるように、「依頼」表現において、「話し手利益」を表す「てくれる」「てもらう」形式は文末に用いられるが、「てあげる」は文末に用いることができない。それは、「あげる」において、話し手は「受益者」とは逆の、利益の与え手「与益者」になるためである。

- (11) *私に本を貸してあげないか。
- (12) #あなたも一緒に手伝ってあげませんか?

5.1.2 勧め

「勧め」の文末表現形式には「~といい」「~ほうがいい」「~たらいい」などの「当為判断形式(齋 1998)」「評価型(高梨 1996)」と呼ばれるものと、「たら(どうか)」などの「提案形式(齋 1998)」「疑問型(高梨 1996)」と呼ばれるものがある。これらをまとめて、先行研究では「評価を表す文(安達 2002b)」「評価のモダリティ形式(日本語記述文法研究会 2003)」「助言型(齋 1998・2001・2003a)」ともいう。

- (13) あなたそんな虫の中に座ってないで電灯を消す<u>といい</u>わ。 (*齋* 1998:97)
- (14) お父さん、マスクつけたほうがいいよ。 (同上:98)
- (15) シャワーでもあび<u>たら</u>。頭がすっきりするかもしれないわよ。 (同上:97)

上記の形式以外に、否定疑問文「しないか」、依頼形式「お~ください」なども語用論的な意味として「勧め」を表すことができる。これらは、場面・文脈に依存した特殊なものであるため、上記と区別して「申し出型(齋 1998・2001)」「利益提供型(齋 2003a)」と呼ばれたりする。具体的には、話し手の所有物である椅子をすすめる、話し手の提供した食べ物・飲み物をすすめる、話し手の部屋に入るようすすめるなどの場面で表れ、使用場面が限られるとされる(齋 2001)。しかし、依頼形式によるもの(用例(17))を「勧め」ではなく「許可」と呼ぶものもある(日本語記述文法研究会 2003)。

- (17) どうぞ<u>お</u>召し上がり<u>ください</u>。 (同上:183)

以下では、評価のモダリティ形式による「助言型(齋 1998・2001・2003a)」と呼ばれるものを対象に、主語(人称)、敬語、授受表現との関わりを概観する。

第3章で既に確認したように、「勧め」も「私たち」のような「聞き手を含む一人称複数」 主語 (用例(18)(19))、「あなたも」のような話し手の行為を前提とした「二人称」主語 (用 例(20)(21)) を取り、「共同行為」を表すことができる。

- (18) 我々はもう行ったほうがいいね。
- (19) アトランタにアパートを借りて、暮らし<u>たらどう</u>だろう。ここより物価は高いけれど二人で生活する分には、そんなに広い場所は必要ないだろうし。

(高梨 1996:12)

- (20) <u>松井さんも</u>試しに電話してみる<u>といい</u>。奴らがこれまでいってきたことが、全部 嘘だってわかりますよ。 (「ホームレス失格」)
- (21) あなたも私と一緒に東京へ帰ったらどうや。 (高梨 1996:6)

「敬語」との関わりにおいては、上記同様「主語」が重要になってくる。「二人称」主語の場合は「単独行為」「共同行為」に関わらず、尊敬語化が可能になるが(用例(22)~(24))、「聞き手を含む一人称複数」主語になると尊敬語化することができない(用例(25))。

- (22) 私は子どもに触らせなかったけれど、<u>みなさんは</u>お子さんと一緒に<u>なさったほ</u> うがいいですよ。 (「ナナのたまご」)
- (23) やはり両方見学してみて、園のようすや保育内容で<u>お決めになったらいかが</u>ですか? (Yahoo!知恵袋)
- (24) 私たちは今出発します。みなさんもそろそろ出発なさったほうが…
- (25) ?? 先生、私たちもそろそろ出発なさったほうが…

また、「授受表現」との共起においては「依頼」と異なる。「てあげる」「てもらう」は評価のモダリティ形式と共起し、「勧め」の意味を表すことができる(用例(26)~(29))が、「てくれる」は共起できない(用例(30))。

- (26) 田中さん今大変困っているようなので、ちょっと助けてあげたほうがいいね。
- (27) あの子には生みの父親がいたんだから、あの子に言っ<u>てあげたらいい</u>わ。 (「赤ちゃんこそがお母さんを作る」)
- (28) とにかく、保健室で手当てをしてもらったほうがいい。 (「赤い靴探偵団」)
- (29) おばあちゃんにユズの砂糖づけでもつくってもらったらいいわよ。

(「プッツン・ママ物語」)

- (30) ? 駅で待っていてくれたほうがいい。
 - cf. 駅で待っていてくれませんか? (依頼)

以上、「対立型」共同意志形成に属する「依頼」と「勧め」について、主語(人称)、文末表現、敬語、授受表現との関わりを、先行研究をもとに概略的に述べた。以下では、「聞き手の意志」に言及しない(問わない)方法——「可能表現」を用いた「依頼」について考察する。

5.2 可能表現による「依頼」

5.2.1 はじめに

可能形式を含む「依頼」表現には、2種類あることが指摘されている。1つは、「授受表現」を含むもの(用例(31))であり、もう1つは「授受表現」を含まないもの(用例(32))である(6本 2010 など)。

- (31) 私の代わりに会議に出席していただけませんか?
- (32) 私の代わりに会議に出席できませんか?

以下、それぞれ順に「~ていただけませんか」系、「~できませんか」系と称し、それぞれのタイプが「依頼」表現として機能するメカニズムを明らかにする*27。

5.2.2 「~ていただけませんか」系のタイプ

「授受表現」を含む「~ていただけませんか」系のタイプは、「~てもらう(ていただく)」の可能動詞形「~てもらえる(ていただける)」が疑問化された形式である。このタイプは、本来持っている「情報要求的」な機能から「行為要求的」な機能に移行し、その機能が定

^{*27 「~}ていただけませんか」系、「~できませんか」系ともに、肯定形「~ていただけますか」「~できますか」の形も「依頼」表現として機能する場合があるが、肯定形は「依頼」表現にならない場合も多いため、以下では取り扱わない。ただし、肯定形が「依頼」表現として機能する場合には、以下で論じる「~ていただけませんか」系と「~できませんか」系との違いは、「~ていただけますか」と「~できますか」との違いにも当てはまる。

着したものであるとされる(安達 2002b*28、日本語記述文法研究会 2003)。

(33) 事件の詳しいところを教えてもらえませんか (安達 2002b:66)

(34) 伯父に会ってようすを見ていただけませんか (同上:67)

まず、このタイプが「依頼」表現として機能するメカニズムについて確認する。

本論文(第3章)では、「依頼」表現の成立には「話し手受益:聞き手与益」という利益の授受における対立関係が重要であると論じた。「~ていただけませんか」系においては、行為者である「話し手」と「聞き手」との「受益:与益」関係が文の形式に明示されている。その意味では「~てくれる」が疑問化された形式「~てくださいませんか(~てくれませんか)」や、その命令形「~てくれ(~てください)」と同じ構成をしていることになるが、「~ていただけませんか」系は、その上に、「可能形式(可能要素)」がさらに加わっているということになる。この時の「可能表現」の働きはどのようなものであろうか。

- (35) a 私の代わりに会議に出席してくださいませんか?
 - b *私の代わりに会議に出席し<u>ていただきませんか</u>?
 - c 私の代わりに会議に出席していただけませんか? (再掲(31))

上記の用例において、(35a)を、単純に「主語」を「聞き手」から「話し手」に入れ替えた文が(35b)であるが、(35b)は非文法的あり、許容されない。(35b)を「可能形式」にした(35c)が許容され、それが「~ていただけませんか」系の「依頼」表現である。

(35a)(35b)の場合、「話し手が受益者、聞き手が与益者」という点では、「依頼」表現の要件を満たしている。(35b)が許容されないのは、「~ていただく(もらう)」の主体(主語)

^{*28} 安達 2002b では、行為要求の機能を持つ文には以下の3種があると述べている (p.44)。

¹⁾ 本来的に行為要求の機能をもっているもの

²⁾ 本来は別の機能をもっていたが、行為要求の機能に移行し、その機能が定着したと考えられるもの

³⁾ 状況に依存して行為要求の含意を派生するもの

が「話し手」であり、話し手が聞き手に「話し手自身の意志を尋ねる」という、不自然な発話行為を含意しているためである。この問題点は、「話し手」が文(全体)の「主語」になっているせいで起きているため、それを回避するために加わっているのが「可能要素」であると考えることができる*29。日本語では直接「聞き手の意志や能力」に言及することは失礼であるとされる(鈴木 1987・1989)が、(35c)においては(「主語」が「聞き手」ではなく「話し手」であるため)その問題も回避されている*30。

5.2.3 「~できませんか」系のタイプ

「依頼」表現における「授受表現」を含まない可能表現「~できませんか」系のタイプは、以下のようなものである。

- (36) 悪いけど、私のかわりにあした会議に出られない? (渋谷 2005:42)
- (37) [コンビニの店員さんに]この一万円札、くずせませんか?

^{*29} 柏崎 1993 は、本論文でいう「~ていただけませんか」系について、①まず、話し手が「~てもらう」によって、聞き手に何らかの行為(行為 1)を要求し、②その要求するという行為(行為 2)を行うことが可能かどうかを聞き手に問うという二重構造になっている(p.16)と分析している。また、山岡ほか 2010 では、「依頼」表現における可能要求形式「~てもらえるか」には、「相手の判断を受身的に受け入れる態度」を表すと述べている(p.153)。

^{*30} なお、「<u>あの人に</u>会議に出席して<u>もらいませんか</u>」という形は可能である。この場合、主語(受益者)には話し手が含まれることはあり得るが、話し手単独の場合はなく、「聞き手単独」であるか、または「話し手と聞き手両方」の場合があり得る(「与益者」は全てのケースにおいて「あの人」になる)。 どちらの場合においても、「話し手単独の意志を尋ねることにはならない」ため、文としては成立するが、「聞き手が与益者ではない」ため「依頼」表現とはならない。主語(受益者)が「聞き手単独」の場合は「勧め」、主語(受益者)が「話し手聞き手両方」の場合は「勧誘」になる。

(38) 「じゃあ・・・百万円でどうだろう」・・・

「もう少し、色を<u>つけられません</u>? 百万円じゃ、三人でぴったり割り切れないんですもの」・・・ (倉本 2010:27)

このタイプは、文脈に依存しない「~ていただけませんか」系とは異なり、状況に依存して行為要求の含意を派生するものである(安達 2002b)ため、慣用的に使用されるほど定着していない。しかし、語用論的意味として「依頼」を表せるということについては、先行研究(渋谷 2005、倉本 2010 など)でもしばしば指摘がある。

5.2.3.1 「可能表現」の働き

それでは、「~できませんか」系が「依頼」表現として機能するメカニズムはどのような ものだろうか。

すでに触れたように、ある表現が「依頼」表現になるためには、「話し手-受益者、聞き手-与益者」という関係が示されていなければならない。例えば、話し手と聞き手の間に「受益:与益」関係の手がかりが全くない以下の用例(39)は、両方とも「依頼」表現として解釈されない。(39a)は「勧め」、(39b)も「勧誘」か「勧め」と解釈されるのが普通である。

- (39) a 私の代わりに会議に出席しませんか?
 - b この一万円札、くずしませんか?
- (40) a 私の代わりに会議に出席できませんか? (再掲(32))
 - b この一万円札、<u>くずせませんか</u>? (再掲(37))

では、「可能表現」を含む(40)が、「依頼」表現として機能しうるのはなぜだろうか。 それは、「可能表現」が「話し手がその出来事の実現を望んでいる」という意味を含意しているためであると考えられる。通常「打てた」「話せた」「できた」などの「可能表現」は、いわゆる実現可能を表す場合、単に「実現した」ということだけでなく、「実現したか ったことが実現した」という含意を持ちやすい。ここでの(40)でも、(39)とは異なり、「話し手がその出来事の実現を望んでいる」という含意が強く含まれ、その実現を聞き手が行うことは、「聞き手が話し手の望みを叶える」という意味で、「話し手が受益者、聞き手が与益者」となることを間接的に含意することになる。このようにして、(40)のような「可能表現」を含む「~できませんか」系の形が「依頼」表現として機能しうるのだと考えられる。

5.2.3.2 丁寧さとの関わり

ただし、「~できませんか」系のタイプが「依頼」表現として機能するためには、その成立に当たり、「丁寧さ」に関する制約(上下関係、親疎関係など)がある。その典型的な状況は、(41)のような、聞き手が「目下」であり、「依頼」することへの「ハードルが低い」状況である。

(41) [コンビニの店員さんに] この一万円札、くずせませんか? (再掲(37))

「依頼」への「ハードルが高い」状況では、(42)のような「~ていただけませんか」系が用いられやすい。(43)のような「~できませんか」系は「目上」には用いられにくい。従って、(44)のような、(43)を動作主(聞き手)目当てに「尊敬語化」したものは不自然さを感じる話者が少なくない。

- (42) 私の代わりに会議に出席していただけませんか? (再掲(31))
- (43) 私の代わりに会議に出席<u>できませんか</u>? (再掲(32))
- (44) ? 私の代わりに会議にご出席になれませんか?

以上のような現象は、大まかに言えば、「「~できませんか」系のタイプは丁寧さが低い」 とまとめられる。この丁寧さの低さは、何に由来するのであろうか。これには、以下のよ うな理由が考えられる。

話し手が望む出来事(依頼内容)が実現するには、「それが(潜在的に)可能であること」と「それを聞き手が実現する意志があること」の両方が必要である。つまり、聞き手における2つの条件:「可能性」と「意志性」両方を満たさなければならない。

「~できませんか」系による「依頼」表現は、依頼するに当たり、前者の「可能性」のみを尋ねる形を取っており、後者の「意志性」つまり「聞き手の意志」は問うていない。言わば「できるかできないか」だけを尋ね、「できるのであればやるのは当たり前」という言い方に近くなっている。なぜなら、「可能性の有無」を聞く場合というのは、「可能」なら「行為を実行することが当たり前」という意味を含意しやすいからである。そのため、(41)のような状況に最もふさわしい、逆に言えば「丁寧さの低い」言い方になっているというわけである。従って(44)のような、高い丁寧度が含意されやすい例文では「~できませんか」系は不自然になりやすいが、「意志性」が保証されている場合は、(45)のように許容度が上がる。

(45) [会議の開始時間が<u>8時に決まり</u>、先生に8時までにくるよう依頼する] 先生、何とか8時までにお着きになれませんか。

一方、「~ていただけませんか」系のタイプによる「依頼」表現は、その行為による利益を話し手が受け取ることができるかどうかを尋ねる形をとっている(安達 2002b、日本語記述文法研究会 2003)。つまり「話し手をめぐる状況が可能か否か」を聞き手に尋ねる形をとっているため、いわば「聞き手の意志」も含めた全体状況(聞き手の「可能性」と「意志性」両方)を問うていることになる。これは、間接的に「聞き手の意志」を配慮していることにもなり、充分な丁寧さを保ちうるのだと考えることができる。

更にいえば、「~ていただけませんか」系が「~てくださいませんか」系より丁寧である (安達 2002b、日本語記述文法研究会 2003) 理由も、相手が断る際に、「~ていただけませんか」系は「意志がない」という (意志性を否定する) 心理的負担の高い回答をさせず、「できない」という (可能性を否定する) 相対的に心理的負担の低い回答を許す形をしている、ということにあると思われる (具体的に言えば、出席してくださいませんか) に対

する形式として最もストレートな答え方は「出席します/出席しません」という意志表現 であるため、その形をとらないほうが「丁寧さが増す」ということである)。

5.2.4 まとめと課題

このように、「可能形式」を含む「~ていただけませんか」系と「~できませんか」系とには、「依頼」表現として機能するメカニズムが異なる。「可能表現」が「依頼」という発話行為において果たす役割は、日本語においては少なくとも2種類あるということが分かった。繰り返しになるが、「~できませんか」系においては、授受補助動詞が存在しないにもかかわらず「依頼」表現に必要な「話し手受益:聞き手与益」を含意させるための要素としての役割を果たし、「~ていただけませんか」系においては、「聞き手の意志」を直接尋ねず、間接化して丁寧度を上げる役割を果たしているということになる。

しかし、「~できませんか」系にはまだ残された問題が多い。例えば、全ての意志動詞が「可能形式」を用いて「依頼」表現として機能できるわけではない。「貸す」「渡す」のような動詞は、許容度が低い。これらの動詞はどういう特徴を持っているのか。

- (46) ?? ペンを忘れたので、ちょっと(私に)貸せない?
- (47) ?? あそこにある塩、私に渡せない?

また、「~てくれる」の可能形式の許容度が低いことも知られている(鄭 1991 など)が、 その理由については明確な説明がなされていない。「日本語では、聞き手の能力を問う質問 は丁寧さに欠けるとされ、高いレベルの敬語を使うべき人に対しては一般的に避けている が、それと関連があるようである(鄭 1991: 48)」のような説明に留まっている。

(48) a 手伝ってくれませんか?

b *手伝ってくれられませんか?

「貸す」と「くれる」の可能形式の許容度が低いということは、平行しているように見えるが、今現在ではまだ明確な説明を与えることはできない。今後の課題とする。

5.3 第5章のまとめ

本章(第5章)では、「対立型」共同意志形成である「依頼」と「勧め」について概観し、「聞き手の意志」を問わない方法で行為要求する「可能表現」について詳しく考察した。「依頼」表現に用いられる「可能表現」には「~ていただけませんか」系と「~できませんか」系の2種類があるが、それぞれが「依頼」表現として機能するメカニズムが異なることを示し、それぞれのタイプの「可能形式」が果たす役割を述べた。また、丁寧さとの関わりについても論じた。

第6章

「共同意志形成」における 日本語と中国語の差異

6.0 概要

前章まで、現代日本語の「行為要求表現」について、「話し手の聞き手意志に対する配慮の有無」の観点から「共同意志形成」という概念を提示し、それに関わる様々な現象を取り扱った。

本章(第6章)では、この「共同意志形成」に関し、日本語と中国語の対照を行う。「共同意志形成」における日中の違いを体系的に明らかにするまでには及ばないが、前章までの知見を踏まえ、日本語と中国語との差異を少なくとも2点指摘することができる。

6.1 「可能表現」における日中の差異

6.1.1 問題提起

前章(第5章)で既に確認したように、現代日本語の授受表現「~てもらう」の可能形式「~てもらえる」の疑問形式(「~ていただけませんか」系)は、「丁寧」な依頼表現と

して広く用いられる。また、「授受表現」を含まない動詞の直接可能形式(「~できませんか」系)) も、文脈などの語用論的条件が整えば、「依頼」の機能を果たすことができる(第5章参照)。

(1) あなたの方で徹底的に調査してもらえませんか?

(日本語記述文法研究会 2003:72)

(2) お手数ですが、荷物を職場の方に送っていただけませんか? (同上:72)

一方、中国語の場合、「可能」を表す助動詞"能"は、「~できませんか」系と同じく「二人称」主語になるが、語用論制約を受けず、「丁寧」な依頼表現として広く用いられる(浜田 1995、若生・神田 2000、盧 2011 など)。

- (3) <u>能</u> 帮 我们 照 张 相 吗?NENG 手伝う 私たち 撮る CL 写真 Q写真を撮っていただけますか?
- (4) <u>能 不 能*31 帮 我 开 一下 窗户?</u>
 NENG NEG NENG 手伝う 私 開ける ちょっと 窓 ちょっと窓を開けていただけませんか?

本節(6.1節)では、「二人称」主語の場合に焦点を当て、「依頼」表現における日本語と中国語の「可能表現」の意味範囲の違いを明らかにし、「聞き手意志配慮」との関わりから中国語の"能"を用いた可能表現が「依頼」表現として「丁寧」になる理由を述べる。

^{*31} 中国語の疑問文の一種で、述語の肯定形と否定形を並列して作られる。「正反疑問文」「反復疑問文」と呼ばれる。

6.1.2 「可能」の意味範囲の違いと「依頼表現」

6.1.2.1 日本語・中国語の「可能」の意味範囲

「依頼」表現における中国語の助動詞"能"の意味について、先行研究は以下のように 説明している。

- (5) "能"を用いた「依頼」表現に関する説明
 - a 相手が依頼を実現する能力を持ち、それを発話者のために発現してくれるか、を 問う表現である。 (若生・神田 2000:301)
 - b 客観的に可能かどうかを尋ねる。 (浜田 1995:71)

(5)に挙げた説明は、基本的には正しいと考えられるが、日本語の「~できませんか」系 (「授受表現」を含まない動詞の直接可能形式)の「可能」の意味と比べた場合、その差異 は必ずしも明確ではない。

本論文では、日本語と中国語の「可能表現」の間には、「行為者(聞き手)の「意志」を 含みうるか」に差があると見、その差が、依頼表現における「可能表現の働きの差」をも たらしていると考える。

前章で、「聞き手」を「主語」とする「~できませんか」系の日本語依頼表現においては、 「聞き手の意志」を尋ねない形をとるため、丁寧さが低いことを見た。

- (6) 私の代わりに会議に出席できませんか?
- (7) この一万円札、くずせませんか?

既に見たように、上記用例(6)(7)のような「~できませんか」系の依頼表現は、主として「目下」の相手に用い、「~ていただけませんか」系の依頼表現よりも丁寧さが低い。日本語の場合、「聞き手」が「主語」になっている場合、「出来事の可能性」と「聞き手の意志」

とは分離され、「~できませんか」という表現においては、「聞き手の意志」はある意味無 視されているため、丁寧さが下がる。

では、中国語の場合はどうだろうか。

- (8) 我 就 住 在 附近, 你 <u>能 不 能</u> 送 我 回去?

 私 すぐ 住む に 付近 あなた NENG NEG NENG 送る 私 帰る

 私はすぐ近くに住んでいます。ちょっと送ってもらえませんか?
- (9) 我 帯 的 钱 不够, 你 <u>能 不 能</u> 先 借 我 几 块 钱?

 私 持つ の お金 足りない あなた NENG NEG NEG 先 貸す 私 いくつ CL お金

 手持ちのお金が足りません。先に (いくらか) 貸していただけませんか?
- (10)
 您
 能
 告诉
 我
 您
 的
 电话号码
 吗?

 二人称の敬称
 NENG
 教える
 私
 二人称の敬称
 の
 電話番号
 Q

 お電話番号を教えていただけますか?

中国語の助動詞 "能"を用いた依頼表現は、「主語(聞き手)」の「意志」をも含んだ全体の実現可能性を表現しているようである。つまり、中国語の助動詞 "能"を用いた依頼表現は、出来事が成立するための2つの条件「可能性」と「意志性」両方を同時に尋ねることになる。これは、下記のような「可能性」が「満たされる」ことがほぼ確実に見込まれる文脈においても、"能"を用いて依頼することができることから確認できる。

- (11)
 小贝, 你 能 把 铅笔 借 我 用 一下 吗?

 (名前)
 あなた NENG を 鉛筆 貸す 私 使う ちょっと Q

 貝さん、鉛筆を貸してもらえますか?
- (12)
 你
 能
 不
 能
 把
 那
 本
 书
 递
 给
 我?

 あなた
 NENG
 NENG
 を
 あの
 CL
 本
 渡す
 くれる
 私

 あの本を渡してもらえませんか?

中国語の助動詞"能"を用いた依頼表現が日本語と異なり、行為者である「聞き手の意志」をも含んでいることは、以下の対比からも示される。

- (13) A 明日駅まで迎えに来られない?
 - B 行けない。
 - A え~どうして?
 - B ? 遠いから行きたくない。
- (14) A 明天能不能到车站来接我?
 - B 不能。
 - A 为啥?
 - B 太远了,不想去。

日本語では「行けない」理由として、「行きたくない」という話し手の「意志」は理由にならないが、中国語においては、「不想(したくない)」という話し手の「意志」は「不能(できない)」の理由になりうる。すなわち、「話し手(行為者)の意志の有無」も「可能の有無」に含まれていることが分かる。

6.1.2.2 可能表現と丁寧さ

中国語において、助動詞"能"を用いた依頼表現が「丁寧」になる理由は、このような両言語の「可能表現の意味の差」から説明できる。

中国語において"能"を用いて尋ねる場合、それは、そこに含まれる「可能性」と「意志」両方を含んだ全体を尋ねることになる(「可能性」があると見込まれる文脈では、結果的には聞き手の「意志」を尋ねることになる)。つまり、「聞き手の意志」に直接言及はしないが、婉曲的に「聞き手の意志」に配慮することになる。この形は、日本語「~ていただけませんか(~てもらえませんか)」系の依頼表現と、全体としては非常に似た構成になっており、「丁寧」な依頼表現として働くことにも納得がいく。

6.2 「意志表現」における日中の差異

6.2.1 問題提起

現代日本語において、動詞の意志形「しよう」と基本形「する」は、「意志」を表す表現形式としても注目される。そして、それぞれに対応する中国語の意志表現は、動詞に"吧ba"を付加するもの、何も付加せず「動詞だけ」を用いるものであるとされる(土岐 1996)。以下、便宜的に中国語の「動詞だけを用いるもの」を中国語の動詞の「基本形」と呼び、日中両言語の「基本形」を全て「Ø」、日本語の動詞の「意志形」を「う・よう」と記す。

- (15) (私が/は)行こう。 → (我)去吧。
- (16) (私が/は)行く。 → (我)去。

しかし、「う・よう」と"吧 ba"、日本語と中国語の動詞の「基本形」は、下記の用例 (17)のように対応する場合もあれば、用例(18)のようにズレが生じる場合もある*32。

- (17) [話し手が聞き手の所に行く約束が終わった後、別れる際に]
 - a じゃ、(私) 明日3時に {行く Ø/*行こう} ね。
 - b 那好、(我)明天 3 点去 $\{\emptyset/?$ 吧}。
- (18) 「話し手と聞き手が会う約束が終わった後、別れる際に]
 - a じゃ、(私たち) 明日3時に研究室で $\{*会う \emptyset/会おう\}$ 。
 - b 那好、(咱们)明天3点在研究室见 {Ø/?吧}。

^{*32} 本論文の中国語の例文判定は、北京方言話者が行った。中国南方地域の方言話者においては、動詞の「基本形」が使われにくいようであるが、この点については調査が及んでいない。

本節 (6.2節)では、「意志表現」における日本語の動詞の意志形「う・よう」*33と動詞の「基本形」、それらに対応する中国語の"吧 ba"*34と動詞の「基本形」を考察対象とし、「聞き手意志配慮」との関わりについて述べる。

6.2.2 日本語の意志表現に関する研究

森山 1990・2000 では、意志の判断形成過程に注目し、日本語の各表現形式について考察を行っている*35。

まず、動詞の意志形「う・よう」と動詞の「基本形」について、「う・よう」は話し手の行動に関する判断を形成するものであり、動詞の「基本形」はその判断の形成がすでになされている(判断がすでに決定した)ことを表すと述べている(森山 1990)。そして、森山2000では話し手の意志決定の段階を3つに分け、「う・よう」は「判断形成過程」、動詞の

^{*33} 益岡 2002 は「定・非定・不定」の概念を用い、日本語の動詞の「基本形」は「定」、意志形「う・よう」は「非定」を表すとしている。「非定」の中には「定保留」と「断定保留」があるが、「う・よう」は「定保留」、「だろう」は「断定保留」を表す。「定保留」というのは「話し手が当該の命題に対して定まった態度を取ることを控えるもの(益岡 2002:83)」を指す。

^{*34 &}quot;吧 ba"の意味について、質 1992 は"吧 ba"が「非確信」を表し、"吧 ba"を伴っていない文は「確信」を表すとしている。また、木村・森山 1991 は「〈判定の保留〉もしくは〈断定の回避〉」、胡明扬 1981 は「肯定保留」、胡裕村 1962 は「半信半疑」を表すと述べている。陆 1984 では、"吧 ba"が「疑問語気詞と非疑問語気詞の中間」にある「疑と信の中間の語気」を表すとし、"吧 ba"を「中間状態」の語気詞、「半分」の疑問語気詞と捉えている。

^{*35} 本節(6.2節)の「う・よう」、動詞の「基本形」という用語に対して、森山 1990 では「意志形」「単純形」、森山 2000 では「ショウ形」「スル形」という用語を用いている。混乱を避けるため、本節では一貫して動詞の意志形「う・よう」、動詞の「基本形」を用いる。なお、日本語の「意志表現」に関する先行研究はほかにも仁田 1991、安達 1999a・2002a などが挙げられるが、内容が直接関わっていないため省略する。

「基本形」は「意志決定の告知」を表すと主張している。また、各表現形式が意志の形成過程のどの段階に出現できるかについて、森山 1990 では次のような興味深い指摘をしている。

(19) 意志形は、それ自体、話し手の行動に関する判断を形成するものであり、判断を形成しつつある談話内部では出現できるが、それを離れて既に決定した後の確認的な環境では出現できない。 (森山 1990:6)

しかし、話し手と聞き手の両方が動作主となる動作では「判断の決定権」が関わるとし、 聞き手も自立した判断の主体であり、その動作の決定はその聞き手との共同の判断形成と いう形で行われなければならないため、決定段階の談話の内部・外部に関わらず「う・よ う」が出現すると述べている。そして、次のように説明している。

(20) これは、聞き手の動作という、本来、聞き手の意志統治下におかれるべきことは、 談話の現場に聞き手がいる以上、聞き手の判断によることであり、動詞の基本形*36の 表す話し手の一方的決定はできないからと説明される。一方、意志形は、談話内部で の、すなわち聞き手存在下での判断の形成を表すので問題はない。(森山 1990:8)

森山 1990・2000 の説明は、上記に挙げた用例(17)と(18)の日本語の部分(17a)(18a)について、十分な説明を与えていると言える。

「約束が終わった後、別れる際」という文脈から分かるように、用例(17)と(18)はどちらも意志決定が終わった後の「談話外部」を示している。異なるのは、(17)は「話し手だけが動作主」となる用例で、(18)は「話し手と聞き手の両方が動作主」となる用例だという点である。(17a)において動詞の「基本形」が使われ「う・よう」が不適切になるのは、意志決定が終わった後の「談話外部」であるためであり、(18a)が(17a)と異なった使われ方を示すのは、前述の森山 1990 の指摘とおり、「談話外部」ではあるが「話し手、聞き手の両

^{*36 「}単純形」を本稿の用語に直してある。

方が動作主となる動作」であるためである。

しかし、森山 1990・2000 の説明を中国語に照らし合わせてみると、用例(17b)については、日本語の「う・よう」を中国語の"吧 ba"に当てはめた説明がそのまま成り立つが、(18b)については成り立たない。これは、中国語では日本語とは別の原理が働いていることを示唆する。それでは、その原理とは何だろうか。また、日中両言語の差をどのように捉えたらよいのであろうか。以下では、次のような枠組みで説明を講じる。

6.2.3 聞き手の権限と意志表現

6.2.3.1 「判断の決定権」の2分類

森山 1990 では、日本語の現象を説明する概念として、前述のように「判断の決定権」 という用語を用いている。本論文では、「判断の決定権」を更に以下の2つに分けることに より、日中両言語の差を説明する。

意志決定から動作遂行までの流れに注目してみると、「判断の決定権」は2回生じている。 意志決定時(談話内部)には意志判断の決定権が働き、意志決定が終わった後(談話外部) は動作を遂行するかどうかの判断の決定権が働く。以下、それぞれ「意志決定権」「動作遂 行権」と呼ぶ*37。

(21) 「意志表現」における「判断の決定権」の2分類

「意志決定権」: 意志を表明する時の決定権

「動作遂行権」: 意志の決定が終わった後(約束後)、動作を遂行する時の決定権

^{*37} 本節 (6.2節) で言う「意志決定権」「動作遂行権」は、概ね徐 2001 の「意志決定権」「行為遂行の 決定権」に該当する。

また、本論文の論点に限っていえば、話し手は(単独で持つか、聞き手と共有するかは別として)常に判断の決定権を持っているため、重要になるのは「聞き手」の「判断の決定権」である。本論文では、「聞き手の判断の決定権」を「聞き手の権限」と呼ぶ。

「意志表現」において「聞き手の権限」はどう関わっているのだろうか。意志決定時に関与することもあれば、意志決定が終わった後の動作遂行時に関与することもあり、理論的に次の【表 6-1】のような 4 つの組み合わせが可能であると考えられる。但し、現実では④は存在しない。なぜなら「意志決定権」が存在しない以上、「動作遂行権」は言うまでもなく存在できないからである。また、③に関しては、①と②の状況から類推可能であるため、言及しないことにする。

	意志決定権 (意志決定時:談話内部)	動作遂行権 (意志確定後:談話外部)
1	_	_
2	+	+
3	+	_
4	_	+

【表 6-1】 「聞き手の権限」の関与の仕方

なお、以下の「話し手単独行為」は話し手だけが動作主となる動作を指し、「共同行為」は話し手、聞き手の両方が動作主となる動作を指す。「意志決定権」「動作遂行権」の種類に関係なく、「共同行為」の場合は「聞き手の権限」が関わり、「話し手単独行為」の場合は「聞き手の権限」が関わらない。

6.2.3.2 各表現形式の使われ方

それでは、まず、「話し手単独行為」と「共同行為」の場合、中国語の各表現形式がどういう使われ方を示すのか、日本語の表現形式との対応関係について確認する。

I 話し手単独行為の場合

前述のように、「話し手単独行為」の場合、話し手だけが動作主となるため、「聞き手の権限」は関わっていない。以下の具体例を見てみる。

下記の用例(22)と(23)は、両方とも動作主が「話し手」であることから「話し手単独行為」であることが分かる。また、用例(22)は「学会があることを初めて知った」という文脈から「談話内部」、(23)は「〈自分は〉学会に行こうと思っている」という文脈から意志決定が終わった後の「談話外部」であると判断できる。従って、(22)は【表6-1】における①の「談話内部」、(23)は①の「談話外部」に該当する。

- (22) 「明日学会に行くかどうか友人に聞かれ、学会があることを初めて知った]
 - a 友人: 明日、日本語文法学会があるんだけど、行く?

私:そうなんだ。うん~ じゃあ、 ${行く \emptyset/行こう}$ 。

b 友人:明天有日语语法学会,你去吗?

私:是吗?嗯… (我)去{Ø/吧}。

- (23) [〈自分は〉学会に行こうと思っている。友人に聞かれて話す]
 - a 友人: 明日の日本語文法学会行く?

私:{行く Ø/*行こう}。

b 友人:明天的日语语法学会,你去吗?

私:我去 {Ø/*吧}。

用例から分かるように、「話し手単独行為」の場合、談話内部・外部に関わらず、中国語は日本語と同じく動詞の「基本形」による言い切りが可能である。また、中国語の"吧 ba"も日本語の「う・よう」と同様、談話内部においては自然であるが、意志決定後の談話外部では不自然になる(用例(23b)において、"吧 ba"が付くと「談話外部」とは解釈されにくく、その場で意志決定した「談話内部」の解釈になってしまう)。

つまり、「聞き手の権限」が関わらない「話し手単独行為」の場合、中国語は日本語と 同様、談話内部か外部かによって表現形式の使われ方を区別している。

Ⅱ 共同行為の場合

話し手と聞き手の両方が動作主となる「共同行為」の場合は、前述のように「聞き手の権限」が関わってくる。

まず、「共同行為」の談話内部・外部の用例を(24)と(25)に示す。(24)は「話し合っている」という文脈から「談話内部」、(25)は「会うことを約束した」という文脈から意志決定が終わった後の「談話外部」であると判断できる。従って、(24)は【表 6-1 】における②の「談話内部」、(25)は②の「談話外部」に該当する。

- (24) [明日何時に会うか<u>話し合っている</u>。午後3時以降なら大丈夫だという友人の 話を聞いて]
 - a 私 : それじゃ、(私たち) 明日 3 時に $\{*会う \emptyset/会おう/会おうか\}$ 。 友人: いいよ、3 時に $\{*会う \emptyset/会おう\}$ 。
 - b 私 : 那, 咱们明天 3 点见 {Ø/吧}。 友人: 好, 那就 3 点见 {Ø/吧}。
- (25) [話し手と聞き手が、明日午後3時に研究室で<u>会うことを約束した</u>。別れる際に話す]
 - a じゃ、明日3時に研究室で $\{*会 \emptyset / 会お \}$ 。
 - b 那好,明天3点在研究室见 $\{\emptyset/?$ 吧 $\}$ 。

用例(24)、(25)から分かるように、「共同行為」の場合、日本語では、談話内部・外部に関わらず、森山 1990 の説明のとおり動詞の「基本形」を用いて言い切ることができず、有標形式の「う・よう」を使わなければならない。それに対し、中国語では(24b) (25b)に見られるように、どちらも動詞の「基本形」を用いて言い切ることができる。談話外部は勿論、談話内部においても、(24b)のように聞き手の意志が明確に表出され、共同の意志決定が話し手の意志に依存する場合は、"吧 ba"より動詞の「基本形」による言い切りのほうがより自然に感じる。

つまり、「聞き手の権限」が関わる「共同行為」においても、中国語では「話し手単独行 為」と同じく、基本的に談話内部か外部かによって表現形式の使われ方が区別されている。

6.2.3.3 「聞き手の権限」の観点から

以上から分かるように、日本語においては「聞き手の権限」の関わりの有無、つまり「共同行為」か「話し手単独行為」かによって「う・よう」と動詞の無標形式である「基本形」の使われ方に差異が見られるが、中国語においてはその差異が見られない。むしろ、「意志決定時」すなわち「談話内部」か、「意志決定後」すなわち「談話外部」かによって、"吧 ba"と動詞の「基本形」の使われ方が異なっている。これは、「聞き手の権限の有無」より「明確に決まったことかどうか」が、中国語の意志表現における"吧 ba"と動詞の「基本形」の選択基準になることを意味する。中国語では、「聞き手の権限」を配慮するより、「明確に決まったこと」を示すことが優先されるのである。

例文(25)のような状況で生じる、日本語と中国語におけるこのズレは、具体的には以下 のように説明される。

問題となっている「共同行為」の「談話外部」というのは、「(共同の) 意志は既に明確に 決まっているが、共同行為である以上、聞き手には「動作遂行権」が(言わば保留されてい るという形で)存在している」という状況である。

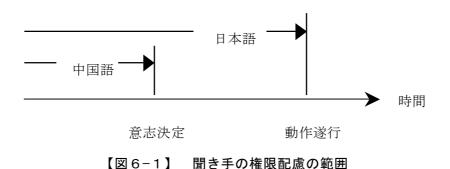
この状況において、日本語の場合は動詞の「基本形」が不自然で「う・よう」が自然になる。つまり、「明確に決まったこと」だが、動詞の「基本形」を用いて言い切ることができず、有標形式の「う・よう」を用いて聞き手の「動作遂行権」を尊重しなければならない。それに対し、中国語においては"吧 ba"が不自然になり、動詞の「基本形」がより自然に使われる。つまり、「明確に決まったこと」であるため、動詞の「基本形」を用いて言い切ったほうがよいのである。聞き手の「動作遂行権」への配慮より、「明確に決まったこと」を示すことが優先される。

以上の説明は、用例(25)以外の例文においても同様に確認することができる。「共同行為」の「談話外部」という状況である(26)(27)において、やはり以下のように、日中両言語

において同様のズレが生じるのである。

- (26) [先ほど、話し手と聞き手が、明日の朝9時に駅前で集合することを決めた]
 - a じゃ、明日9時に駅前で $\{*集合する \emptyset/集合しよう\}$ ね。
 - b 那好,明天9点站前集合 $\{\emptyset/?$ 吧}。
- (27) [先ほど、話し手と聞き手が、日曜日一緒に映画を見ることを約束した]
 - a じゃ、日曜日一緒に映画 {*見る Ø/見よう} ね。
 - b 那好,星期天咱们一起看电影 {Ø/?吧}。

以上より、日中両言語の意志表現における「聞き手の権限」への配慮の範囲を、以下の 【図 6-1 】 のように示すことができる。



6.2.4 聞き手意志配慮との関わり

以上、意志表現における日本語の意志形「う・よう」と動詞の基本形、それらに対応する中国語の"吧 ba"と動詞の基本形を考察対象とし、「共同行為」の場合日本語と中国語において「ずれ」が生じることを明らかにした。そして、「判断の決定権」を「意志決定権」と「動作遂行権」に分けて考え、日中両言語において、聞き手の権限のうち、どの段階までの権限が配慮されるのかという観点から考察を行った。その結果をまとめると、以下のようになる。

日本語では、「聞き手の権限」が関わる際にはそれが優先され、「明確に決まったこと」であっても「う・よう」を使わなければならない。それに対し、中国語では、「聞き手の権限」より「明確に決まったこと」かどうかが"吧 ba"と動詞の「基本形」の選択基準になる。つまり、日本語では「聞き手の権限」が関わる際には動詞の「基本形」を用いて言い切ることができないのに対し、中国語では「聞き手の権限」が関わる際にも、「明確に決まったこと」は「基本形」を用いて言い切ったほうがよい。

「聞き手意志配慮」の観点からみると、上記の結論は以下のことを意味する。つまり、「共同行為」の場合、日本語では「共同意志形成」が終わっても「共同行為」を実行するまで「聞き手の意志」を配慮しなければならないのに対して、中国語では「共同意志形成」が終わったら「聞き手の意志」を配慮する必要がなく、断定的に言い切ることができる。

6.3 第6章のまとめ

以上、本論文で用いる重要な観点である――「聞き手意志配慮」――という観点から、 日本語と中国語の「共同意志形成」に関わる現象を部分的に取り上げた。具体的には「可能表現」(共同意志形成時における日中の差異)と「意志表現」(共同意志形成後における 差異)を取り上げ、その差異を示した。具体的な主張を以下に示す。

- ア)「可能形式」を用いた依頼表現において、日中両言語における可能の意味範囲が 異なる。二人称主語の場合、日本語の「可能表現」には「聞き手の意志」の有 無が含まれないが、中国語の「可能表現」は「可能性」と「意志性」両方を含 む。中国語の可能表現が丁寧な理由は、間接的に「聞き手の意志」を配慮する からである。
- イ) 日本語と中国語の動詞の「基本形」と「う/よう」"吧 ba"を用いた(共同) 意志表現において、「共同行為」の場合日本語と中国語において「ずれ」が生じ る。日本語では「共同意志形成」が終わっても「共同行為」を実行するまで「聞 き手の意志」を配慮せねばならず、「基本形」を用いて断定することができない。

それに対して、中国語では「共同行為」であっても「共同意志形成」が終わったら「聞き手の意志」を配慮する必要がなく、「基本形」を用いて断定的に言い切ることができる。

本章 (第6章)では、「共同意志形成」における日中の違いを体系的に明らかにするまでには及ばないが、本論文全体の鍵概念となる「聞き手意志配慮」という観点、「(話し手一聞き手間の)共同意志形成」という概念が、日本語と中国語との文法対照研究上にも十分に有効である、ということを示すことができた。

第7章

結 論

7.0 概要

最後に、本論文全体の内容をまとめ、今後の課題について記す。

7.1 本論文のまとめ

本論文では、現代日本語を主な対象とし、「行為要求表現」について考察した。行為要求表現における「命令」「依頼」「勧め」「勧誘」などの分類は、直感的に自然な分類であるが、それぞれの定義の裏付けとなっている最も重要な概念についての捉え方が誤っていたと思われる。その4機能を区別している本質的な性質について、従来の研究では「行為者がだれか」「利益を受けるのがだれか」「決定権者がだれか」という要素を全ての類に当てはめて分類していたが、それが不正確であった。

そこで、本論文では「聞き手意志配慮」という観点を取り入れた。そして、「共同意志形成」「心理的な We の形成」という新しい概念を導入することによって、先行研究のそれぞれ部分的な誤り(行為者、受益者の捉え方)を整理し直し、適切な位置づけを与え、新しい枠組みを提案することができた。特に「行為者」と「受益者」の誤った捉え方について訂正できたと思われる。

………第6章

具体的には、以下の研究テーマについて考察し、それぞれ有益な知見を得た。「行為要求 表現」の新しい枠組みの提案に関する内容(第3章)だけでなく、論文全体を通じて「聞き手意志配慮」という観点を取り入れた。

以下、本論文の中心部分となる、第3章から第6章までの議論をまとめる。

(iv) 「共同意志形成」における日本語と中国語の差異

第3章「行為要求表現の分類と「共同意志形成」」では、まず従来の研究における「行 為要求表現」の分類と各機能の定義を整理し、全体の枠組みにおいて「行為者」「受益者」 の捉え方に以下の問題があることを指摘した。

- 「行為者」: 「行為者」という基準は「命令」「依頼」「勧め」「勧誘」など「行為要求表現」の各機能を区別し、枠組みを捉えるに当たって(分類全体を左右するような)強い意味を持たない。
- 「受益者」: 「受益者」という概念は「有効」ではあるが、有効範囲が先行研究の捉え方より狭く、「受益者が誰か」で意味を持つのは「依頼」だけであり、ローカルなものに過ぎない。

そして、各機能の定義について以下のように捉え直した。

「依頼」: 「依頼」の定義において重要な概念は「受益者(話し手受益)」ではあるが、 それだけでは不十分であり、「その利益はどこからきたものか」まで捉えないとい けない。「聞き手から話し手への利益の授受」を通して話し手と聞き手の間に生じ る「受益:与益」という対立関係が重要である。 「勧め」: 「勧め」の定義において最も重要な概念は「受益者(聞き手利益)」ではなく、 「事柄、事態の妥当性」「事態の実現の望ましさ」(および、それに重点を置くことによる策動性の弱化)である。

「勧誘」: 「勧誘」の定義において最も重要な概念は「行為者(話し手と聞き手の共同行為)」ではなく、話し手と聞き手が融合される「心理的な We の形成」である。

以上の内容を踏まえ、「聞き手意志配慮」の観点から「共同意志形成」という新しい概念を提示し、本論文の定義を基にしながら「行為要求表現」について以下のような新しい枠組みを示した。

配慮無 命令 単独意志形成 1 聞き手意志に対する配慮の有 融合型 聞 話し手と聞き手の対立をなくす(心理的な We の形成) き手意志に対 「事態の実現の望ましさ」等を重点的に述べることに 配慮有り 勧 共同意志形成 する配慮の より策動性(強制性)を弱化する 対立型 無 依頼 聞き手から話し手への利益の授受に言及する 仕 方

【表 7-1】 本論文における行為要求表現の枠組み

(同【表3-5】)

第4章「「融合型」共同意志形成――「勧誘」の文法的特徴――」では、「融合型」 共同意志形成である「勧誘」について、先行研究で主張する「共同行為」を表す「グルー プ型」「引き込み型」以外に、「聞き手単独行為」を表す「セールス型」があることを示し、 「勧誘」の3つの類型における行為の連続性、文末表現の使われ方、敬語、授受表現との 関わりについて考察した。その主な内容を以下の【表7-2】にまとめる。

			勧誘の類型		
			グループ型	引き込み型	セールス型
1	行為の連続	性	→ 行為の共同らしさが減る→		
2	文末表現	しようか	→ 自然度が下がる→		
		するか	→ 自然度が下がる→		
		しよう	自然		自然度が下がる
		しないか	自然度の差はみられない		
3	敬語	尊敬語	→ 自然度が上がる→		
		謙譲語	———→	自然度が下がる	———→
4	授受表現		共同受益/	共同受益/共同与益	

【表7-2】 「勧誘」の文法的特徴

「勧誘」における行為の「共同性」は連続的であり、「グループ型→引き込み型→セールス型」の順に「共同行為」から「単独行為」のほうに近づいていき、「共同らしさ」が減る。各類型における文末表現の使われ方をみると、「しようか」は、聞き手の意志が話し手と一致するかどうかについて特段の見込みがなくニュートラルな場合、「グループ型」としては機能できるが、「引き込み型」としては機能できず(聞き手の意志が話し手と一致しない、または、一致すると見込んでいる場合は、同じ傾向を示す)、「グループ型→引き込み型→セールス型」の順に自然度が下がる。「するか」も「しようか」と同じ傾向を示している。それに対し、「しよう」は「セールス型」において自然度が落ちる。否定疑問文「しないか」は、勧誘の類型による自然度の差は見られない。次に「敬語」との関わりにおいては、「グループ型→引き込み型(→セールス型)」のように「共同行為」から「単独行為」へと「共同らしさ」が減る順に、「尊敬語」の自然度が上がり、「謙譲語」の自然度が下がる。また、「共同行為」を表す「グループ型」「引き込み型」において、「受益者」は「共同受益」または「共同与益」にしかならない。

第5章「「対立型」共同意志形成――可能表現による「依頼」――」では、「対立型」 共同意志形成に関わる現象を個別的に考察した。具体的には「対立型」共同意志形成に属 する「依頼」と「勧め」の差異を示し、主語(人称)、文末表現、敬語、授受表現との関わ りを概略的に述べた。そして、「聞き手の意志」を問わない方法で行為要求(依頼)する「可 能表現」について考察し、主に以下のことを明らかにした。

「依頼」表現に用いられる「可能表現」には「~ていただけませんか」系と「~できませんか」系の2種類あるが、それぞれのタイプが「依頼」表現として機能するメカニズム、「可能形式」が果たす役割が異なる。「~できませんか」系のタイプが「依頼」表現として機能しうるのは、「可能表現」が「話し手がその出来事の実現を望んでいる」という意味を含意している(その実現を聞き手が行うことは、「聞き手が話し手の望みを叶える」という意味で、「話し手が受益者、聞き手が与益者」となることを間接的に含意する)ためであり、「可能形式」は「依頼」表現に必要な「話し手受益:聞き手与益」を含意させるための要素として働く。一方、「~ていただけませんか」系のタイプにおいては、「聞き手の意志」を直接尋ねず、間接化して丁寧度を上げる役割を果たす。

また、それぞれのタイプと「丁寧さ」との関わりについて、下記のような説明を与えた。話し手が望む出来事(依頼内容)が実現するためには、聞き手における2つの条件:「可能性」と「意志性」両方が必要である。「~できませんか」系のタイプは「丁寧さが低い」が、それは「可能性」のみを尋ねる(「可能」なら「行為を実行することが当たり前」という意味を含意しやすい)形を取っており、「意志性」つまり「聞き手の意志」を問うていないためである。一方、「~ていただけませんか」系のタイプは、「聞き手の意志」も含めた全体状況(聞き手の「可能性」と「意志性」両方)を問うているため、間接的に「聞き手の意志」を配慮していることになり、充分な丁寧さを保ちうるのである。

第6章「「共同意志形成」における日本語と中国語の差異」では、日本語と中国語の「共同意志形成」に関わる現象を部分的に取り上げ、本論文全体の鍵概念となる「聞き手意志配慮」という観点、「(話し手ー聞き手間の)共同意志形成」という概念が、日本語と中国語との文法対照研究上にも十分に有効であることを示した。具体的には「可能表現」 (「共同意志形成時」における日本語と中国語の差異)と「意志表現」(「共同意志形成後」 における日本語と中国語の差異)を取り上げ、それぞれ以下のことを主張した。

「可能形式」を用いた依頼表現において、日中両言語における可能の意味範囲が異なる。 二人称主語の場合、日本語の「可能表現」には「聞き手の意志」の有無が含まれないが、 中国語の「可能表現」は「可能性」と「意志性」両方を含む。中国語の可能表現が丁寧な 理由は、間接的に「聞き手の意志」を配慮するからである。また、日本語と中国語の動詞 の「基本形」と「う/よう」"吧 ba"を用いた(共同)意志表現においては、「共同行為」 の場合日本語と中国語において「ずれ」が生じる。日本語では「共同意志形成」が終わっ ても「共同行為」を実行するまで「聞き手の意志」を配慮せねばならず、「基本形」を用い て断定することができないのに対して、中国語では「共同行為」であっても「共同意志形 成」が終わったら「聞き手の意志」を配慮する必要がなく、「基本形」を用いて断定的に言 い切ることができる。

7.2 今後の課題

最後に、今後の課題について述べる。

本論文では「行為要求表現」における各文末表現形式を考察するに当たり、イントネーションとの関係について深入りすることができなかった。また、日中対照研究(第6章)においても、日本語と中国語の差異について個別的な現象の指摘にとどまり、「行為要求表現」における「共同意志形成」、更には「行為要求表現」全体の日中の違いを体系的に明らかにするところまで至らなかった。これらは今後の課題としたい。

参考文献

日本語文献

- 安達太郎 (1995)「シナイカとショウとショウカ――勧誘文――」宮島達夫・仁田義雄(編) 『日本語類義表現の文法(上)単文編』くろしお出版.
- 安達太郎 (1999a)「意志のモダリティと周辺形式」『広島女子大国文』16, 広島女子大学 国文学会.
- 安達太郎 (1999b)『日本語疑問文における判断の諸相』くろしお出版.
- 安達太郎 (2002a)「第1章 意志・勧誘のモダリティ」『新日本語文法選書4 モダリティ』 くろしお出版.
- 安達太郎 (2002b)「第2章 命令・依頼のモダリティ」『新日本語文法選書4 モダリティ』 くろしお出版.
- 安達太郎 (2002c)「疑問文とモダリティの関係」『日本語学』21(2)、明治書院.
- 石川美紀子 (2008)「日本語における命令形命令文の研究――命令表現の解明に向けて― ―」名古屋大学博士 (文学)論文.
- 伊藤博美 (2010)「授受構文における受益と恩恵および丁寧さ――「てくれる」文と「てもらう」文を中心として――」『日本語学論集』6,東京大学大学院人文社会系研究科国語研究室.
- 井上優 (1993)「発話における「タイミング考慮」と「矛盾考慮」――命令文・依頼文を例に――」『研究報告集 14 国立国語研究所研究報告 105』秀英出版.
- 井上優 (1995)「富山県砺波方言の「命令形+カ」」『日本語研究』15, 東京都立大学.
- 井上優・黄麗華(1996)「日本語と中国語の真偽疑問文」『国語学』184, 国語学会.
- 王志英(2005)『命令・依頼の表現――日本語・中国語の対照研究――』勉誠出版.
- 大江元貴(2013)『日本語と中国語の可能・難易表現に関する認知論的・語用論的研究』筑

- 波大学博士(言語学)学位論文.
- 大西智之(1989)「中国語と日本語の否定疑問文」『中国語学』236,中国語学会.
- 岡本真一郎 (1984)「要求の言語表現の検討」『愛知学院大学文学部紀要』14, 愛知学院大学、学.
- 岡本真一郎 (1988)「依頼表現の使い分けの規定因」『愛知学院大学文学部紀要』18, 愛知学院大学.
- 岡本真一郎 (1991)「要求と勧めの表現」『愛知学院大学文学部紀要』20, 愛知学院大学.
- 岡本真一郎 (2001)「行動指示表現の状況的使い分け――受益対象と話し手の関与の影響― ―」『日本語教育』109,日本語教育学会.
- 岡本真一郎 (2012)「関与権限と言語表現――「情報のなわ張り理論」の修正と拡張――」 『日本語文法』12(1), 日本語文法学会.
- 沖裕子 (1995)「勧め的依頼表現について」『日本語学』14(11),明治書院.
- 沖裕子(2014)「談話論からみた命令表現」『日本語学』33(4),明治書院.
- 尾上圭介 (1975)「呼びかけ的実現――言表の対他的意志の分類――」『国語と国文学』 52(12), 東京大学国語国文学会.
- 尾上圭介 (1979)「「そこにすわる!」——表現の構造と文法——」『月刊言語』8(5), 大修館書店.
- 尾上圭介 (2001)『文法と意味 I』 くろしお出版.
- 柏崎雅世 (1993)『日本語における行為指示型表現の機能――「お~/~てください」「~ てくれ」「~て」およびその疑問・否定疑問形について――』くろしお出版.
- 柏崎雅世 (1997)「文体変化に伴う丁寧さを示すための勧め表現の交替――手紙文の場合――」『東京外国語大学留学生日本語教育センター論集』23,東京外国語大学留学生日本語教育センター。
- 加藤理恵 (1996)「間接依頼表現の理解を可能とする文脈的要因」『ことばの科学』9,名古屋大学言語文化部.
- 蒲谷宏 (1993)「待遇表現における省略」『日本語学』12(10), 明治書院.
- 蒲谷宏・川口義一・坂本惠 (1993)「依頼表現方略の分析と記述——待遇表現教育への応用 に向けて——」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』5,早稲田大学日本語研究

教育センター.

蒲谷宏・金東奎・高木美嘉(2009)『敬語表現ハンドブック』大修館書店.

神尾昭雄 (1990)『情報のなわ張り理論――言語の機能的分析――』大修館書店.

神尾昭雄 (2002) 『続・情報のなわ張り理論』 大修館書店.

川上恭子 (1995)「勧誘表現「~シナイカ」の表現性」『園田国文』16, 園田学園女子大学.

川上徳明 (2002)「命令・勧誘表現の四段型体系」『比較文化論叢: 札幌大学文化学部紀要』 10、札幌大学文化学部.

川口義一・蒲谷宏・坂本惠 (2002)「待遇表現の「誘い」」『早稲田大学日本語教育研究』1, 早稲田大学.

菊地康人(1997)『敬語』講談社.

木村英樹(1987)「依頼表現の日中対照」『日本語学』6(10)、明治書院.

木村英樹・森山卓郎 (1991)「聞き手情報配慮と文末形式――日中両語を対照して」『日本語と中国語の対照研究――』14,日本語と中国語対照研究会.

金玉英 (2011a)「日本語の勧誘表現に関する一考察」『2011 年北京大学・中国人民大学・ 筑波大学学術フォーラム 予稿集』北京大学.

金玉英 (2011b) 「意志表現と聞き手の権限――日中両語の対照を通じて――」『日中言語研究と日本語教育』好文出版.

金玉英 (2012)「勧誘表現における主語の人称差について」『日本語学会 2012 年度春季大会予稿集』日本語学会.

金玉英 (2013a)「「勧誘」の定義をめぐって――「Weの形成」の観点から――」『筑波日本語研究』第 17 号,筑波大学人文社会科学研究科日本語学研究室.

金水敏 (1991)「伝達の発話行為と日本語の文末形式」『神戸大学文学部紀要』 18, 神戸大学文学部. 学文学部.

久野暲(1973)『日本文法研究』大修館書店.

久野暲(1978)『談話の文法』大修館書店.

窪田宣子(1991)「「勧める」の意味・用法について」『日本学報』10,大阪大学.

熊井浩子 (2012)「行為要求表現について——V テモラッテイイカを中心に——」『静岡大学国際交流センター紀要』6, 静岡大学国際交流センター.

- 熊谷智子 (1995)「依頼の仕方――国研岡崎調査のデータから――」『日本語学』14(11),明治書院.
- 熊取谷哲夫 (1995)「発話行為理論から見た依頼表現――発話行為から談話行動へ――」『日本語学』 14(11)、明治書院.
- 倉本幸彦(2010)「「可能の表現」が表す「行動展開表現」――「行動展開表現」の分類基準の考察とその〈表現〉例――」『待遇コミュニケーション研究』7,待遇コミュニケーション学会.
- 黒川美紀子 (1999)「話し手聞き手二者行動要求表現~いわゆる「勧誘表現」について~」 『早稲田日本語研究』7,早稲田大学国語学会.
- 黄明淑 (2011)「「誘い」表現における中日対照研究――「共同行為要求」に着目して――」 『日本語/日本語教育研究』2、ココ出版.
- 国立国語研究所(1960)『話しことばの文型(1)――対話資料による研究――』秀英出版.
- 国立国語研究所(1963)『話しことばの文型(2)――独話資料による研究――』秀英出版.
- 小島小夜子 (2009)「構成要素からみる「勧誘」「依頼」の含意の予測――日本語母語話者 と日本語学習者の聞き手による含意の予測と表出――」『独協大学日本語教育紀要』4, 独協大学大学院外国語学研究科日本語教育専攻.
- 近藤政行(1996)「動詞命令形の機能」『徳島文理大学比較文化研究所年報』12, 徳島文理 大学比較文化研究所.
- 齋美智子 (1998)「働きかけ文における「勧め」」『人間文化論叢』1,お茶の水女子大学大学院人間文化研究科.
- 齋美智子(2001)「「はたらきかけ」をあらわすシナイカ」『人間文化論叢』4,お茶の水 女子大学大学院人間文化研究科.
- 齋美智子(2003a)「日本語の「働きかけ表現」――「すすめ表現」を中心に――」『国文学解釈と鑑賞』68(7), 至文堂.
- 齋美智子 (2003b)「〈働きかけ文〉の総合的研究——その中心と周辺——」お茶の水女子大学 (人文科学) 博士論文.
- 齋美智子 (2010)「ショウに関する一考察」須田淳一・新居田純野(編)『日本語形態の諸問題 鈴木泰教授東京大学退職記念論文集』ひつじ書房.

- 坂本惠・川口義一・蒲谷宏 (1994)「「行動展開表現」について――待遇表現教育のための 基礎的考察――」『日本語教育』82,日本語教育学会.
- 佐々木倫子 (1995)「依頼表現の対照研究――英語の依頼表現――」『日本語学』14(11),明治書院.
- 佐藤里美 (1992)「依頼文――してくれ、してください――」言語学研究会(編)『ことばの科学』5, むぎ書房.
- 佐藤友哉 (2012)「命令文の基本的機能」『熊本県立大学大学院文学研究科論集』5, 熊本県立大学大学院文学研究科。
- ザトラウスキー・ポリー (1993)『日本語研究叢書 5 日本語の談話の構造分析——勧誘の ストラテジーの考察——』くろしお出版.
- 渋谷勝己 (1993)「日本語可能表現の諸相と発展」『大阪大学文学部紀要』33(1), 大阪大学.
- 渋谷勝己 (2005)「日本語可能形式にみる文法化の諸相」『日本語の研究』1(3), 日本語学会.
- 徐愛紅(2001)「希望表明形式による意志表示――日中両語を対照して――」『日本語教育』 109, 日本語教育学会.
- 城田俊(1977)「《う/よう》の基本的意味」『国語学』110, 国語学会.
- スィリラック・スチワロードム (2011)「「てもらう」の複合形式の機能分析」『日本語/日本語教育研究』2, ココ出版.
- 鈴木睦(1987)「日本語における依頼行為」『AKP 紀要』1,Associated Kyoto Program Doshisha University.
- 鈴木睦(1989)「聞き手の私的領域と丁寧表現」『日本語学』8(2), 明治書院.
- 砂川有里子 (2006)「「~てもらっていいですか」という言い方——指示・依頼と許可求めの言語行為——」『言外と言内の交流分野 小泉保博士傘寿記念論文集』大学書林.
- 全香蘭 (2011)「日本語・中国語・朝鮮語における依頼に対する受諾表現の比較研究」筑波 大学博士 (言語学) 学位論文.
- 孫楊 (2007)「勧めの表現における日本語母語話者と中国人日本語学習者の違い」『教育学研究紀要 (CD-ROM版)』52(2)、中国四国教育学会.
- 孫楊 (2009)「勧誘表現における日本語母語話者と中国人日本語学習者のストラテジーの違

- い――「~しないか」と「~しようか」を中心に――」『人間文化』25,神戸学院大学人文学会.
- 高澤信子(2009)「依頼表現と指示・命令表現について――外国人資料を中心に――」『立 教大学日本語研究』16、立教大学日本語研究会.
- 高梨信乃(1996)「条件接続形式を用いた<勧め>表現――シタライイ、シタラ、シタラドウ――」『現代日本語研究』3,大阪大学現代日本語学講座.
- 高梨信乃 (2007)「評価のモダリティと実行のモダリティ」『神戸大学留学生センター紀要』 13、神戸大学留学生センター.
- 高梨信乃(2011)「行為要求について——日本語教育における問題——」『神戸大学留学生 センター紀要』17、神戸大学留学生センター.
- 高見健一 (2003)「機能的構文分析のすすめ――情報構造の視点から――」『日本語学』 22(10)、明治書院.
- 滝浦真人(2010)「ポライトネスと語用論――"はだかの命令形"の考察から――」『日本語研究の12章』明治書院.
- 田中妙子 (1995a) 「表現意図と言語形式の関わり――行為要求表現を中心に――」 『早稲田大学大学院文学研究科紀要 別冊 文学・芸術学編』 21, 早稲田大学大学院.
- 田中妙子 (1995b) 「間接的行為要求表現についての一考察」 『国語学研究と資料』 19, 国語学研究と資料の会.
- 田野村忠温(1988)「否定疑問文小考」『国語学』152, 国語学会.
- 田野村忠温(1991)「疑問文における肯定と否定」『国語学』164, 国語学会.
- 田野村忠温 (2004)「第9章 現代語のモダリティ」『朝倉日本語講座6 文法Ⅱ』朝倉書店.
- 崔善喜(2012)「命令を表す「てもらう」文についての一考察——「しろ/しなさい」との 比較を通して——」『日本語文法』12(1)、くろしお出版.
- 張威 (1998)『結果可能表現の研究――日本語・中国語対照研究の立場から――』くろしお 出版.
- 張勤(1999)『比較言語行為論――日本語と中国語を中心に――』好文出版.
- 鄭夏俊(1991)「日本語における語用論的な丁寧さについて」『国語学研究と資料』15, 国

- 語学研究と資料の会.
- 土岐留美江 (1996)「日本語と中国語の意志表現」『日本語研究』16, 東京都立大学国語学研究室.
- 中右実(1994)『認知意味論の原理』大修館書店.
- 中道真木男・土井真美 (1995)「日本語教育における依頼の扱い」『日本語学』14(11),明 治書院.
- 仁田義雄(1990)「モダリティを求めて」『月刊言語』28(6)、大修館書店.
- 仁田義雄(1991)『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房.
- 仁田義雄(2014)「モダリティとしての命令表現」『日本語学』33(4),明治書院.
- 日本語記述文法研究会編(2003) 『現代日本語文法 4 第8部 モダリティ』くろしお出版.
- 日本語記述文法研究会編(2009)『現代日本語文法7 談話・待遇表現』くろしお出版.
- 日本語教育学会編(1982)『日本語教育事典』大修館書店.
- 橋元良明 (1992)「間接的発話行為方略に関する異言語間比較」『日本語学』11(12),明治書院.
- 浜田麻里 (1995)「依頼表現の対照研究――中国語における命令依頼の方略――」『日本語学』14(11)、明治書院.
- 樋口文彦 (1992)「勧誘文――しよう、しましょう――」言語学研究会(編)『ことばの科学』 5、むぎ書房.
- 姫野伴子 (1991)「依頼と勧誘――受益者表現の日英対照を中心に――」『世界の日本語教育』1, 国際交流基金日本語国際センター.
- 姫野伴子(1992)「負担と利益」『埼玉大学紀要 人文科学篇』41, 埼玉大学教養部.
- 姫野伴子(1997)「行為指示型発話行為の機能と形式」『埼玉大学紀要』33(1), 埼玉大学教養学部.
- 姫野伴子 (1998)「勧誘表現の位置──「しよう」「しようか」「しないか」──」『日本語 教育』96、日本語教育学会.
- 姫野伴子(2000)「勧めの表現形式」『留学生教育』3,埼玉大学留学生センター.
- 姫野伴子 (2003)「「てくれる」文の機能」『留学生教育』5,埼玉大学留学生センター.

姫野伴子 (2005)「配慮表現の枠組み」『留学生教育』7,埼玉大学留学生センター.

姫野伴子 (2009)「行為指示型表現に対する母語話者と学習者の適切性判断」『明治大学国際日本学研究』1(1)、明治大学国際日本学部.

前田広幸(1990)「「~て下さい」と「お~て下さい」」『日本語学』9(5),明治書院.

牧原功 (1993)「~スル形の指示表現への転用——命令形との意味の接近とその用法差をめ ぐって——」『言語学論叢』12, 筑波大学.

正宗美根子(2001)「日本語の命令依頼表現について」『北陸大学紀要』24, 北陸大学.

益岡隆志 (1991)『モダリティの文法』くろしお出版.

益岡隆志 (2001)「日本語における授受動詞と恩恵性」『言語』30(5)、大修館書店.

益岡隆志 (2002)「定表現と非定表現と不定表現」『国語論究 10 現代日本語の文法研究』 明治書院.

益岡隆志・田窪行則 (1993)『基礎日本語文法』くろしお出版.

水谷静夫(1989)「主語が顕在する命令句」『計量国語学』17(3)、計量国語学会.

水谷信子(1985)『日英比較 話しことばの文法』くろしお出版.

三宅和子・野田尚史・生越直樹編 (2012)『「配慮」はどのように示されるか』ひつじ書房.

宮崎和人 (2003)「〈意志〉と〈推量〉の疑問形式」『岡大国文論稿』31, 岡山大学文学部 言語国語国文学会.

宮崎和人 (2006)「まちのぞみ文について――「シタイ」と「ショウ」――」『日本語文法 の新地平 2 文論編』 くろしお出版.

宮地裕(1995)「依頼表現の位置」『日本語学』14(11)、明治書院.

森田良行・松木正恵 (1989)『日本語表現文型』アルク.

森山卓郎 (1988)『日本語動詞述語文の研究』明治書院.

森山卓郎 (1989)「コミュニケーションにおける聞き手情報——聞き手情報配慮非配慮理論 ——」仁田義雄・益岡隆志(編)『日本語のモダリティ』くろしお出版.

森山卓郎(1990)「意志のモダリティについて」『阪大日本語研究』2,大阪大学.

森山卓郎 (2000)「第1章 基本叙法と選択関係としてのモダリティ」仁田義雄・益岡隆志(編) 『日本語の文法3 モダリティ』岩波書店.

森山卓郎(2006)「意志形「〜よう」のイントネーション――代行上昇をめぐって――」音

- 声文法研究会編『文法と音声』5、くろしお出版.
- 森山卓郎(2013)「丁寧語について」『国語と国文学』90(7)、東京大学国語国文学会.
- 山岡政紀 (2000)『日本語の述語と文機能』くろしお出版.
- 山岡政紀 (2008) 『発話機能論』 くろしお出版.
- 山岡政紀・牧原功・小野正樹 (2010)『コミュニケーションと配慮表現 日本語語用論入門』 明治書院。
- 山下由美子 (2011)「「しよう」「しようか」の意味・用法――日本語教育への提案――」 『創価大学大学院紀要』33, 創価大学大学院.
- 山梨正明(1986)『発話行為』大修館書店.
- 山本千津子 (2004) 「「待遇コミュニケーション」における「勧め」表現に関する一考察」 『待遇コミュニケーション研究』 2, 待遇コミュニケーション研究会.
- 吉井健(2000)「「~してください」の用法——「命令・依頼・勧め」の関係——」『文林 辻田昌三先生追悼号』34、神戸松蔭女子学院大学学術研究会.
- 盧万才 (2011)「中国人日本語学習者の依頼表現習得状況の考察──日中対照の視点から─ ─」『麗澤大学紀要』92,麗澤大学出版委員会.
- 若生久美子・神田富美子 (2000)「中国語における依頼表現の丁寧度」『中国語学』 247, 中国語学会.

中国語文献

- 贺阳 (1992) 〈试论汉语书面语的语气系统〉于康/成田静香译「中国語の書き言葉における語気の体系」于康,張勤編 (2000)『中国語言語学情報 1 語気詞と語気』好文出版 收录.
- 胡明扬 (1981) 〈北京话的语气助词和叹词 (上,下)〉于康/成田静香译「北京語における 語気助詞と感嘆詞」于康,張勤編 (2000)『中国語言語学情報 1 語気詞と語気』好文 出版 收录.
- 胡裕树 (1962)《现代汉语》上海教育出版社.
- 胡裕树主编(1981)《现代汉语 增订本》上海教育出版社.

金玉英(2013b)〈汉日祈使句对比研究〉《第五届汉日对比语言学研讨会 资料集》汉日对比语言学研究(协作)会.

林裕文 (1985)〈谈疑问句〉《中国语文》第2期.

刘月华(1989)〈用"吗"的是非问句和正反问句用法比较〉《汉语语法论集》现代出版社.

刘月华・潘文・娱故韡 (1983)《实用现代汉语语法》外语教学与研究出版社.

陆俭明(1984) 〈关于现代汉语里的疑问语气词〉于康/山田忠司/佐藤畅治译「現代中国語に おける疑問語気詞」于康,張勤編(2000)『中国語言語学情報1 語気詞と語気』好文 出版 收录.

吕叔湘 (1985) 〈疑问・否定・肯定〉 《中国语文》第4期.

吕叔湘主编(1980)《现代汉语八百词》商务印书馆.

袁毓林(1993)《现代汉语祈使句研究》北京大学出版社.

张伯江 (1997) 〈疑问句功能琐议〉 《中国语文》第2期.

朱德熙 (1982)《语法讲义》商务印书馆.

各章と既発表論文との関係

第1章 序論

新規執筆

第2章 先行研究——行為要求表現の分類と枠組みを中心に—— 新規執筆

第3章 行為要求表現の分類と「共同意志形成」

金玉英 (2013a)「「勧誘」の定義をめぐって――「We の形成」の観点から――」 『筑波日本語研究』第 17 号, 筑波大学人文社会科学研究科日本語学研究室. 金玉英 (投稿予定)「行為要求表現の新しい枠組みの提案――「聞き手意志配慮」 の観点から――」

第4章 「融合型」共同意志形成——「勧誘」の文法的特徴——

- 金玉英 (2011a)「日本語の勧誘表現に関する一考察」『2011 年北京大学・中国人 民大学・筑波大学学術フォーラム 予稿集』北京大学.
- 金玉英 (2012)「勧誘表現における主語の人称差について」『日本語学会 2012 年度 春季大会予稿集』日本語学会.
- 金玉英 (2013a)「「勧誘」の定義をめぐって――「We の形成」の観点から――」 『筑波日本語研究』第 17 号, 筑波大学人文社会科学研究科日本語学研究室.

第5章 「対立型」共同意志形成——可能表現による「依頼」——

金玉英(投稿予定)「可能形式による「依頼表現」について」

第6章 「共同意志形成」における日本語と中国語の差異

金玉英 (2011b)「意志表現と聞き手の権限――日中両語の対照を通じて――」『日中言語研究と日本語教育』好文出版.

金玉英 (2013b) 〈汉日祈使句对比研究〉《第五届汉日对比语言学研讨会 资料集》 汉日对比语言学研究(协作)会.

第7章 結論

新規執筆

(※全ての既発表論文に加筆・修正を施している)